

平成28年度第2回野田市環境審議会 会議次第

《日時》 平成28年11月29日(火) 10:00～

《場所》 野田市役所 低層棟4階 委員会室

1 委員長挨拶

2 市長挨拶

3 諮問

野田市環境基本計画の見直しについて

4 議事

議案第1号 野田市環境基本計画見直し(案)について

5 その他

野環環第387号
平成28年11月29日

野田市環境審議会
委員長 菊池喜昭様

野田市長 鈴木有



野田市環境基本計画の見直しについて（諮問）

野田市環境審議会条例第2条に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

野田市環境基本計画の見直しについて

2 諮問趣旨

野田市では、廃棄物の不法投棄や水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化など地球規模の問題まで山積しており、環境をめぐる問題に対応すべく、平成23年3月に環境基本計画を策定し、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、6つの基本方向と4つの重点施策を掲げて、施策を展開しております。

本計画は、平成32年度を目標年度としており、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から見直しを行います。

つきましては、野田市環境基本計画の見直しについて諮問いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

◇本計画の目的

本計画は、野田市の望ましい環境像を（環境の将来の目標像）を明らかにして、市、事業者及び市民の全ての人々が、それぞれの立場で連携・協働して望ましい環境像を実現するために取り組んでいく計画です。

◇本計画の考え方

本計画は、「野田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が協働して環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針などを示す、環境分野の最上位計画として策定するものです。

◇環境像

基本方向

施策の方針

重点施策

「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、六つの基本方向を達成するため、20の施策の方向について、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取組を展開します。さらに、本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、四つの「重点施策」を提案します。

◇本計画の役割

- ◎環境の現状をとらえ、問題点や課題を示します。
- ◎目標とする環境像を定め、それを実現するための基本方向を示します。
- ◎基本方向を達成するための個別的な目標と具体的な施策を示します。
- ◎市、事業者及び市民等が行う具体的な取組を示します。
- ◎環境基本計画を推進していくための方策を示します。

◇本計画の見直しの考え方

本計画は、国や県の関連法や条例、関連計画と連携し、「野田市総合計画」と整合を図りながら、市の各種施策の環境に関する事項や施策の推進状況を勘案し、市の取り組みや目標を見直します。

◇本計画の期間・目標年次

本計画は、平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行います。

◇各主体の役割

本計画に取り組む主体は、本市の構成員（市、事業者、市民）に教育関係者とNPO等の市民活動団体を加えて設定します。

豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田

1. 自然との共生の確保

(自然環境)

- 1-1 里山の保全と活用
- 1-2 自然とのふれあいの確保
- 1-3 生物の多様性の確保保全

1. 生物の多様性の保全

2. 快適な都市環境の確保

(地域環境)

- 2-1 豊かな緑の確保
- 2-2 ふれあえる水辺づくり
- 2-3 良好な景観の形成
- 2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承

2. 廃棄物の減量・リサイクルの推進

3. 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

(地球環境)

- 3-1 廃棄物の減量化の推進
- 3-2 資源化の推進
- 3-3 不法投棄の防止
- 3-4 環境マナーの普及啓発

3. 地質環境保全施策の推進

4. 地球環境保全への貢献

(地球環境)

- 4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
- 4-2 エネルギーの効率的利用の促進

4. 環境教育・環境学習の推進

5. 環境への負荷の少ない社会の実現

(地球環境)

- 5-1 大気環境の保全
- 5-2 水質環境の保全
- 5-3 騒音・振動・悪臭防止
- 5-4 地質環境の保全

6. みんなが参加する取組

(環境保全)

- 6-1 環境教育・環境学習の推進
- 6-2 環境情報の共有とネットワークづくり
- 6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

◇市の役割◇

市は、環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全に関する計画の策定や施策を実施していくという役割を担っています。

◇事業者の役割◇

事業者は、事業活動において、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に参加・協力し、持続的に発展できる社会を構築していくという役割を担っています。

◇市民の役割◇

市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承していくという役割を担っています。

◇教育関係者の役割◇

教育関係者は、研究や調査を通じて得られた知見を広く市民に伝えるとともに、環境教育の実施、子どもたちの感受性を育成し、人材を育てるという役割を担っています。

◇NPO等の市民活動団体の役割◇

NPO等の市民活動団体は、環境保全活動の率直的な取組を行い、環境情報の提供、事業者や行政の取組を評価・提言するという役割を担っています。

◇各施策の主な見直し内容

- 1-1 里山の保全と活用
- 1-2 自然とのふれあいの確保
- 1-3 生物の多様性の保全

◇1-1 里山の保全と活用 具体的な取組◇

里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。
全市域の生き物調査により、里地里山として、市内の水田やその周辺の山林の現状把握を行います。
市民や市民団体、NGO・NPO等との連携協働による里地・里山保全活動を実施し、健全な里地・里山の自然環境の維持・管理に努めます。

◇1-2 自然とのふれあいの確保 具体的な取組◇

みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め野田市独自の農業の展開を図ります
樹林地等を始めとする豊かな森林生態系を保全・活用するため、市民や市民団体、間伐・下草刈り等の実施市民活動団体との協働によりその保全に努めます。

◇1-3 生物の多様性の保全 具体的な取組◇

市民参加による生物多様性に関わる活動を推進し、生物多様性への理解を深めます。
NPOと市民が実施する自然・生物多様性の保全・再生活動等への支援を行うとともに、当活動の推進を図ります。
「野田市貴重な野生動植物保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき江川地区を最重要エリアとして、地区指定、協定締結や買取協議申出による計画的な用地取得を推進し、保全・再生エリアの維持・拡大を図ります。
水田における水域の連続性を確保するため、魚道の設置等により水路と田面の落差を解消し、生息空間のネットワーク化を保全していきます。
コウノトリの試験放鳥を実施し、近い将来のコウノトリ野生復帰を目指して取り組みます。
江川地区をモデル地区とした市域エコロジカル・ネットワークの取組を、市全域の取組に広げていきます。
生き物調査等による既存データを基に、市内における絶滅のおそれのある野生動植物に関する生息状況や生物学的な特徴等をまとめた「野田市レッドデータブック（仮称）」と、該当する種を一覧にした「野田市レッドリスト（仮称）」を作成します。
湿地の保全・再生に向けた継続的な管理活動の基盤となるデータの蓄積を図るため定期的なモニタリング調査等を継続します。

- 2-1 豊かな緑の確保
- 2-2 ふれあえる水辺づくり
- 2-3 良好な景観の形成
- 2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承

◇2-1 豊かな緑の確保 具体的な取組◇

市民参加によるふるさと花づくり運動やグリーントラストバンクを推進します。
みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。
公園を始めとする公共用地の緑化や街路樹等の適正な維持管理を図ります。

◇2-2 ふれあえる水辺づくり 具体的な取組◇

貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、水と緑のネットワークの形成を図り、野生生物の生育・生息空間の確保に努めます。

- 3-1 廃棄物の減量化の推進
- 3-2 資源化の推進
- 3-3 不法投棄の防止
- 3-4 環境マナーの普及啓発

◇2-3 良好な景観の形成 具体的な取組◇

みどり豊かな公園や歴史的な資源を活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。
水辺景観や田園景観を活かしつつ、点在する身近な歴史的資源を活かした野田市の歴史を伝える景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。

◇2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承 具体的な取組◇

市内に点在する歴史的文化的遺産の保全と活用等により景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。
豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

◇3-1 廃棄物の減量化の推進 具体的な取組◇

「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の一人1日当たりの排出量を平成22年度比で30%削減を目指しごみの減量に取り組みます。
ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、「野田市廃棄物減量等推進審議会」の意見を踏まえ、指定ごみ袋無料配布枚数の見直しなど、ごみ減量施策について検討して行きます。
事業系ごみの排出抑制に向けて、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。
各家庭の生ごみを堆肥化することでごみ減量化に繋がることから、より多くの家庭で生ごみ処理装置を普及させる目的として、生ごみ堆肥化装置購入助成金制度の周知・推進します。

◇3-2 資源化の推進 具体的な取組◇

ごみの分別収集の徹底等に取り組み、3R（発生抑制、再使用、再生使用）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる資源化を推進します。
リサイクル展示場の運営など、資源を有効に利用するための仕組みを推進します。

◇3-3 不法投棄の防止 具体的な取組◇

野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準を定め、不法投棄等が多発している場所にはカメラを設置し、個人のプライバシーを保護しつつ不法投棄の防止に努めます。

◇3-4 環境マナーの普及啓発 具体的な取組◇

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に改正し、ポイ捨てや路上喫煙等を禁止し、重点区域での違反者には過料を科すなど、環境マナーの普及啓発を強化します。

- 4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
- 4-2 エネルギーの効率的利用の促進

◇4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策 具体的な取組◇

第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。
オゾン層保護やフロン使用・回収の重要性について意識啓発を行い、フロン回収・破壊法の一部改正に伴い、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた管理の適正化に努めます。

◇4-2 エネルギーの効率的利用の促進 具体的な取組◇

エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。
再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大を促進します。
公用車の低公害車、低燃費車などへの入替えを進めます。

- 5-1 大気環境の保全
- 5-2 水質環境の保全
- 5-3 騒音・振動・悪臭防止
- 5-4 地質環境の保全

◇5-1 大気環境の保全 具体的な取組◇

光化学スモッグ、PM2.5の注意報等の情報を、防災行政無線、市のホームページやまめメールにより住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。
産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決のため、被害者の会、弁護団、市の3者で協議し、公害等審査会への調停申請など、様々な対策を行います。
連続立体交差事業により、踏切渋滞を解消し、温室効果ガスの排出を抑制します。

◇5-2 水質環境の保全 具体的な取組◇

連続立体交差事業及び関連する道路整備等を促進し、鉄道騒音及び道路騒音の低減を行います。

◇5-3 騒音・振動・悪臭防止 具体的な取組◇

連続立体交差事業及び関連する道路整備等を促進し、鉄道騒音及び道路騒音の低減を行います。

◇5-4 地質環境の保全 具体的な取組◇

市内全域について任意に抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施します。
地下水汚染のモニタリング調査を継続し、浄化対策も取り組み、工場、事業所への指導を行います。

◇環境指標等◇

環境指標の項目		変更後		変更前		備考	環境指標の項目		変更後		変更前		備考
		現在値等	将来目標値	現在値等	将来目標値				現在値等	将来目標値	現在値等	将来目標値	
1-1	◎自然観察会などのイベント開催数	10回／年	12回／年	9回／年	12回／年	みどりと水のまちづくり課	4-1	◎エコアクション21登録事業者数	7社	10社	4社	増加	環境保全課
里山の保全と活用								◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減(※)t-CO2	18,842.0	19,940	23,208.1	21,815.6	第2次実行計画の目標値を掲載、目標年度は、平成28年度(変更前) COP21の目標に向けた国の目標をもとに設定
1-2	◎自然保護活動団体との協働事業数	3件	4件	3件	増加	みどりと水のまちづくり課	地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	電気の使用に伴う排出	(8,709.3)	(7,609.3)	-	(8,325.0)	()内数値は、市の事業に伴って発生する二酸化炭素量で、総排出量が環境指標となっていますが、目安として表記しているものです。また、環境指標の表記についても野田市地球温暖化対策実行計画が制定されたことにより、変更しております。
自然とのふれあいの確保								燃料の使用に伴う排出	(3,566.1)	(3,729.2)	-	(4,080.0)	
1-3	◎冬期湛水事業による再生湿地数	8か所	8か所	1か所	7か所	農政課		自動車の使用に伴う排出	(10.6)	(20.7)	-	(22.6)	
生物の多様性の確保								廃棄物の焼却に伴う排出	(6,507.2)	(8,532.4)	-	(9,335.0)	
2-2	◎水辺広場の数(親水公園数)	1か所	3か所	1か所	増加	農政課		し尿の処理に伴う排出	(48.8)	(48.4)	-	(53.0)	
ふれあえる水辺づくり							4-2	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	75台	増加	15台	増加	公用車更新計画に基づき、対象車両は、低燃費、低公害車で更新する予定だが、財政状況との兼ね合いもあり、数値目標を設定することは、難しい。
2-3	◎景観形成対象地区数	0か所	31年に策定予定	0か所	景観基本計画を策定し、地区数を設定	都市計画課	エネルギーの効率的利用の促進						
2-4	◎指定文化財の件数(指定文化財の件数)	35件	37件	32件	増加	社会教育課	5-1	硫酸化物(野田)	0.002ppm	環境基準達成	0.004ppm	環境基準達成	環境保全課 環境基準 二酸化硫黄 0.04ppm(日平均値) 二酸化窒素 0.04ppm(県環境目標値) 浮遊粒子状物質 0.1mg/m3(日平均値)
歴史的文化的遺産の保護・継承							窒素酸化物(野田)	0.031ppm	0.034ppm				
3-1	◎市民一人1日当たりのごみ排出量	604.19g／人・日	447g／人・日	648.96g／人・日	減少	清掃計画課	窒素酸化物(桐ヶ作)	0.023ppm	0.031ppm				
廃棄物の減量化の推進							浮遊粒子状物質(野田)	0.049mg/m ³	0.065mg/m ³				
3-2	◎ごみの資源化率	29.29%	増加	24.12%	増加	清掃計画課	浮遊粒子状物質(桐ヶ作)	0.060mg/m ³	0.086mg/m ³				
資源化の推進							◎光化学オキシダント						
3-3	◎ごみの不法投棄指導件数	55件	40件	45件	減少	清掃一課	野田 環境基準を超えた日数	93日	80日以下	92日	減少	環境保全課 環境基準 1時間値が0.06ppm以下	
不法投棄の防止							野田 環境基準を超えた時間数	486時間	350時間以下	471時間	減少		
3-4	◎環境美化運動参加人数	27,212人	27,300人	24,689人	増加	環境保全課	桐ヶ作 環境基準を超えた日数	97日	90日以下	97日	減少		
環境マナーの普及啓発							桐ヶ作 環境基準を超えた時間数	531時間	420時間以下	462時間	減少		
6-1	◎こどもエコクラブの登録数	1クラブ	5クラブ	0クラブ	5クラブ	環境保全課	5-2	◎河川におけるBOD75%値					
環境教育・環境学習の推進	◎小中学校での環境教室実施校	20校	全校	全校	現状維持	指導課	利根川	1.0mg/l	環境基準達成	1.2mg/l	環境基準達成	環境保全課 環境基準 江戸川、利根川;2mg/L以下 利根運河;3mg/L以下	
6-3	◎市民講座・イベント回数	23回	現状維持	15回	増加	社会教育課	江戸川	0.9mg/l		1.5mg/l			
環境保全活動の拠点づくり、組織づくり	◎環境活動団体数	9団体	9団体	9団体	増加	みどりと水のまちづくり課	利根運河	4.2mg/l		7.5mg/l			
							◎公共下水道普及率	64.70%	67%	55.21%	増加	下水道課	
							◎地盤沈下の発生状況	0km ²	0	0km ²	現状維持	環境保全課	
							◎有機塩素系化合物(検出率)	0%	0	0%	現状維持		
							◎硝酸性窒素および亜硝酸性窒素(検出率)	14.28%	24%	34.30%	減少		

冬期湛水 28 年度から 9 ヶ所達成

①台町②二川（平成）③木間ヶ瀬 1 ④木間ヶ瀬 2 ⑤岡田⑥船形⑦目吹⑧木野崎⑨江川

中干し時期の延期

通常は、6 月末に水切りを実施し、8 月ごろ再度水を張りをするところを水切り時期を 7 月 1 0 まで延期し、赤ガエルのオタマジャクシからカエルになるまでの生育環境を保全する。

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 環境問題の動向

新旧対象表

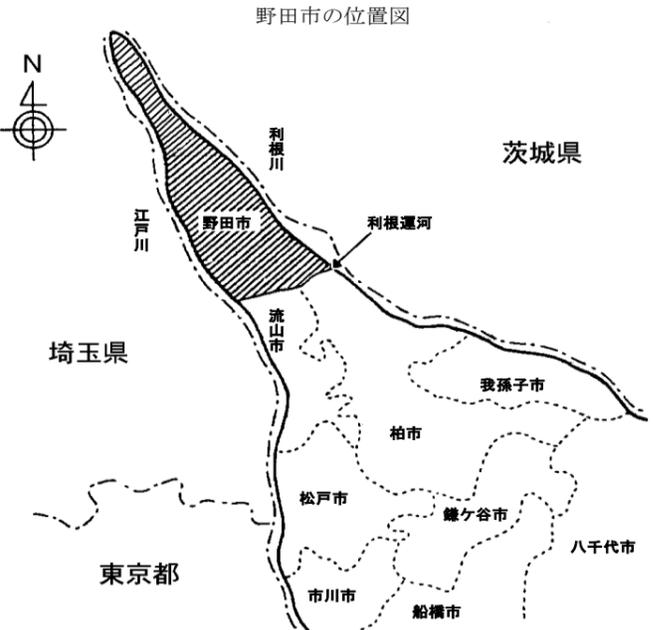
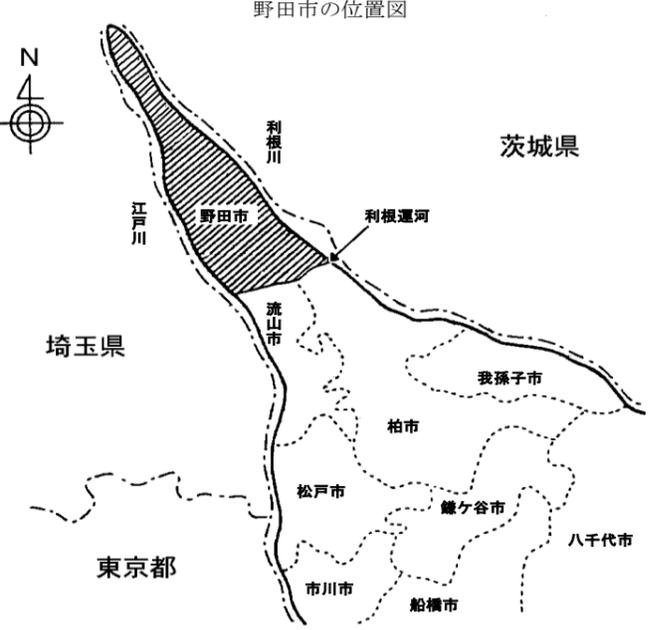
修正案	現状	変更理由
<p>第1章 計画策定の基本的事項</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>(1) 環境問題の動向</p> <p>これまで、高度経済成長の中で公害の克服に多大な努力を行ってきたが、資源の大量消費や大量廃棄、発展途上国における爆発的な人口増加に伴う食糧需要の増大など社会経済活動の拡大は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題を引き起こし、人類共通の課題となっている。今日の環境問題は、家庭からの生活排水や緑地・自然環境の減少等、私たちの日常生活に身近な都市・生活型環境問題や、地球温暖化や生物種の減少といった地球規模の新たな問題が顕在化しており、あらゆる生命の生存基盤である地球環境に大きな脅威を与えつつあります。こうした問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が原因となっています。</p> <p>これらの問題を解決するためには、エネルギーや資源を大量に消費する社会経済活動やライフスタイルの見直しが求められており、また、ライフスタイルは大量消費型からの脱却や自然環境の保全などの具体的な行動だけでなく、「もったいない」などの精神的な在り方にも及んでいます。最近の配慮すべき事項として、「ゆとり」、「潤い」、「豊かな」などに加え、「安心」、「安全」などが挙げられるようになっています。また、深刻化する地球温暖化問題については、防止のための国際的取組の枠組みを決定する場として、「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）」が1997年（平成9年）12月に京都市で開催され、2015年末に開かれた国連の気候変動に関する会議（COP21）では、21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すため、世界が協力することを約束した、歴史的な国際協定が締結され、日本政府も、「温室効果ガスを2030年までに26%削減する（2013年比）」という目標を掲げています。パリ協定の合意後は、国内の温暖化対策を強化し、より真剣に取り組んでいくことが求められます。</p>	<p>第1章 計画策定の基本的事項</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>(1) 環境問題の動向</p> <p>今日の環境問題は、家庭からの生活排水や緑地・自然環境の減少等、私たちの日常生活に身近な都市・生活型環境問題や、地球温暖化や生物種の減少といった地球規模の新たな問題が顕在化しており、あらゆる生命の生存基盤である地球環境に大きな脅威を与えつつあります。こうした問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が原因となっています。</p> <p>これらの問題を解決するためには、エネルギーや資源を大量に消費する社会経済活動やライフスタイルの見直しが求められており、また、ライフスタイルは大量消費型からの脱却や自然環境の保全などの具体的な行動だけでなく、「もったいない」などの精神的な在り方にも及んでいます。最近の配慮すべき事項として、「ゆとり」、「潤い」、「豊かな」などに加え、「安心」、「安全」などが挙げられるようになっています。</p>	<p>国の第4次環境基本計画の見直しの柱として持続可能な社会を構築する上で、【低炭素社会】・【循環型社会】・【自然共生社会】の三つを総合的に達成することにより、豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会の構築が目標として示されている。こうした地球規模の環境問題の背景について記述を変更</p>
<p>(2) 国の取組</p> <p>◇◇環境基本法と環境基本計画◇◇</p> <p>環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌平成6年12月には、「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定され、平成24年4月には、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を総合的に目指すことや東日本大震災による復旧・復興に係る施策や放射性物質による環境汚染対策を盛り込んだ「第四次環境基本計画」が策定されています。</p> <p>◇◇自然環境◇◇</p> <p>自然環境としては、失われた自然環境を取り戻すため、「自然再生推進法」が平成14年12月に公布されています。</p> <p>平成16年6月には、外来生物による生態系のかく乱を排除するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が制定され、平成25年4月には、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できるようにするなどの改正がされています。</p>	<p>(2) 国の取組</p> <p>◇◇環境基本法と環境基本計画◇◇</p> <p>環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌平成6年12月には、「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定されています。</p> <p>◇◇自然環境◇◇</p> <p>自然環境としては、失われた自然環境を取り戻すため、「自然再生推進法」が平成14年12月に公布されています。</p> <p>平成16年6月には、外来生物による生態系のかく乱を排除するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が制定されました。</p>	<p>国の取組として、平成24年4月に第4次環境基本計画が策定されたことを加筆 また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部が改正されたことによる加筆</p>
<p>◇◇生活環境◇◇</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会や国民のライフスタイルを見直すため、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布されています。……</p>	<p>◇◇生活環境◇◇</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会や国民のライフスタイルを見直すため、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布されています。……</p>	<p>変更なし（法改正がないため）</p>
<p>◇◇地球環境◇◇</p> <p>地球温暖化防止のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が平成10年10月に公布（平成14年改正）され、平成17年2月には、「京</p>	<p>◇◇地球環境◇◇</p> <p>地球温暖化防止のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が平成10年10月に公布（平成14年改正）され、平成17年2月には、「京</p>	<p>平成27年7月に決定した2020年以降の温室効果ガス削減に向けた日本の約束草案についての記述を追記</p>

修正案	現状	変更理由
<p>都議定書」が発効されました。平成27年7月には、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%まで削減する目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。この目標の達成のため、特に家庭や市役所等の業務部門は、約4割という大幅な排出削減が必要となります。そのため、国としても、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となります。</p>	<p>都議定書」が発効されました。</p>	
<p>(3)千葉県の取組 ◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成7年3月に制定されました。平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づいて各種施策が展開されています。その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改訂し、平成20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」が策定されました。 千葉県環境基本計画策定から7年が経過し、この間、千葉県の自然環境や生活環境をめぐる状況は変化し新たな課題が生じていることから、平成27年3月に計画の見直しが行われ、東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応やPM2.5などの新たな環境問題への対応が盛り込まれました。</p>	<p>(3)千葉県の取組 ◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成7年3月に制定されました。平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づいて各種施策が展開されています。その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改訂し、平成20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」が策定されました。</p>	<p>千葉県の環境基本計画見直しについての記述を追記</p>
<p>◇◇自然環境◇◇ 優れた天然林や希少な野生動植物が生息・生育している地域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境を守るため、昭和48年4月に「千葉県自然環境保全条例」が制定されています。その後、平成17年4月には条例の一部が改正されています。その他、自然環境保全対策として、「自然環境保全協定」、「自然環境保全基礎調査」、「みどりの基金の造成」などが行われており、また、平成15年3月には、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」が制定されています。その後、平成19年9月には、企業の人的、経済的支援の波及効果により、活動団体の増加が見込まれることから、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」の一部を改正し、企業の参加を推進することになりました。</p>	<p>◇◇自然環境◇◇ 優れた天然林や希少な野生動植物が生息・生育している地域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境を守るため、昭和48年4月に「千葉県自然環境保全条例」が制定されています。その後、平成17年4月には条例の一部が改正されています。その他、自然環境保全対策として、「自然環境保全協定」、「自然環境保全基礎調査」、「みどりの基金の造成」などが行われており、また、平成15年3月には、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」が制定されています。</p>	<p>千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例の一部が改正されたことによる追記</p>
<p>◇◇生活環境◇◇ 公害防止に関しては、昭和46年7月に「千葉県公害防止条例」を全面改正し、その後も時代に合わせ、度重なる改正が行われています。廃棄物に関しては、昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が制定され、その後、廃棄物の適正処理や3R運動を推進し、有限な資源を効率的に利用する資源循環型社会の構築を目指していくため「千葉県廃棄物処理計画」が平成20年9月に策定されました。その他、産業廃棄物の適正処理を確保するため「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」が平成14年3月に制定されています。 また、千葉県環境基本計画を上位計画とした千葉県廃棄物処理計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画である第9次計画が策定されている。 一方、ごみの発生抑制や減量化・再資源化に取り組むため、平成6年11月に定めた「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を改訂し、平成12年3月に第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針である「ちば21ごみゼロプラン」が策定されています。</p>	<p>◇◇生活環境◇◇ 公害防止に関しては、昭和46年7月に「千葉県公害防止条例」を全面改正し、その後も時代に合わせ、度重なる改正が行われています。廃棄物に関しては、昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が制定され、その後、廃棄物の適正処理や3R運動を推進し、有限な資源を効率的に利用する資源循環型社会の構築を目指していくため「千葉県廃棄物処理計画」が平成20年9月に策定されました。その他、産業廃棄物の適正処理を確保するため「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」が平成14年3月に制定されています。 一方、ごみの発生抑制や減量化・再資源化に取り組むため、平成6年11月に定めた「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を改訂し、平成12年3月に第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針である「ちば21ごみゼロプラン」が策定されています。</p>	<p>第9次千葉県廃棄物処理計画が策定されたことによる加筆</p>
<p>◇◇快適環境◇◇ 貴重な景観を守り育て、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創造するため、平成20年3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」が制定されています。</p>	<p>◇◇快適環境◇◇ 貴重な景観を守り育て、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創造するため、平成20年3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」が制定されています。</p>	<p>変更なし(法改正がないため)</p>
<p>◇◇地球環境◇◇ 千葉県では、地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示</p>	<p>◇◇地球環境◇◇ 千葉県では、地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示</p>	<p>平成28年5月に策定された千葉県地球温暖化防止計画の見直しについての記述を</p>

修正案	現状	変更理由
<p>すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための方法、推進体制の整備等を盛り込んだ「千葉県地球温暖化防止計画」を定めており、平成18年6月にはその見直しが行われた。現行の千葉県地球温暖化防止計画は、平成22年までの計画期間であったが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響から、計画期間を次期計画策定まで延長している。次期計画は、国の「温室効果ガスの排出量を2030年度までに13年度比26%削減」とする目標を掲げ、平成28年5月に策定しています。</p>	<p>すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための方法、推進体制の整備等を盛り込んだ「千葉県地球温暖化防止計画」を定めており、平成18年6月にはその見直しが行われています。</p>	<p>追記</p>
<p>(4)野田市の取組 ◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇ 本市では、環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「野田市環境基本条例」を平成8年7月に制定しました。 また、生活環境の保全及び公害の防止のための規制などを定めた「野田市環境基本条例」を同時期に制定しています。 「野田市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「野田市環境基本計画」を平成11年3月に策定しています。 また、平成23年3月には、環境問題に対して的確に対応するために、現計画の見直しを行い、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえた基本方向と重点施策を展開するため、目標年度を平成32年度とする新たな計画を策定しています。</p>	<p>(4)野田市の取組 ◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇ 本市では、環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「野田市環境基本条例」を平成8年7月に制定しました。 また、生活環境の保全及び公害の防止のための規制などを定めた「野田市環境基本条例」を同時期に制定しています。 「野田市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「野田市環境基本計画」を平成11年3月に策定しています。</p>	<p>平成23年3月に策定された環境基本計画について加筆</p>
<p>◇◇自然環境◇◇ 野田市は、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境が多く残るまちであり、多様な生態系も見られます。このような自然環境を活かしたゆとりある快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定したり、市街化調整区域を中心に分布する優良農地については、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するための農業振興ゾーンとして設定するなど、様々な取組を進めてきました。今後も引き続き、野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、生物多様性の取組等を充実、発展させ、自然環境の保全、再生、利活用を進めます。</p>		<p>市の自然環境に対する取組の記載が無かったため、緑地・レクリエーションの設定や農業振興ゾーンの設定、生物多様性の取組について記載</p>
<p>◇◇生活環境◇◇ 公害防止に関しては、昭和46年4月に本市では「野田市公害防止条例」を制定し、翌年の12月には全面改正しています。また、平成9年12月に「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」が制定され、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行っています。</p>	<p>◇◇生活環境◇◇ 公害防止に関しては、昭和46年4月に本市では「野田市公害防止条例」を制定し、翌年の12月には全面改正しています。また、平成9年12月に「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」が制定され、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行っています。</p>	<p>変更なし(条例改正がないため)</p>
<p>◇◇快適環境◇◇ 清潔できれいなまちを目指すため、本市では、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定しています。 また、平成27年4月には近年における路上喫煙に伴うタバコの火による通行人の火傷や、吸い殻のポイ捨てなどの問題が指摘されていることから、条例の名称を「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に変更し、ポイ捨てや路上喫煙を禁止し、重点区域での違反者には過料に処することができるように改正しています。</p>	<p>◇◇快適環境◇◇ 清潔できれいなまちを目指すため、本市では、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定しています。</p>	<p>野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例の施行に伴う加筆</p>
<p>◇◇地球環境◇◇ 本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減に取り組んできたところですが、その後、平成19年4月に市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、さらに、第一次実行計画の目標年度である平成23年度の温室効果ガス総排出量に対して6%減を目標とする第二次実行計画を平成24年に策定し、市が直接管理する施設を対象として、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。</p>	<p>◇◇地球環境◇◇ 本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減に取り組んできたところですが、その後、平成19年4月に市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市が直接管理する施設を対象として、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。</p>	<p>野田市地球温暖化対策実行計画の見直しについての記述を追記</p>

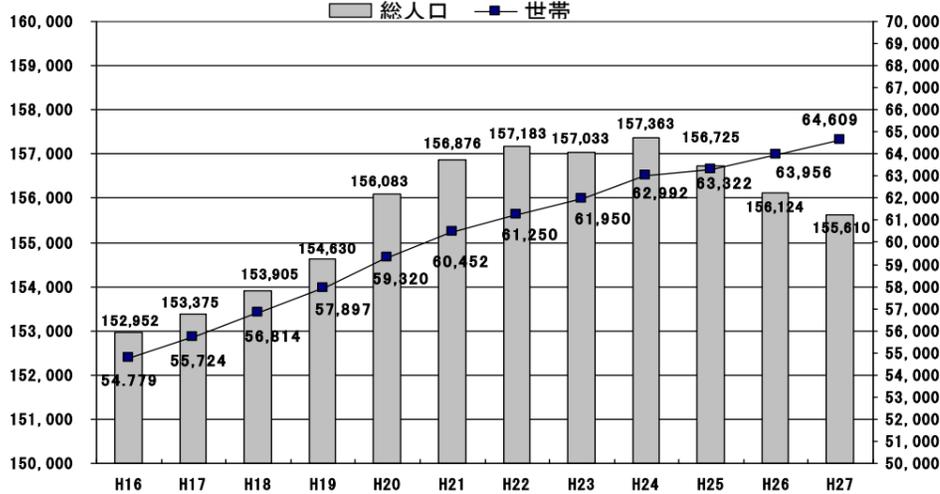
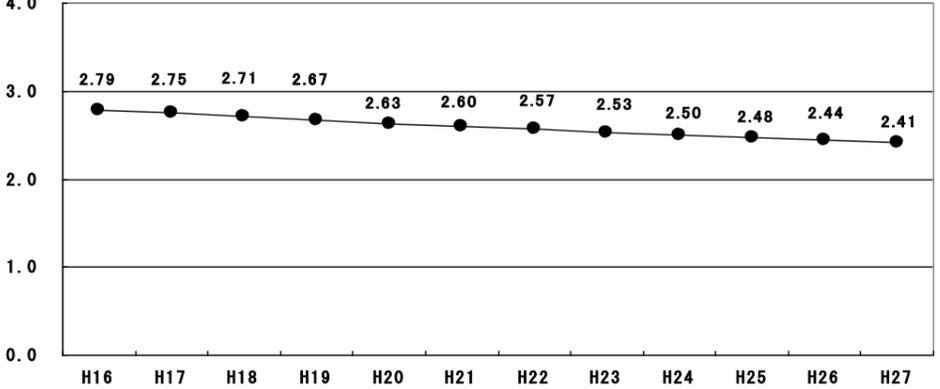
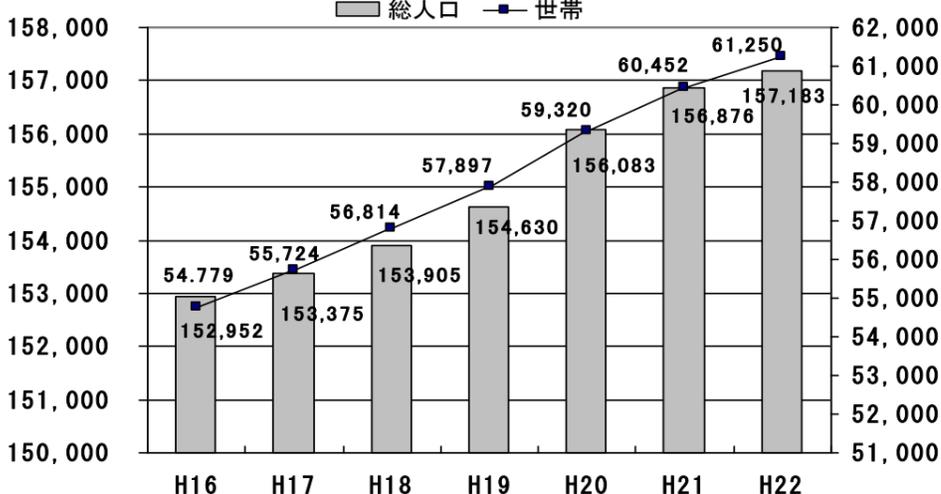
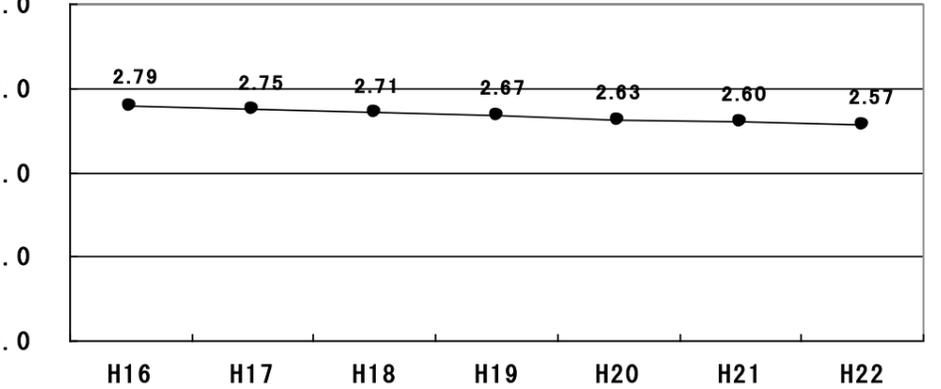
第2章 環境の現状

(1) 地勢・沿革

修正案	現状	変更理由
<p>1 地域の概況 (1)地勢・沿革 本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から30km圏内にあります。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接しています。三方を利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた地形に恵まれ、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、古くから醤油醸造業を中心に発展してきた歴史があります。市のほぼ全域に台地が分布しており、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形になっています。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されています。</p> <p>合併に関しては、明治22年の市制町村制によって、1町3村で形成されていた野田地域は戦後復興が進む「昭和の大合併」により、昭和25年に市制を施行、昭和32年には2村と合併し、旧野田市が誕生しました。一方、関宿地域は明治22年の合併により1町2村で形成されていましたが、昭和30年に合併し、旧関宿町が誕生しました。</p> <p>その後、野田市は、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、平成15年6月6日に隣接する旧関宿町と合併し、「新しい野田市」が誕生しました。</p>  <p style="text-align: center;">※市町村名は平成 23 年 2 月 1 日現在</p>	<p>1 地域の概況 (1)地勢・沿革 本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から30km圏内にあります。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接しています。三方を利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた地形に恵まれ、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、古くから醤油醸造業を中心に発展してきた歴史があります。市のほぼ全域に台地が分布しており、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形になっています。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されています。</p> <p>合併に関しては、明治22年の市制町村制によって、1町3村で形成されていた野田地域は戦後復興が進む「昭和の大合併」により、昭和25年に市制を施行、昭和32年には2村と合併し、旧野田市が誕生しました。一方、関宿地域は明治22年の合併により1町2村で形成されていましたが、昭和30年に合併し、旧関宿町が誕生しました。</p> <p>その後、野田市は、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、平成15年6月6日に隣接する旧関宿町と合併し、「新しい野田市」が誕生しました。</p>  <p style="text-align: center;">※市町村名は平成 23 年 2 月 1 日現在</p>	<p>変更なし</p>

第2章 環境の現状

(2) 人口・世帯数

修正案	現状	変更理由																																																																																																									
<p>(2)人口・世帯数 本市の人口は、平成24年をピークに減少傾向に転じており、平成27年4月1日現在で155,610人となっています。世帯数は、住宅開発に伴う住宅購買意欲の増進などの影響により、核家族化が進み、平成27年4月1日現在で64,609世帯となっています。また、一世帯当たりの人数は、小世帯化が続いており、平成27年4月1日現在、2.41人となっています。</p> <p>人口及び世帯数の推移(資料:住民基本台帳各年4月1日現在)</p>  <table border="1"> <caption>人口及び世帯数の推移 (H16-H27)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総人口</th> <th>世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>152,952</td><td>54,779</td></tr> <tr><td>H17</td><td>153,375</td><td>55,724</td></tr> <tr><td>H18</td><td>153,905</td><td>56,814</td></tr> <tr><td>H19</td><td>154,830</td><td>57,897</td></tr> <tr><td>H20</td><td>156,083</td><td>59,320</td></tr> <tr><td>H21</td><td>156,876</td><td>60,452</td></tr> <tr><td>H22</td><td>157,183</td><td>61,250</td></tr> <tr><td>H23</td><td>157,033</td><td>61,950</td></tr> <tr><td>H24</td><td>157,363</td><td>62,992</td></tr> <tr><td>H25</td><td>156,725</td><td>63,322</td></tr> <tr><td>H26</td><td>156,124</td><td>63,956</td></tr> <tr><td>H27</td><td>155,610</td><td>64,609</td></tr> </tbody> </table> <p>一世帯当たりの人数(資料:住民基本台帳各年4月1日現在)</p>  <table border="1"> <caption>一世帯当たりの人数 (H16-H27)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一世帯当たりの人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>2.79</td></tr> <tr><td>H17</td><td>2.75</td></tr> <tr><td>H18</td><td>2.71</td></tr> <tr><td>H19</td><td>2.67</td></tr> <tr><td>H20</td><td>2.63</td></tr> <tr><td>H21</td><td>2.60</td></tr> <tr><td>H22</td><td>2.57</td></tr> <tr><td>H23</td><td>2.53</td></tr> <tr><td>H24</td><td>2.50</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2.48</td></tr> <tr><td>H26</td><td>2.44</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2.41</td></tr> </tbody> </table>	年	総人口	世帯	H16	152,952	54,779	H17	153,375	55,724	H18	153,905	56,814	H19	154,830	57,897	H20	156,083	59,320	H21	156,876	60,452	H22	157,183	61,250	H23	157,033	61,950	H24	157,363	62,992	H25	156,725	63,322	H26	156,124	63,956	H27	155,610	64,609	年	一世帯当たりの人数	H16	2.79	H17	2.75	H18	2.71	H19	2.67	H20	2.63	H21	2.60	H22	2.57	H23	2.53	H24	2.50	H25	2.48	H26	2.44	H27	2.41	<p>(2)人口・世帯数 本市の人口、世帯数はともに増加する傾向にあり、平成22年4月1日現在、157,183人(61,250世帯)となっています。一方、一世帯当たりの人数は、小世帯化が続いており、平成22年4月1日現在、2.57人となっています。</p> <p>人口及び世帯数の推移(資料:住民基本台帳各年4月1日現在)</p>  <table border="1"> <caption>人口及び世帯数の推移 (H16-H22)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総人口</th> <th>世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>152,952</td><td>54,779</td></tr> <tr><td>H17</td><td>153,375</td><td>55,724</td></tr> <tr><td>H18</td><td>153,905</td><td>56,814</td></tr> <tr><td>H19</td><td>154,630</td><td>57,897</td></tr> <tr><td>H20</td><td>156,083</td><td>59,320</td></tr> <tr><td>H21</td><td>156,876</td><td>60,452</td></tr> <tr><td>H22</td><td>157,183</td><td>61,250</td></tr> </tbody> </table> <p>一世帯当たりの人数(資料:住民基本台帳各年4月1日現在)</p>  <table border="1"> <caption>一世帯当たりの人数 (H16-H22)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一世帯当たりの人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>2.79</td></tr> <tr><td>H17</td><td>2.75</td></tr> <tr><td>H18</td><td>2.71</td></tr> <tr><td>H19</td><td>2.67</td></tr> <tr><td>H20</td><td>2.63</td></tr> <tr><td>H21</td><td>2.60</td></tr> <tr><td>H22</td><td>2.57</td></tr> </tbody> </table>	年	総人口	世帯	H16	152,952	54,779	H17	153,375	55,724	H18	153,905	56,814	H19	154,630	57,897	H20	156,083	59,320	H21	156,876	60,452	H22	157,183	61,250	年	一世帯当たりの人数	H16	2.79	H17	2.75	H18	2.71	H19	2.67	H20	2.63	H21	2.60	H22	2.57	
年	総人口	世帯																																																																																																									
H16	152,952	54,779																																																																																																									
H17	153,375	55,724																																																																																																									
H18	153,905	56,814																																																																																																									
H19	154,830	57,897																																																																																																									
H20	156,083	59,320																																																																																																									
H21	156,876	60,452																																																																																																									
H22	157,183	61,250																																																																																																									
H23	157,033	61,950																																																																																																									
H24	157,363	62,992																																																																																																									
H25	156,725	63,322																																																																																																									
H26	156,124	63,956																																																																																																									
H27	155,610	64,609																																																																																																									
年	一世帯当たりの人数																																																																																																										
H16	2.79																																																																																																										
H17	2.75																																																																																																										
H18	2.71																																																																																																										
H19	2.67																																																																																																										
H20	2.63																																																																																																										
H21	2.60																																																																																																										
H22	2.57																																																																																																										
H23	2.53																																																																																																										
H24	2.50																																																																																																										
H25	2.48																																																																																																										
H26	2.44																																																																																																										
H27	2.41																																																																																																										
年	総人口	世帯																																																																																																									
H16	152,952	54,779																																																																																																									
H17	153,375	55,724																																																																																																									
H18	153,905	56,814																																																																																																									
H19	154,630	57,897																																																																																																									
H20	156,083	59,320																																																																																																									
H21	156,876	60,452																																																																																																									
H22	157,183	61,250																																																																																																									
年	一世帯当たりの人数																																																																																																										
H16	2.79																																																																																																										
H17	2.75																																																																																																										
H18	2.71																																																																																																										
H19	2.67																																																																																																										
H20	2.63																																																																																																										
H21	2.60																																																																																																										
H22	2.57																																																																																																										

第2章 環境の現状

(3) 産業

修正案	現状	変更理由																																																							
<p>(3)産業 本市の産業は、平成26年度の経済センサス基礎調査によると、産業従業者総数は、58,023人(公務除く)であり、その内訳は、第1次産業(農業、林業など)が184人(0.3%)、第2次産業(製造業・鉱業・建設業など)が15,504人(26.7%)、第3次産業(サービス業・運輸通信業・金融業など)が42,335人(73.0%)となっており、第2次産業は減少、第3次産業は、ほぼ横ばいで推移する傾向となっています。</p> <p>産業別従業者数の推移(資料:事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査)(人)</p> <table border="1"> <caption>産業別従業者数の推移 (人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H13</td> <td>78</td> <td>20,494</td> <td>34,335</td> <td>54,907</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>93</td> <td>17,296</td> <td>30,757</td> <td>48,146</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>127</td> <td>16,540</td> <td>34,363</td> <td>51,030</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>204</td> <td>16,554</td> <td>41,585</td> <td>58,343</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>194</td> <td>15,554</td> <td>38,704</td> <td>54,452</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>184</td> <td>15,504</td> <td>42,335</td> <td>58,023</td> </tr> </tbody> </table>	年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計	H13	78	20,494	34,335	54,907	H16	93	17,296	30,757	48,146	H18	127	16,540	34,363	51,030	H21	204	16,554	41,585	58,343	H24	194	15,554	38,704	54,452	H26	184	15,504	42,335	58,023	<p>(3)産業 本市の産業は、平成18年度の事業所・企業統計調査によると、産業就業者総数は、51,030人(公務除く)であり、その内訳は、第1次産業(農業、林業など)が127人(0.3%)、第2次産業(製造業・鉱業・建設業など)が16,540人(32.4%)、第3次産業(サービス業・運輸通信業・金融業など)が34,363人(67.3%)となっており、第2次産業は減少、第3次産業は、ほぼ横ばいで推移する傾向となっています。</p> <p>産業別就業者数の推移(資料:事業所・企業統計調査)(人)</p> <table border="1"> <caption>産業別就業者数の推移 (人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H13</td> <td>78</td> <td>20,494</td> <td>34,335</td> <td>54,907</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>99</td> <td>17,296</td> <td>30,757</td> <td>48,152</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>127</td> <td>16,540</td> <td>34,363</td> <td>51,030</td> </tr> </tbody> </table>	年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計	H13	78	20,494	34,335	54,907	H16	99	17,296	30,757	48,152	H18	127	16,540	34,363	51,030	
年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計																																																					
H13	78	20,494	34,335	54,907																																																					
H16	93	17,296	30,757	48,146																																																					
H18	127	16,540	34,363	51,030																																																					
H21	204	16,554	41,585	58,343																																																					
H24	194	15,554	38,704	54,452																																																					
H26	184	15,504	42,335	58,023																																																					
年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計																																																					
H13	78	20,494	34,335	54,907																																																					
H16	99	17,296	30,757	48,152																																																					
H18	127	16,540	34,363	51,030																																																					

第2章 環境の現状

(4) 土地利用

修正案	現状	変更理由																																																																																				
<p>(4)土地利用 本市の総面積は103.55km²です。最近の地目別面積では、土地利用に目立った変化はなく、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年1月1日現在、宅地は23.4%、田・畑は30.2%、山林、原野、雑種地、池沼で17.0%となっています。</p> <p>地目別土地面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地目</th> <th colspan="2">平成21年1月1日現在</th> <th colspan="2">平成27年1月1日現在</th> </tr> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>構成比 (%)</th> <th>面積 (m²)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>23,407,746</td> <td>22.6</td> <td>24,220,638</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>13,403,745</td> <td>12.9</td> <td>13,025,771</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>18,483,787</td> <td>17.9</td> <td>17,909,721</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>5,884,862</td> <td>5.7</td> <td>6,003,122</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>原野</td> <td>127,731</td> <td>0.1</td> <td>129,428</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td>11,563,960</td> <td>11.2</td> <td>11,503,899</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>池沼</td> <td>301,183</td> <td>0.3</td> <td>295,502</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30,366,986</td> <td>29.3</td> <td>30,461,919</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>103,540,000</td> <td>100.0</td> <td>103,550,000</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:野田市統計書)</p> <p>注:平成26年10月、国土地理院が国土面積の計測方法を変更(高精度化)したことに伴い野田市の土地面積合計が変更。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(平成21年1月1日現在)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(平成27年1月1日現在)</p> </div> </div>	地目	平成21年1月1日現在		平成27年1月1日現在		面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)	宅地	23,407,746	22.6	24,220,638	23.4	田	13,403,745	12.9	13,025,771	12.6	畑	18,483,787	17.9	17,909,721	17.3	山林	5,884,862	5.7	6,003,122	5.8	原野	127,731	0.1	129,428	0.1	雑種地	11,563,960	11.2	11,503,899	11.1	池沼	301,183	0.3	295,502	0.3	その他	30,366,986	29.3	30,461,919	29.4	総数	103,540,000	100.0	103,550,000	100.0	<p>(4)土地利用 本市の総面積は103.54km²です。最近の地目別面積では、土地利用に目立った変化はなく、ほぼ横ばいで推移しており、平成21年1月1日現在、宅地は22.6%、田・畑は30.8%、山林、原野、雑種地、池沼で17.3%となっています。</p> <p>地目別土地面積 (平成21年1月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>面積 (m²)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>23,407,746</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>13,403,745</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>18,483,787</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>5,884,862</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>原野</td> <td>127,731</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td>11,563,960</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>池沼</td> <td>301,183</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30,366,986</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>103,540,000</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:野田市統計書平成21年版)</p> <div style="text-align: center;"> </div>	地目	面積 (m ²)	構成比 (%)	宅地	23,407,746	22.6	田	13,403,745	12.9	畑	18,483,787	17.9	山林	5,884,862	5.7	原野	127,731	0.1	雑種地	11,563,960	11.2	池沼	301,183	0.3	その他	30,366,986	29.3	総数	103,540,000	100.0	
地目		平成21年1月1日現在		平成27年1月1日現在																																																																																		
	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)																																																																																		
宅地	23,407,746	22.6	24,220,638	23.4																																																																																		
田	13,403,745	12.9	13,025,771	12.6																																																																																		
畑	18,483,787	17.9	17,909,721	17.3																																																																																		
山林	5,884,862	5.7	6,003,122	5.8																																																																																		
原野	127,731	0.1	129,428	0.1																																																																																		
雑種地	11,563,960	11.2	11,503,899	11.1																																																																																		
池沼	301,183	0.3	295,502	0.3																																																																																		
その他	30,366,986	29.3	30,461,919	29.4																																																																																		
総数	103,540,000	100.0	103,550,000	100.0																																																																																		
地目	面積 (m ²)	構成比 (%)																																																																																				
宅地	23,407,746	22.6																																																																																				
田	13,403,745	12.9																																																																																				
畑	18,483,787	17.9																																																																																				
山林	5,884,862	5.7																																																																																				
原野	127,731	0.1																																																																																				
雑種地	11,563,960	11.2																																																																																				
池沼	301,183	0.3																																																																																				
その他	30,366,986	29.3																																																																																				
総数	103,540,000	100.0																																																																																				

第2章 環境の現状

(5) 交通状況

修正案	現状	変更理由																																																																																																																																																																																																		
<p>(5)交通状況 本市の鉄道等の公共交通機関は、通勤、通学を始め、日常生活に欠くことのできない交通手段となっているほか、まちづくりなどの基盤として重要な役割を担っています。</p> <p>本市の交通状況は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上は、野田市にとって魅力あるまちづくりのための大きな要素となっています。</p> <p>そのため、環境への負荷の低減などに配慮しながら、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化などによる広域的な公共交通の利便性が求められています。</p> <p>市内には、野田市駅を始め六つの駅があり、最近の乗降人員は、平成26年度の日平均は32,233人であり、平成20年度比で735人増となっています。</p> <p>一方、市内の自動車保有台数は、平成27年度は104,405台となっており平成21年度比で2,368台増となっています。地球環境問題への貢献も含め、市民は自家用車の利用を控え、鉄道及びバスなど、積極的に公共交通機関を利用することが期待されています。乗降客数及び自動車保有台数の過去10年の動向は、平成20～21年度までは増加傾向を示し、翌年、数値が落ち込みましたが、22～23年度から再び増加傾向を示しています。</p> <p>また、道路網は、国道16号が市の中央部を貫き、南北方向の主要な交通動線として大きな役割を果たしていますが、三方を河川に囲まれる地形を持つ特性から、各河川を渡る幹線道路において、日常的な交通渋滞が見られます。市街地内においても東武野田線の踏切による交通渋滞が見られるため、愛宕駅・野田市駅周辺の2.9kmを高架化し、踏切渋滞を解消する連続立体交差事業が進められています。</p> <p>また、平成16年1月より野田市が運営するコミュニティバス「まめバス」が運行されており、市内の各所を結ぶ6ルートが設定されています。</p> <p>まめバスの乗車人数は、平成19年度以降微増傾向を示していました。しかしながら、運行経費の増加に対応するため、平成22年度に、利用者の利便性に配慮しつつ、利用の少ないルートの土日祝日の運行を廃止するなどの見直しを行った結果、平成23年度の乗車人数は大幅に減少しました。その後は、横ばいから微増の傾向を示しております。</p> <p style="text-align: center;">市内各駅別1日平均運輸状況 (人/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川間</td> <td>9,649</td> <td>9,570</td> <td>9,592</td> <td>9,599</td> <td>9,547</td> <td>9,289</td> </tr> <tr> <td>七光台</td> <td>1,611</td> <td>1,707</td> <td>1,999</td> <td>2,159</td> <td>2,287</td> <td>2,347</td> </tr> <tr> <td>清水公園</td> <td>1,783</td> <td>1,815</td> <td>1,815</td> <td>1,818</td> <td>1,860</td> <td>1,951</td> </tr> <tr> <td>愛宕</td> <td>4,524</td> <td>4,495</td> <td>4,560</td> <td>4,667</td> <td>4,639</td> <td>4,643</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td>5,160</td> <td>5,135</td> <td>5,041</td> <td>5,066</td> <td>5,036</td> <td>4,946</td> </tr> <tr> <td>梅郷</td> <td>7,558</td> <td>7,632</td> <td>7,650</td> <td>7,892</td> <td>8,139</td> <td>8,080</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,285</td> <td>30,354</td> <td>30,657</td> <td>31,201</td> <td>31,508</td> <td>31,256</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">市内各駅別1日平均運輸状況 (人/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川間</td> <td>9,166</td> <td>9,028</td> <td>9,021</td> <td>8,985</td> <td>8,679</td> </tr> <tr> <td>七光台</td> <td>2,439</td> <td>2,681</td> <td>2,958</td> <td>3,185</td> <td>3,233</td> </tr> <tr> <td>清水公園</td> <td>1,972</td> <td>1,961</td> <td>2,084</td> <td>2,076</td> <td>2,141</td> </tr> <tr> <td>愛宕</td> <td>4,629</td> <td>4,598</td> <td>4,661</td> <td>4,727</td> <td>4,749</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td>4,917</td> <td>5,001</td> <td>5,175</td> <td>5,220</td> <td>5,151</td> </tr> <tr> <td>梅郷</td> <td>8,022</td> <td>8,016</td> <td>8,136</td> <td>8,323</td> <td>8,280</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31,145</td> <td>31,285</td> <td>32,035</td> <td>32,516</td> <td>32,233</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：千葉県統計年鑑)</p>	駅名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	川間	9,649	9,570	9,592	9,599	9,547	9,289	七光台	1,611	1,707	1,999	2,159	2,287	2,347	清水公園	1,783	1,815	1,815	1,818	1,860	1,951	愛宕	4,524	4,495	4,560	4,667	4,639	4,643	野田市	5,160	5,135	5,041	5,066	5,036	4,946	梅郷	7,558	7,632	7,650	7,892	8,139	8,080	合計	30,285	30,354	30,657	31,201	31,508	31,256	駅名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	川間	9,166	9,028	9,021	8,985	8,679	七光台	2,439	2,681	2,958	3,185	3,233	清水公園	1,972	1,961	2,084	2,076	2,141	愛宕	4,629	4,598	4,661	4,727	4,749	野田市	4,917	5,001	5,175	5,220	5,151	梅郷	8,022	8,016	8,136	8,323	8,280	合計	31,145	31,285	32,035	32,516	32,233	<p>(5)交通状況 本市の鉄道等の公共交通機関は、通勤、通学を始め、日常生活に欠くことのできない交通手段となっているほか、まちづくりなどの基盤として重要な役割を担っています。</p> <p>本市の交通状況は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上は、野田市にとって魅力あるまちづくりのための大きな要素となっています。</p> <p>そのため、環境への負荷の低減などに配慮しながら、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化などによる広域的な公共交通の利便性が求められています。</p> <p>市内には、野田市駅を始め六つの駅があり、最近の乗降人員は、ほぼ横ばいで推移しており、平成20年度の1日平均は、六つの駅を合わせて、31,508人となっています。</p> <p>一方、市内の自動車保有台数は、平成21年度現在、102,037台であり、最近増加する傾向となっているため、地球環境問題への貢献も含め、市民は自家用車の利用を控え、鉄道及びバスなど、積極的に公共交通機関を利用することが期待されています。</p> <p>また、道路網は、国道16号が市の中央部を貫き、南北方向の主要な交通動線として大きな役割を果たしていますが、三方を河川に囲まれる地形を持つ特性から、各河川を渡る幹線道路において、日常的な交通渋滞が見られるとともに、市街地内においても東武野田線の踏切による交通渋滞が見られます。</p> <p>また、平成16年1月より野田市が運営するコミュニティバス「まめバス」が運行されており、市内の各所を結ぶ6ルートが設定されています。</p> <p style="text-align: center;">市内各駅別1日平均運輸状況 (人/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川間</td> <td>9,649</td> <td>9,570</td> <td>9,592</td> <td>9,599</td> <td>9,547</td> </tr> <tr> <td>七光台</td> <td>1,611</td> <td>1,707</td> <td>1,999</td> <td>2,159</td> <td>2,287</td> </tr> <tr> <td>清水公園</td> <td>1,783</td> <td>1,815</td> <td>1,815</td> <td>1,818</td> <td>1,860</td> </tr> <tr> <td>愛宕</td> <td>4,524</td> <td>4,495</td> <td>4,560</td> <td>4,667</td> <td>4,639</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td>5,160</td> <td>5,135</td> <td>5,041</td> <td>5,066</td> <td>5,036</td> </tr> <tr> <td>梅郷</td> <td>7,558</td> <td>7,632</td> <td>7,650</td> <td>7,892</td> <td>8,139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,285</td> <td>30,354</td> <td>30,657</td> <td>31,201</td> <td>31,508</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">自動車保有台数 (台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99,456</td> <td>100,428</td> <td>100,696</td> <td>101,661</td> <td>102,037</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">まめバス乗車人数 (人/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関宿城ルート</td> <td>15,337</td> <td>15,559</td> <td>14,997</td> </tr> <tr> <td>北ルート</td> <td>183,419</td> <td>172,350</td> <td>165,810</td> </tr> <tr> <td>新北ルート</td> <td>8,027</td> <td>18,115</td> <td>19,355</td> </tr> <tr> <td>中ルート</td> <td>22,072</td> <td>22,462</td> <td>22,066</td> </tr> <tr> <td>南ルート</td> <td>102,880</td> <td>102,656</td> <td>101,673</td> </tr> <tr> <td>新南ルート</td> <td>7,216</td> <td>17,187</td> <td>19,466</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>338,951</td> <td>348,329</td> <td>343,367</td> </tr> </tbody> </table>	駅名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	川間	9,649	9,570	9,592	9,599	9,547	七光台	1,611	1,707	1,999	2,159	2,287	清水公園	1,783	1,815	1,815	1,818	1,860	愛宕	4,524	4,495	4,560	4,667	4,639	野田市	5,160	5,135	5,041	5,066	5,036	梅郷	7,558	7,632	7,650	7,892	8,139	合計	30,285	30,354	30,657	31,201	31,508	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	99,456	100,428	100,696	101,661	102,037		平成19年度	平成20年度	平成21年度	関宿城ルート	15,337	15,559	14,997	北ルート	183,419	172,350	165,810	新北ルート	8,027	18,115	19,355	中ルート	22,072	22,462	22,066	南ルート	102,880	102,656	101,673	新南ルート	7,216	17,187	19,466	合計	338,951	348,329	343,367	
駅名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																																																																																																																														
川間	9,649	9,570	9,592	9,599	9,547	9,289																																																																																																																																																																																														
七光台	1,611	1,707	1,999	2,159	2,287	2,347																																																																																																																																																																																														
清水公園	1,783	1,815	1,815	1,818	1,860	1,951																																																																																																																																																																																														
愛宕	4,524	4,495	4,560	4,667	4,639	4,643																																																																																																																																																																																														
野田市	5,160	5,135	5,041	5,066	5,036	4,946																																																																																																																																																																																														
梅郷	7,558	7,632	7,650	7,892	8,139	8,080																																																																																																																																																																																														
合計	30,285	30,354	30,657	31,201	31,508	31,256																																																																																																																																																																																														
駅名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																																																																																																															
川間	9,166	9,028	9,021	8,985	8,679																																																																																																																																																																																															
七光台	2,439	2,681	2,958	3,185	3,233																																																																																																																																																																																															
清水公園	1,972	1,961	2,084	2,076	2,141																																																																																																																																																																																															
愛宕	4,629	4,598	4,661	4,727	4,749																																																																																																																																																																																															
野田市	4,917	5,001	5,175	5,220	5,151																																																																																																																																																																																															
梅郷	8,022	8,016	8,136	8,323	8,280																																																																																																																																																																																															
合計	31,145	31,285	32,035	32,516	32,233																																																																																																																																																																																															
駅名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																																																																																																																																																															
川間	9,649	9,570	9,592	9,599	9,547																																																																																																																																																																																															
七光台	1,611	1,707	1,999	2,159	2,287																																																																																																																																																																																															
清水公園	1,783	1,815	1,815	1,818	1,860																																																																																																																																																																																															
愛宕	4,524	4,495	4,560	4,667	4,639																																																																																																																																																																																															
野田市	5,160	5,135	5,041	5,066	5,036																																																																																																																																																																																															
梅郷	7,558	7,632	7,650	7,892	8,139																																																																																																																																																																																															
合計	30,285	30,354	30,657	31,201	31,508																																																																																																																																																																																															
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																																																																																																																																
99,456	100,428	100,696	101,661	102,037																																																																																																																																																																																																
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																																																																																																																																	
関宿城ルート	15,337	15,559	14,997																																																																																																																																																																																																	
北ルート	183,419	172,350	165,810																																																																																																																																																																																																	
新北ルート	8,027	18,115	19,355																																																																																																																																																																																																	
中ルート	22,072	22,462	22,066																																																																																																																																																																																																	
南ルート	102,880	102,656	101,673																																																																																																																																																																																																	
新南ルート	7,216	17,187	19,466																																																																																																																																																																																																	
合計	338,951	348,329	343,367																																																																																																																																																																																																	

修正案						現状					変更理由
自動車保有台数 (台)											
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度						
99,456	100,428	100,696	101,661	102,037	98,291						
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度							
99,388	100,535	101,906	102,979	104,405							
(資料：野田市統計書)											
まめバス乗車人数 (人/年)											
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
関宿城ルート	15,337	15,559	14,997	15,351	9,598						
北ルート	183,419	172,350	165,810	163,172	149,898						
新北ルート	8,027	18,115	19,355	20,486	18,174						
中ルート	22,072	22,462	22,066	23,164	14,033						
南ルート	102,880	102,656	101,673	103,680	98,857						
新南ルート	7,216	17,187	19,466	22,314	14,698						
合 計	338,951	348,329	343,367	348,167	305,258						
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
関宿城ルート	9,461	8,939	8,686	8,632							
北ルート	150,929	151,433	152,402	150,851							
新北ルート	19,225	18,933	19,516	19,198							
中ルート	14,411	15,497	15,588	14,768							
南ルート	99,480	98,363	102,051	102,988							
新南ルート	13,241	13,600	14,608	16,059							
合 計	306,747	306,765	312,851	312,496							
(資料：野田市統計書)											

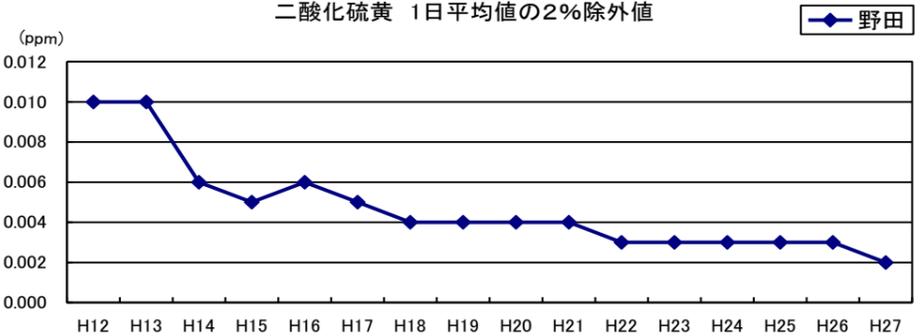
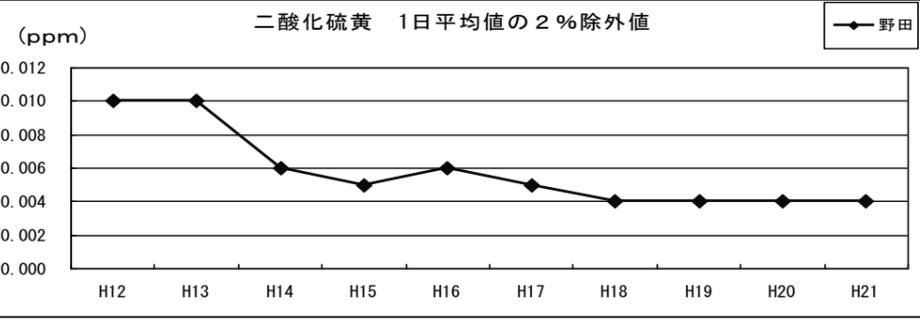
第2章 環境の現状

(6) 歴史・文化財

修正案	現状	変更理由
<p>(6)歴史・文化財 本市は、歴史的な文化財が多数存在し、町並みを歩いていると古い建造物などに出くわすことがあります。近代的な住宅やマンションが立ち並ぶ中に、突如として現れる時代を感じさせるような建物は、この町の歴史を実感させてくれます。 例えば、上花輪歴史館も、その一つです。この建物は、江戸時代、旧上花輪村で名主を務め、醤油醸造を家業としていた高梨兵左衛門家の屋敷であり、その時代の貴重な資料が展示されています。その他、大正13年築で登録文化財である旧・茂木佐平治邸、国の重要文化財に指定されている旧花野井家住宅などの歴史的建造物があり、現在、国や県、市を合わせて35件の指定文化財、28件の登録文化財、1件の記録選択文化財があります。</p> <p>(7)公園・緑地 本市の公園や緑地は、市民の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場として、整備されています。 東武野田線の清水公園駅から広がる「清水公園」は、「日本さくら名所100選」に選ばれるほどの桜の名所として知られており、関東有数のつつじの名所にもなっています。 また、広い敷地内に様々なスポーツ施設と子どもたちが遊べる施設を併設した総合的な運動公園である「野田市総合公園」などがあり、市民がスポーツに親しむきっかけ作りになっています。 その他、市域を囲む利根川、江戸川及び利根運河の沿岸にはサイクリングロードが整備され、休日には自転車やジョギングを楽しむ多くの市民が見られます。</p>	<p>(6)歴史・文化財 本市は、歴史的な文化財が多数存在し、町並みを歩いていると古い建造物などに出くわすことがあります。近代的な住宅やマンションが立ち並ぶ中に、突如として現れる時代を感じさせるような建物は、この町の歴史を実感させてくれます。 例えば、上花輪歴史館も、その一つです。この建物は、江戸時代、旧上花輪村で名主を務め、醤油醸造を家業としていた高梨兵左衛門家の屋敷であり、その時代の貴重な資料が展示されています。その他、大正13年築で登録文化財である旧・茂木佐平治邸、国の重要文化財に指定されている旧花野井家住宅などの歴史的建造物があり、現在、国や県、市を合わせて32件の指定文化財、24件の登録文化財、1件の記録選択文化財があります。</p> <p>(7)公園・緑地 本市の公園や緑地は、市民の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場として、整備されています。 東武野田線の清水公園駅から広がる「清水公園」は、「日本さくら名所100選」に選ばれるほどの桜の名所として知られており、関東有数のつつじの名所にもなっています。 また、広い敷地内に様々なスポーツ施設と子どもたちが遊べる施設を併設した総合的な運動公園である「野田市総合公園」などがあり、市民がスポーツに親しむきっかけ作りになっています。 その他、市域を囲む利根川、江戸川及び利根運河の沿岸にはサイクリングロードが整備され、休日には自転車やジョギングを楽しむ多くの市民が見られます。</p>	

第2章 環境の現状

(1) 大気

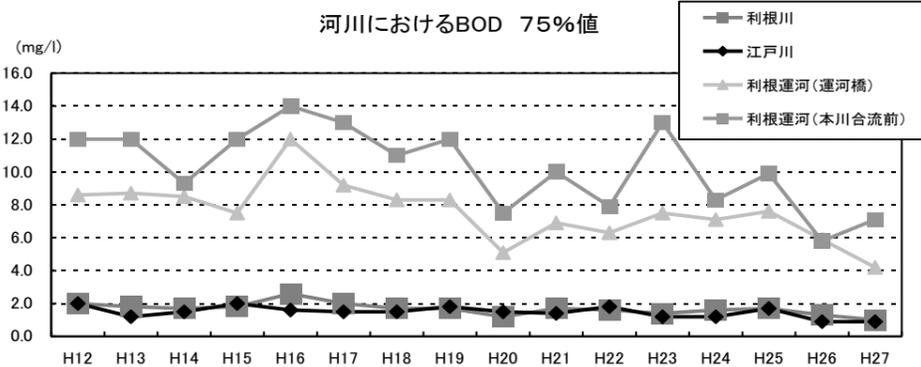
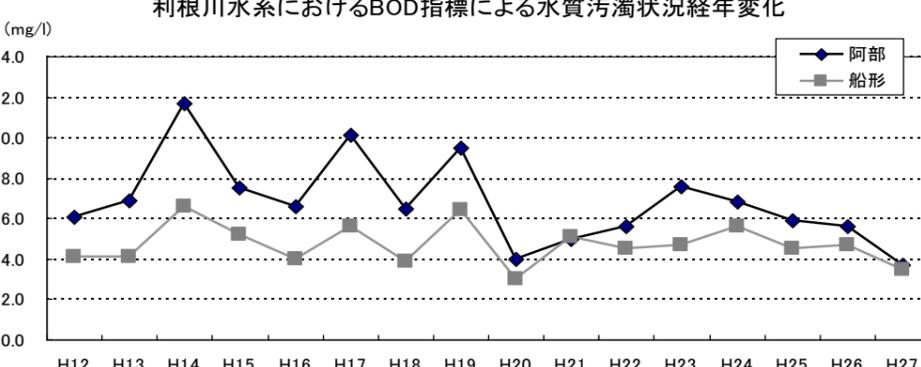
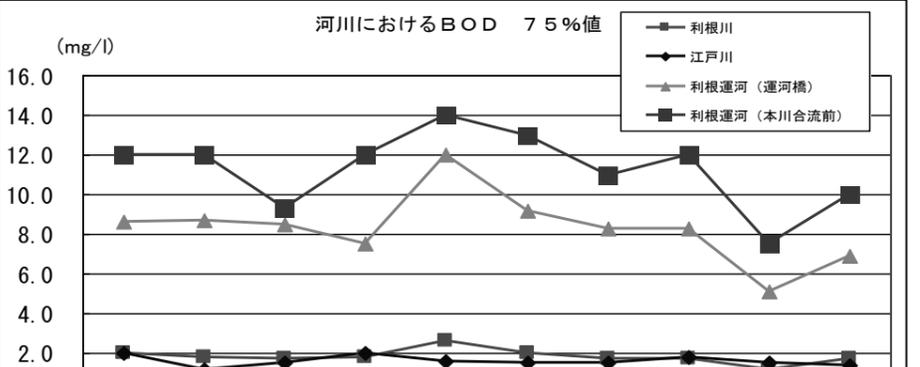
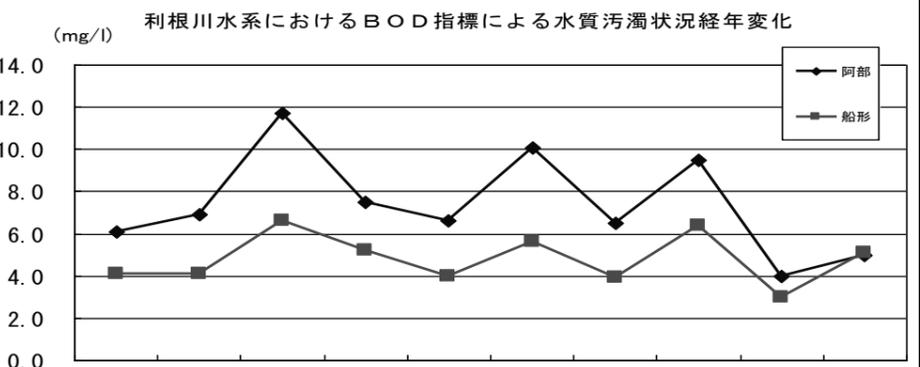
修正案	現状	変更理由
<p>大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされます。これらの汚染物質に対しては、大気汚染に係る環境上の条件に関して、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。</p> <p>市内における大気汚染の監視・測定は、中央小学校裏校庭の大気汚染野田測定所、二川中学校校庭の大気汚染桐ヶ作測定所の2か所で行われています。</p> <p>また、自動車から排出される大気汚染物質の監視・測定は、市役所に隣接した国道16号沿いの中央の杜の自動車排ガス測定所で行われています。</p> <p>① 硫黄酸化物</p> <p>大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られています。</p> <p>本市における二酸化硫黄の濃度(日平均値の2%除外値)は、長期的にはわずかに低下傾向にあり、低濃度で安定したレベルを保持しています。野田測定所における測定結果では、環境基準に係る長期的・短期的評価については、過去10年以上連続してこれを達成しています。</p>  <p>※二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 ※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。</p> <p>② 窒素酸化物</p> <p>窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの反応物質として一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO2)等が生成されます。これらは呼吸器系に影響を与え、また、光化学スモッグの主要原因物質となります。最近、各地で自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)などによる大気汚染が問題視されていますが、市内の各測定所における二酸化窒素濃度(日平均値の年間98%値)の経年変化では、二酸化窒素は減少する傾向が見られ、全測定所において過去10年以上連続して、環境基準を達成しています。ただし、県の環境目標値については、自動車排ガス測定所において未達成となっています。</p>	<p>大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされます。これらの汚染物質に対しては、大気汚染に係る環境上の条件に関して、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。</p> <p>市内における大気汚染の監視・測定は、中央小学校裏校庭の大気汚染野田測定所、二川中学校校庭の大気汚染桐ヶ作測定所の2か所で行われています。</p> <p>また、自動車から排出される大気汚染物質の監視・測定は、市役所に隣接した国道16号沿いの中央の杜の自動車排ガス測定所で行われています。</p> <p>① 硫黄酸化物</p> <p>大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られています。</p> <p>本市における二酸化硫黄の濃度(日平均値の2%除外値)は、長期的にはわずかに低下傾向にあり、低濃度で安定したレベルを保持しています。野田測定所における測定結果では、環境基準に係る長期的・短期的評価については、過去10年以上連続してこれを達成しています。</p>  <p>※二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 ※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。</p> <p>② 窒素酸化物</p> <p>窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの反応物質として一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO2)等が生成されます。これらは呼吸器系に影響を与え、また、光化学スモッグの主要原因物質となります。最近、各地で自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)などによる大気汚染が問題視されていますが、市内の各測定所における二酸化窒素濃度(日平均値の年間98%値)の経年変化では、二酸化窒素は減少する傾向が見られ、全測定所において過去10年以上連続して、環境基準を達成しています。ただし、県の環境目標値については、自動車排ガス測定所において未達成となっています。</p>	

修正案	現状	変更理由
<div data-bbox="281 220 1202 598"> <p>二酸化窒素 1日平均値の年間98%値</p> <p>(ppm)</p> <p>● 野田 ■ 桐ヶ作 ▲ 自動車排ガス測定所</p> </div> <div data-bbox="252 619 1172 714"> <p>※二酸化窒素環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 ※98%値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値 ※千葉県環境目標値：日平均値の98%値が0.04ppm ※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）</p> </div> <div data-bbox="252 787 1216 1050"> <p>③ 光化学オキシダント</p> <p>光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等の1次汚染物質が、太陽光線(紫外線)により化学反応を起こして生成される2次汚染物質であり、光化学スモッグの原因になっています。本市における光化学オキシダントは、環境基準(昼間の1時間値が0.06ppm以下)を達成しておらず、市内測定所におけるオキシダント濃度が環境基準を超えた日数と時間数は、近年横ばいか、わずかに上昇傾向にあります。なお、光化学スモッグに係る健康被害の防止については、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、オキシダント濃度が高くなると注意報や警報等が発令されますが、昭和48年以後、本市では光化学スモッグによる被害者の報告はありません。</p> </div> <div data-bbox="281 1092 1202 1501"> <p>光化学オキシダントの環境基準との適合状況(野田測定所)</p> <p>(日) (時間)</p> <p>■ 環境基準を超えた日数 ◆ 環境基準を超えた時間</p> </div> <div data-bbox="281 1533 1202 1900"> <p>光化学オキシダントの環境基準との適合状況(桐ヶ作測定所)</p> <p>(日) (時間)</p> <p>■ 環境基準を超えた日数 ◆ 環境基準を超えた時間</p> </div>	<div data-bbox="1261 220 2181 598"> <p>二酸化窒素 1日平均値の年間98%値</p> <p>(ppm)</p> <p>● 野田 ■ 桐ヶ作 ▲ 自動車排ガス測定所</p> </div> <div data-bbox="1237 619 2157 714"> <p>※二酸化窒素環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 ※98%値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値 ※千葉県環境目標値：日平均値の98%値が0.04ppm ※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）</p> </div> <div data-bbox="1237 787 2202 1050"> <p>③ 光化学オキシダント</p> <p>光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等の1次汚染物質が、太陽光線(紫外線)により化学反応を起こして生成される2次汚染物質であり、光化学スモッグの原因になっています。本市における光化学オキシダントは、環境基準(昼間の1時間値が0.06ppm以下)を達成しておらず、市内測定所におけるオキシダント濃度が環境基準を超えた日数と時間数は、近年横ばいか、わずかに上昇傾向にあります。なお、光化学スモッグに係る健康被害の防止については、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、オキシダント濃度が高くなると注意報や警報等が発令されますが、昭和48年以後、本市では光化学スモッグによる被害者の報告はありません。</p> </div> <div data-bbox="1261 1092 2181 1459"> <p>光化学オキシダントの環境基準との適合状況(野田測定所)</p> <p>(日) (時間)</p> <p>■ 環境基準を超えた日数 ◆ 環境基準を超えた時間</p> </div> <div data-bbox="1261 1501 2181 1900"> <p>光化学オキシダントの環境基準との適合状況(桐ヶ作測定所)</p> <p>(日) (時間)</p> <p>■ 環境基準を超えた日数 ◆ 環境基準を超えた時間</p> </div>	

修正案	現状	変更理由
<p>④ 浮遊粒子状物質 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(マイクロメートル)以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されています。この物質は、気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすものとして考えられています。</p> <p>本市における浮遊粒子状物質の濃度(日平均値の2%除外値)は、過去10年の長期的評価に係る環境基準は達成しています。一方、短期的評価については、濃度が上下する関係から環境基準を達成することは難しい状況となっておりますが、平成26、27年度は環境基準は満足しています。</p> <p>※浮遊粒子状物質(SPM)環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/立方メートル以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/立方メートル以下であること。 ※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。 ※長期的評価方法:1日平均値の2%除外値が0.100mg/立方メートル以下で、かつ、1日平均値0.100mg/立方メートルを超えた日が2日以上連続していないこと ※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前(測定器設置前)</p>	<p>④ 浮遊粒子状物質 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(マイクロメートル)以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されています。この物質は、気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすものとして考えられています。</p> <p>本市における浮遊粒子状物質の濃度(日平均値の2%除外値)は、低下傾向にあり、全測定所において近年は長期的評価に係る環境基準を達成していますが、一方で、短期的評価については、桐ヶ作測定所などにおいて基準を上回る結果となっております。</p> <p>※浮遊粒子状物質(SPM)環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/立方メートル以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/立方メートル以下であること。 ※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。 ※長期的評価方法:1日平均値の2%除外値が0.100mg/立方メートル以下で、かつ、1日平均値0.100mg/立方メートルを超えた日が2日以上連続していないこと ※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前(測定器設置前)</p>	

第2章 環境の現状

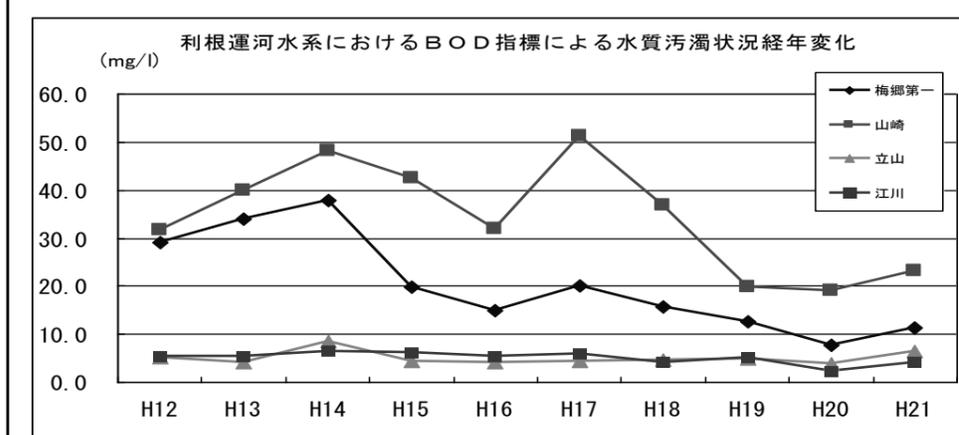
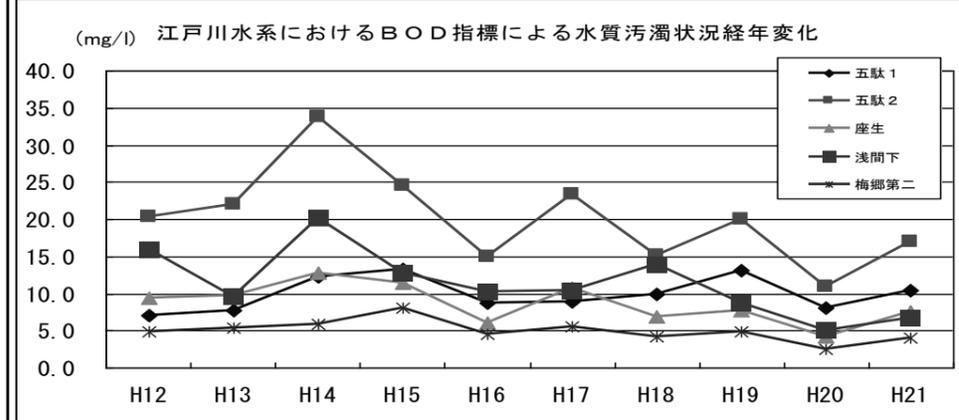
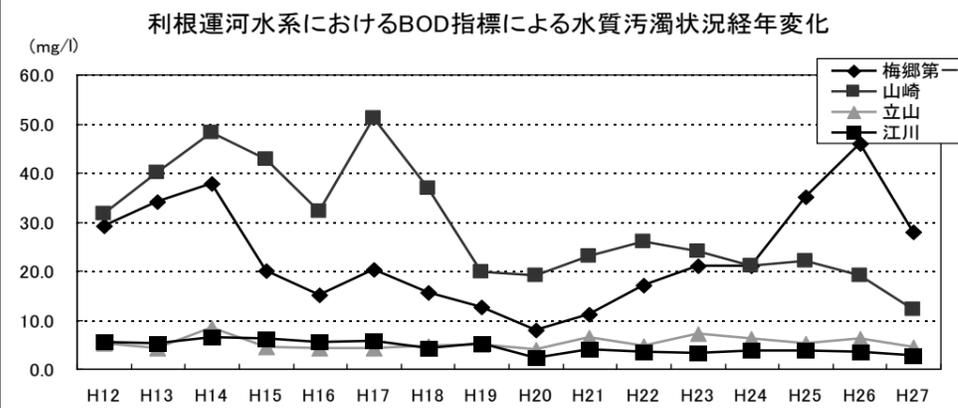
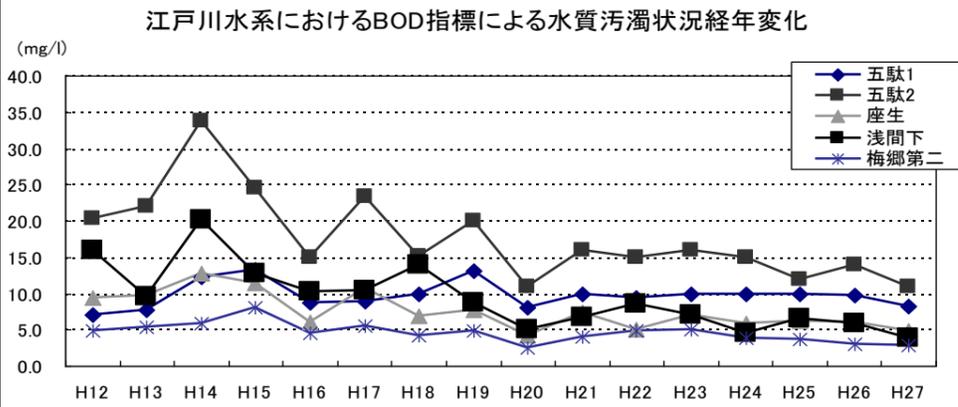
(2) 水質

修正案	現状	変更理由
<p>① 河川・排水路の水質状況</p> <p>本市の周囲には、利根川、江戸川及び利根運河の河川があり、また、市内を流れる幹線排水路として五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落し堀、八間堀等があります。</p> <p>本市を流れる利根川、江戸川及び利根運河の河川については、環境基準が設定されており、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められています。</p> <p>本市では、公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、排水路の水質調査を定期的に行っており、河川については国土交通省が実施しています。</p> <p>本市を流れている河川及び排水路の水質は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつあり、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)を見ると、河川に流入する排水路の水質はおおむね全水域で濃度低下傾向が認められますが、利根運河など環境基準を達成していない河川も見受けられます。</p> <p>利根運河の水質については、国(国土交通省)においては、利根運河の水質改善と水辺環境を維持する目的で利根川から運河へ向けて、環境用水(川の環境を守るために流す水)を流す事業が開始され、水質は徐々に改善方向に向かっています。</p>  <p>※河川における BOD75%値とは、年間観測データを良い方から並べて上から 75%目の数字。BOD の測定結果については、一年間で得られた全ての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。</p> 	<p>① 河川・排水路の水質状況</p> <p>本市の周囲には、利根川、江戸川及び利根運河の河川があり、また、市内を流れる幹線排水路として五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落し堀、八間堀等があります。</p> <p>本市を流れる利根川、江戸川及び利根運河の河川については、環境基準が設定されており、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められています。</p> <p>本市では、公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、排水路の水質調査を定期的に行っており、河川については国土交通省が実施しています。</p> <p>本市を流れている河川及び排水路の水質は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつあり、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)を見ると、河川に流入する排水路の水質はおおむね全水域で濃度低下傾向が認められますが、利根運河など環境基準を達成していない河川も見受けられます。</p> <p>利根運河の水質悪化については、人口増加に伴う汚濁負荷量の増加や平成12年に北千葉導水事業が稼働したことに伴う流量の低下が要因と考えられます。</p>  <p>※河川における BOD75%値とは、年間観測データを良い方から並べて上から 75%目の数字。BOD の測定結果については、一年間で得られた全ての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。</p> 	

修正案

現状

変更理由



修正案	現状	変更理由
<p style="text-align: center;">主な水質調査地点位置図</p>	<p style="text-align: center;">主な水質調査地点位置図</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>

修正案	現状	変更理由
<p>② 地下水の水質状況</p> <p>トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、自然界に存在しない強力な洗浄力をもった溶剤であり、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきました。近年、発ガン性のある有害物質として扱われており、こうした物質による地下水汚染が問題となっています。</p> <p>本市では、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等による地下水の水質状況を把握するため、昭和63年度より市内を2kmメッシュに分割して任意の井戸を選定して調査を行っています。現在では、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1. 1. 1. トリクロロエタン、四塩化炭素、1. 2. ジクロロメタン、1. 1. ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1. 2. ジクロロエチレン、1. 1. 2. トリクロロエタン、トランス1. 2. ジクロロエチレン、シス1. 2. ジクロロエチレンの11物質を対象に調査を実施しています。</p> <p>この概況調査の結果、新たに基準超過が確認された井戸は平成11年度の1本のみであり、これ以後、環境基準を超過する汚染は確認されていません。</p> <p>一方、地下水汚染が確認された地区では、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸を継続的に監視するモニタリング調査、あるいは汚染の分布を明らかにし、汚染対策のための地質情報を収集する汚染機構解明調査を実施しています。これまでに本市によって汚染機構解明調査が実施された地区は6地区となっており、全ての地区で何らかの汚染対策が実施されているものの、対策が終了したところはなく汚染対策が継続されています。</p> <p>他方、生活排水や家畜排泄物の不適正処理、あるいは畑地への過剰施肥等が原因と考えられている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水の水質汚染状況については、千葉県においては他の汚染物質に比べ、かなり高い確率で基準超過が確認され、問題となっています。本市においても、千葉県が実施する地下水質常時監視調査が平成12年度から実施されており、毎年のように基準を超過する井戸が確認されています。</p>	<p>② 地下水の水質状況</p> <p>トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、自然界に存在しない強力な洗浄力をもった溶剤であり、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきました。近年、発ガン性のある有害物質として扱われており、こうした物質による地下水汚染が問題となっています。</p> <p>本市では、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等による地下水の水質状況を把握するため、昭和63年度より市内を2kmメッシュに分割して任意の井戸を選定し、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1. 1. 1. トリクロロエタン、四塩化炭素、1. 2. ジクロロメタン、1. 1. ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1. 2. ジクロロエチレン、1. 1. 2. トリクロロエタンの9物質を対象に調査を実施しています(平成22年度よりトランス1. 2. ジクロロエチレンを追加)。</p> <p>この概況調査の結果、過去10年間に新たに基準超過が確認された井戸は平成11年度の1本のみであり、これ以後、環境基準を超過する汚染は確認されていません。</p> <p>一方、地下水汚染が確認された地区では、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸を継続的に監視するモニタリング調査、あるいは汚染の分布を明らかにし、汚染対策のための地質情報を収集する汚染機構解明調査を実施しています。これまでに本市によって汚染機構解明調査が実施された地区は6地区となっており、全ての地区で何らかの汚染対策が実施されているものの、対策が終了したところはなく、また、1地区においては引き続き調査が継続されています。</p> <p>他方、生活排水や家畜排泄物の不適正処理、あるいは畑地への過剰施肥等が原因と考えられている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水の水質汚染状況については、千葉県においては他の汚染物質に比べ、かなり高い確率で基準超過が確認され、問題となっています。本市においても、千葉県が実施する地下水質常時監視調査が平成12年度から実施されており、毎年のように基準を超過する井戸が確認されています。</p>	

第2章 環境の現状

(3) 騒音・振動

修正案	現状	変更理由
<p>騒音・振動などは、人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、その発生源は工場・事業所はもとより、建設作業場、交通機関など多種多様です。本市の騒音公害に関しては、例年、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)の苦情件数の約1、2割を占めています。これらを発生源別にみると、工場や建設作業が占める割合が多くなっています。また、振動に関しては、道路舗装の構造に関する苦情などが寄せられています。</p> <p>騒音に係る環境上の条件としては、環境基準が地域の類型及び時間の区分ごとに定められております。また、工場等に対しては、敷地境界での規制基準が定められております。本市においては「野田市環境保全条例」に基づき、法規制より広範な発生源を対象に規制を行っています。</p> <p>また、本市では、環境騒音の実態を把握することを目的として、市街化区域をおおよそ2km四方のメッシュに区分し、各々の代表点23地点を選定して環境騒音測定を行っています。この結果、平成11年度の騒音に係る環境基準の測定方法改正以後、昼間及び夜間の環境基準を超過した地点は例年1地点あるかないかという状況であり、かつ、超過の理由は風の音など、自然の影響によるものであることが多く、おおむね良好な環境を維持しているといえます。</p>	<p>騒音・振動などは、人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、その発生源は工場・事業所はもとより、建設作業場、交通機関など多種多様です。本市の騒音公害に関しては、例年、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)の苦情件数の約1、2割を占めています。これらを発生源別にみると、工場や建設作業が占める割合が多くなっています。また、振動に関しては、道路舗装の構造に関する苦情などが寄せられています。</p> <p>騒音に係る環境上の条件としては、環境基準が地域の類型及び時間の区分ごとに定められております。また、工場等に対しては、敷地境界での規制基準が定められております。本市においては「野田市環境保全条例」に基づき、法規制より広範な発生源を対象に規制を行っています。</p> <p>また、本市では、環境騒音の実態を把握することを目的として、市街化区域をおおよそ2km四方のメッシュに区分し、各々の代表点23地点を選定して環境騒音測定を行っています。この結果、平成11年度の騒音に係る環境基準の測定方法改正以後、昼間及び夜間の環境基準を超過した地点は例年1地点あるかないかという状況であり、かつ、超過の理由は風の音など、自然の影響によるものであることが多く、おおむね良好な環境を維持しているといえます。</p>	

第2章 環境の現状

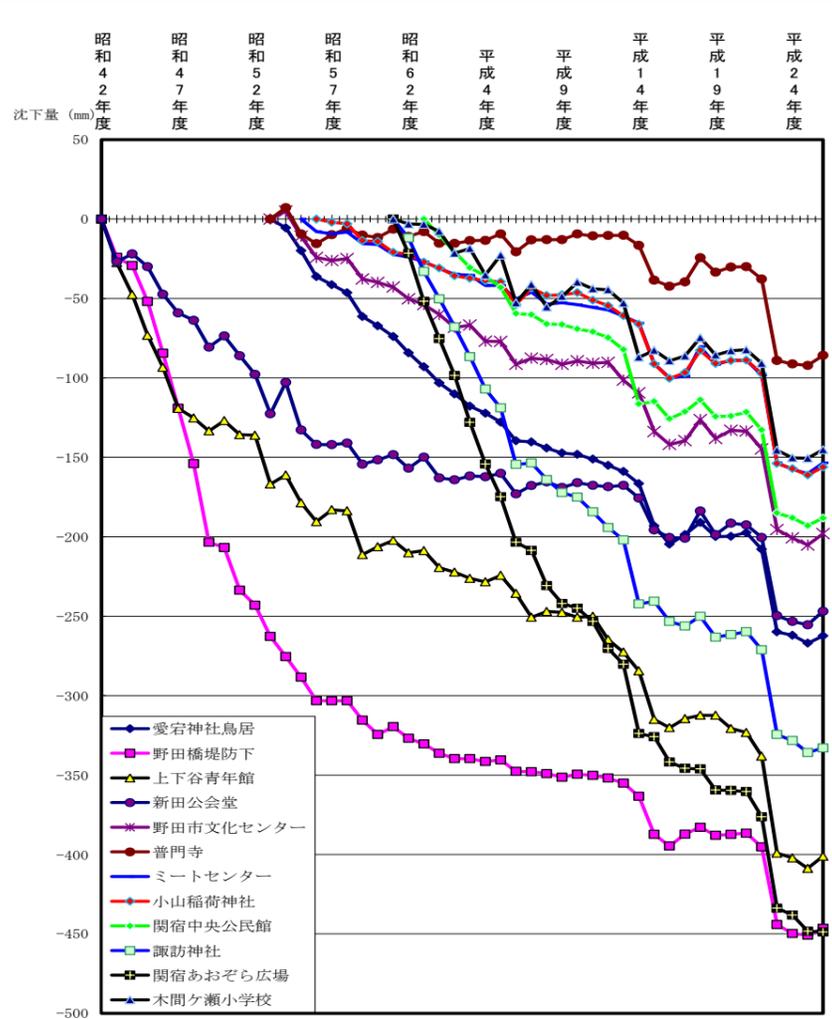
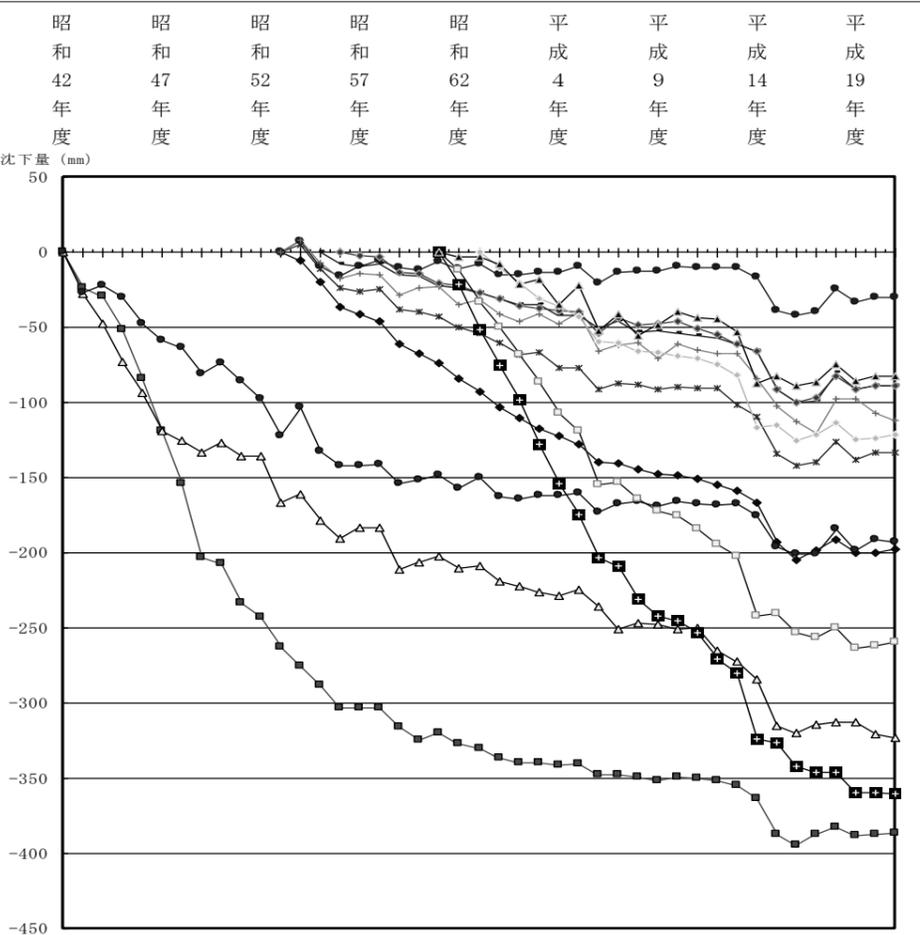
(4) 悪臭

修正案	現状	変更理由
<p>悪臭は、直接的に人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害とされています。悪臭防止法では、こうした悪臭公害を防止するため、野田地域の市街化区域、関宿地域の全域を対象に特定悪臭物質を定め、各々に基準値を設けております。また、「野田市環境保全条例」では、悪臭の規制基準として「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という形で定められています。</p> <p>このほか、特定悪臭物質(22物質)規制を補完する規制として、臭気強度が定められており、更に昭和56年6月には、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値が県から示されています。</p> <p>悪臭物質は、一般に極めて低い濃度でも人の嗅覚によって感知され、また、発生源が多種多様であることから問題の解決が困難な場合が少なくありません。今後の悪臭に対する苦情は、廃棄物処理に関するものなどが増加すると考えられ、発生源対策が重要となります。</p>	<p>悪臭は、直接的に人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害とされています。悪臭防止法では、こうした悪臭公害を防止するため、野田地域の市街化区域、関宿地域の全域を対象に特定悪臭物質を定め、各々に基準値を設けております。また、「野田市環境保全条例」では、悪臭の規制基準として「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という形で定められています。</p> <p>このほか、特定悪臭物質(22物質)規制を補完する規制として、臭気強度が定められており、更に昭和56年6月には、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値が県から示されています。</p> <p>悪臭物質は、一般に極めて低い濃度でも人の嗅覚によって感知され、また、発生源が多種多様であることから問題の解決が困難な場合が少なくありません。今後の悪臭に対する苦情は、廃棄物処理に関するものなどが増加すると考えられ、発生源対策が重要となります。</p>	

第2章 環境の現状

(5) 地盤沈下

修正案											現状					変更理由	
<p>地盤沈下は、大地が次第に海水面に対して沈下していく現象のことであり、この現象の主な要因としては、地下水の汲み上げ等により地下水位が低下し、地層の収縮をもたらす人為的なものと、地殻変動によって生じる自然要因によるものなどに大別されています。このうち、人為的な要因として考えられている、地下水の不適正な利用による地盤沈下は、公害として取り扱われています。</p> <p>地盤沈下対策としては、「千葉県環境保全条例」及び「野田市環境保全条例」により一定規模以上の揚水施設について地下水の採取規制を行っております。また、地盤沈下の状況を把握する目的で、本市では水準点34点で水準測量による地盤沈下観測が県により実施されています。</p> <p>用途別地下水の揚水量の推移は、平成2、3年頃をピークに、全体の使用量は減少傾向になっており、近年は変動が少なく安定した状況にあります。このため、大きな変動を観測するような地盤沈下現象は確認されていません。</p>											<p>地盤沈下は、大地が次第に海水面に対して沈下していく現象のことであり、この現象の主な要因としては、地下水の汲み上げ等により地下水位が低下し、地層の収縮をもたらす人為的なものと、地殻変動によって生じる自然要因によるものなどに大別されています。このうち、人為的な要因として考えられている、地下水の不適正な利用による地盤沈下は、公害として取り扱われています。</p> <p>地盤沈下対策としては、「千葉県環境保全条例」及び「野田市環境保全条例」により一定規模以上の揚水施設について地下水の採取規制を行っております。また、地盤沈下の状況を把握する目的で、本市では水準点34点で水準測量による地盤沈下観測が県により実施されています。</p> <p>用途別地下水の揚水量の推移は、平成2、3年頃をピークに、全体の使用量は減少傾向になっており、近年は変動が少なく安定した状況にあります。このため、大きな変動を観測するような地盤沈下現象は確認されていません。</p>						
用途別地下水利用状況											用途別地下水利用状況						
上段：揚水量 (m ³ /日)											上段：揚水量 (m ³ /日)						
下段：井戸本数											下段：井戸本数						
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
用途	13,735	13,145	13,832	12,705	11,791	12,114	12,722	13,453	13,360	13,524	用途	13,735	13,145	13,832	12,705	11,791	
工業用	142	139	136	136	133	132	132	129	128	126	工業用	142	139	136	136	133	
建築物用	1,227	1,172	1,168	1,298	1,257	1,064	1,020	774	866	1,093	建築物用	1,227	1,172	1,168	1,298	1,257	
水道用	19	19	17	17	19	19	19	19	19	18	水道用	19	19	17	17	19	
農業用	3,476	2,522	3,092	2,711	1,368	1,868	1,734	2,383	2,237	1,677	農業用	3,476	2,522	3,092	2,711	1,368	
その他	27	26	26	26	25	25	23	24	23	22	その他	27	26	26	26	25	
合計	17,221	13,545	12,690	12,767	12,053	11,075	15,639	10,747	9,151	9,319	合計	17,221	13,545	12,690	12,767	12,053	
	395	383	372	365	364	356	352	350	344	340		395	383	372	365	364	
	2,800	2,682	2,732	2,583	2,615	2,848	2,820	2,777	2,824	2,287		2,800	2,682	2,732	2,583	2,615	
	10	10	10	10	12	11	13	13	12	12		10	10	10	10	12	
	38,459	33,066	33,514	32,064	29,084	28,969	33,935	30,134	28,438	27,900		38,459	33,066	33,514	32,064	29,084	
	593	577	561	554	553	543	539	535	526	518		594	578	562	555	553	

修正案	現状	変更理由
<p style="text-align: center;">代表的な観測地点の地盤沈下変動状況の推移</p>  <p>沈下量 (mm)</p> <p>昭和42年度 昭和47年度 昭和52年度 昭和57年度 昭和62年度 平成4年度 平成9年度 平成14年度 平成19年度 平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 愛宕神社鳥居 ■ 野田橋堤防下 ▲ 上下谷青年館 ● 新田公会堂 ✱ 野田市文化センター ● 普門寺 ● ミートセンター ● 小山稲荷神社 ● 関宿中央公民館 ■ 諏訪神社 ■ 関宿あおぞら広場 ■ 木間ヶ瀬小学校 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 平成14年4月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成15年1月以後は、測地成果2000対応値となっている。</p> <p>※ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、日本水準原点の高さが改正されたため、平成23年度以降の標高値は成果改定された固定点により計算されたものとなっている。</p> <p>※ 平成23年度は東北地方太平洋沖地震の影響による大幅な沈下が見られる。</p> <p>※ 上下谷青年館は平成19年度欠測</p> </div>	<p style="text-align: center;">代表的な観測地点の地盤沈下変動状況の推移</p>  <p>沈下量 (mm)</p> <p>昭和42年度 昭和47年度 昭和52年度 昭和57年度 昭和62年度 平成4年度 平成9年度 平成14年度 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中里 ■ 野田橋堤防下 ▲ 上下谷青年館 ● 新田公会堂 ✱ 野田市文化センター ● 普門寺 ● 霊波之光教会 ● ミートセンター ● 小山稲荷神社 ● 関宿中央公民館 ■ 諏訪神社 ■ 関宿あおぞら広場 ■ 木間ヶ瀬小学校 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注1) 平成14年4月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成15年1月以後は測地成果2000年対応値となっています。</p> <p>注2) 上下谷青年館、霊波之光教会は、平成19年度欠測</p> <p>注3) 各年度1月1日を基準日としています。</p> </div>	

第2章 環境の現状

(7) 上水道・下水道

修正案							現状						変更理由																																							
<p>本市における水資源の大部分は、江戸川に依存しております。最近の上水道の給水量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年度の1日平均給水量は39,965^m³となっています。</p> <p>普及率としては、平成28年3月31日現在、上水道97.1%であり、下水道64.70%となっています。</p>							<p>本市における水資源の大部分は、江戸川に依存しております。最近の上水道の給水量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成20年度の1日平均給水量は39,537^m³となっています。</p> <p>普及率としては、上水道は平成21年3月31日現在、88.5%であり、下水道は平成21年4月1日現在、55.21%となっています。</p>																																													
<p style="text-align: center;">上水道の給水量(^m³) (各年度3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>14,570,000</td> <td>14,424,000</td> <td>14,358,000</td> <td>14,598,000</td> <td>14,431,000</td> <td>14,622,000</td> </tr> <tr> <td>1日平均</td> <td>39,917</td> <td>39,516</td> <td>39,338</td> <td>39,886</td> <td>39,537</td> <td>40,060</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	年間	14,570,000	14,424,000	14,358,000	14,598,000	14,431,000	14,622,000	1日平均	39,917	39,516	39,338	39,886	39,537	40,060	<p style="text-align: center;">上水道の給水量(^m³) (各年度3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>14,570,000</td> <td>14,424,000</td> <td>14,358,000</td> <td>14,598,000</td> <td>14,431,000</td> </tr> <tr> <td>1日平均</td> <td>39,917</td> <td>39,516</td> <td>39,338</td> <td>39,886</td> <td>39,537</td> </tr> </tbody> </table>						年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	年間	14,570,000	14,424,000	14,358,000	14,598,000	14,431,000	1日平均	39,917	39,516	39,338	39,886	39,537	
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																														
年間	14,570,000	14,424,000	14,358,000	14,598,000	14,431,000	14,622,000																																														
1日平均	39,917	39,516	39,338	39,886	39,537	40,060																																														
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																															
年間	14,570,000	14,424,000	14,358,000	14,598,000	14,431,000																																															
1日平均	39,917	39,516	39,338	39,886	39,537																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>14,863,000</td> <td>14,774,000</td> <td>14,486,000</td> <td>14,431,000</td> <td>14,292,603</td> <td>14,627,015</td> </tr> <tr> <td>1日平均</td> <td>40,720</td> <td>40,365</td> <td>39,688</td> <td>39,537</td> <td>39,158</td> <td>39,965</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	年間	14,863,000	14,774,000	14,486,000	14,431,000	14,292,603	14,627,015	1日平均	40,720	40,365	39,688	39,537	39,158	39,965	<p style="text-align: center;">上水道の普及率(%) (各年度3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td>82.6</td> <td>84.0</td> <td>85.3</td> <td>87.2</td> <td>88.5</td> </tr> </tbody> </table>						年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	普及率	82.6	84.0	85.3	87.2	88.5							
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																														
年間	14,863,000	14,774,000	14,486,000	14,431,000	14,292,603	14,627,015																																														
1日平均	40,720	40,365	39,688	39,537	39,158	39,965																																														
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																															
普及率	82.6	84.0	85.3	87.2	88.5																																															
<p style="text-align: center;">上水道の普及率(%) (各年度3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td>82.6</td> <td>84.0</td> <td>85.3</td> <td>87.2</td> <td>88.5</td> <td>89.6</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	普及率	82.6	84.0	85.3	87.2	88.5	89.6	<p style="text-align: center;">下水道の普及率(%) (各年度4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td>48.45</td> <td>50.37</td> <td>52.40</td> <td>53.86</td> <td>55.21</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料：野田市統計書平成21年版)</p>						年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	普及率	48.45	50.37	52.40	53.86	55.21														
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																														
普及率	82.6	84.0	85.3	87.2	88.5	89.6																																														
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																															
普及率	48.45	50.37	52.40	53.86	55.21																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td>90.4</td> <td>95.8</td> <td>96.2</td> <td>96.2</td> <td>96.63</td> <td>97.01</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	普及率	90.4	95.8	96.2	96.2	96.63	97.01																																
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																														
普及率	90.4	95.8	96.2	96.2	96.63	97.01																																														
<p style="text-align: center;">下水道の普及率(%) (各年度3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td>48.45</td> <td>50.37</td> <td>52.40</td> <td>53.86</td> <td>55.21</td> <td>57.71</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	普及率	48.45	50.37	52.40	53.86	55.21	57.71																																
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																														
普及率	48.45	50.37	52.40	53.86	55.21	57.71																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及率</td> <td>62.34</td> <td>63.33</td> <td>63.85</td> <td>64.31</td> <td>64.70</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	普及率	62.34	63.33	63.85	64.31	64.70																																		
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																															
普及率	62.34	63.33	63.85	64.31	64.70																																															

第2章 環境の現状

(8) 廃棄物

修正案	現状	変更理由																																																																																																																			
<p>本市のごみは、可燃ごみについては野田市清掃工場、不燃ごみ、粗大不燃ごみについては野田市リサイクルセンターで処理されています。 市民から排出される資源物は、資源物の種類ごとに回収され、資源業者及び指定法人により再資源化されています。 平成27年度のごみの総排出量は、34,305.29トン、一人1日当たりのごみの排出量は604.19g/人/日となっており、近年は減少傾向で推移しています。 一方、資源化量は、増加傾向になっており、平成27年度は、13,338.27t/年(29.29%)となっています。</p> <p style="text-align: center;">ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排出量(t)</td> <td>39,502.00</td> <td>37,612.72</td> <td>38,580.76</td> <td>38,063.32</td> <td>37,524.70</td> <td>37,439.17</td> <td>37,232.03</td> </tr> <tr> <td>一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)</td> <td>705.64</td> <td>671.87</td> <td>686.79</td> <td>674.40</td> <td>656.87</td> <td>653.85</td> <td>648.96</td> </tr> <tr> <td>集団資源回収量(t/年)</td> <td>9,990.98</td> <td>10,220.89</td> <td>10,097.59</td> <td>9,785.37</td> <td>9,456.74</td> <td>8,887.52</td> <td>8,389.90</td> </tr> <tr> <td>資源化量(t/年)(%)</td> <td>13,219.76(26.71)</td> <td>13,138.79(27.47)</td> <td>12,856.25(25.88)</td> <td>12,547.83(26.22)</td> <td>12,151.49(25.86)</td> <td>11,541.16(24.91)</td> <td>11,003.88(24.12)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排出量(t)</td> <td>36,639.37</td> <td>36,704.68</td> <td>37,212.41</td> <td>37,010.22</td> <td>35,722.22</td> <td>34,305.29</td> </tr> <tr> <td>一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)</td> <td>639.24</td> <td>637.29</td> <td>650.51</td> <td>649.47</td> <td>628.94</td> <td>604.19</td> </tr> <tr> <td>集団資源回収量(t/年)</td> <td>8,117.91</td> <td>7,966.62</td> <td>7,620.35</td> <td>7,264.70</td> <td>6,600.56</td> <td>6,055.12</td> </tr> <tr> <td>資源化量(t/年)(%)</td> <td>16,518.75(36.91)</td> <td>16,497.82(36.93)</td> <td>11,452.12(25.54)</td> <td>13,819.79(28.37)</td> <td>12,832.92(27.21)</td> <td>13,338.27(29.29)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資源化率=資源化量を(総排出量+集団資源回収量)で除したもの</p> <p style="text-align: center;">ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの量</p>	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	総排出量(t)	39,502.00	37,612.72	38,580.76	38,063.32	37,524.70	37,439.17	37,232.03	一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)	705.64	671.87	686.79	674.40	656.87	653.85	648.96	集団資源回収量(t/年)	9,990.98	10,220.89	10,097.59	9,785.37	9,456.74	8,887.52	8,389.90	資源化量(t/年)(%)	13,219.76(26.71)	13,138.79(27.47)	12,856.25(25.88)	12,547.83(26.22)	12,151.49(25.86)	11,541.16(24.91)	11,003.88(24.12)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総排出量(t)	36,639.37	36,704.68	37,212.41	37,010.22	35,722.22	34,305.29	一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)	639.24	637.29	650.51	649.47	628.94	604.19	集団資源回収量(t/年)	8,117.91	7,966.62	7,620.35	7,264.70	6,600.56	6,055.12	資源化量(t/年)(%)	16,518.75(36.91)	16,497.82(36.93)	11,452.12(25.54)	13,819.79(28.37)	12,832.92(27.21)	13,338.27(29.29)	<p>本市のごみは、可燃ごみについては野田市清掃工場及び関宿クリーンセンター、不燃ごみ、粗大不燃ごみについては野田市不燃物処理仮置き場で処理されています。 市民から排出される資源物は、資源物の種類ごとに回収され、資源業者及び指定法人により再資源化されています。 平成21年度のごみの総排出量は、37,232.03トン、一人1日当たりのごみの排出量は648.96g/人/日となっており、ここ2、3年は微減傾向で推移しています。 一方、資源化量は、わずかに減少傾向になっており、平成21年度は、11,003.88t/年(24.12%)となっています。</p> <p style="text-align: center;">ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排出量(t)</td> <td>39,502.00</td> <td>37,612.72</td> <td>38,580.76</td> <td>38,063.32</td> <td>37,524.70</td> <td>37,439.17</td> <td>37,232.03</td> </tr> <tr> <td>一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)</td> <td>705.64</td> <td>671.87</td> <td>686.79</td> <td>674.40</td> <td>656.87</td> <td>653.85</td> <td>648.96</td> </tr> <tr> <td>集団資源回収量(t/年)</td> <td>9,990.98</td> <td>10,220.89</td> <td>10,097.59</td> <td>9,785.37</td> <td>9,456.74</td> <td>8,887.52</td> <td>8,389.90</td> </tr> <tr> <td>資源化量(t/年)(%)</td> <td>13,219.76(26.71)</td> <td>13,138.79(27.47)</td> <td>12,856.25(25.88)</td> <td>12,547.83(26.22)</td> <td>12,151.49(25.86)</td> <td>11,541.16(24.91)</td> <td>11,003.88(24.12)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資源化率=(総排出量+集団資源回収量)を資源化量で除したもの</p> <p style="text-align: center;">ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの量</p>	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	総排出量(t)	39,502.00	37,612.72	38,580.76	38,063.32	37,524.70	37,439.17	37,232.03	一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)	705.64	671.87	686.79	674.40	656.87	653.85	648.96	集団資源回収量(t/年)	9,990.98	10,220.89	10,097.59	9,785.37	9,456.74	8,887.52	8,389.90	資源化量(t/年)(%)	13,219.76(26.71)	13,138.79(27.47)	12,856.25(25.88)	12,547.83(26.22)	12,151.49(25.86)	11,541.16(24.91)	11,003.88(24.12)	
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																																														
総排出量(t)	39,502.00	37,612.72	38,580.76	38,063.32	37,524.70	37,439.17	37,232.03																																																																																																														
一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)	705.64	671.87	686.79	674.40	656.87	653.85	648.96																																																																																																														
集団資源回収量(t/年)	9,990.98	10,220.89	10,097.59	9,785.37	9,456.74	8,887.52	8,389.90																																																																																																														
資源化量(t/年)(%)	13,219.76(26.71)	13,138.79(27.47)	12,856.25(25.88)	12,547.83(26.22)	12,151.49(25.86)	11,541.16(24.91)	11,003.88(24.12)																																																																																																														
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																																																																																															
総排出量(t)	36,639.37	36,704.68	37,212.41	37,010.22	35,722.22	34,305.29																																																																																																															
一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)	639.24	637.29	650.51	649.47	628.94	604.19																																																																																																															
集団資源回収量(t/年)	8,117.91	7,966.62	7,620.35	7,264.70	6,600.56	6,055.12																																																																																																															
資源化量(t/年)(%)	16,518.75(36.91)	16,497.82(36.93)	11,452.12(25.54)	13,819.79(28.37)	12,832.92(27.21)	13,338.27(29.29)																																																																																																															
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																																														
総排出量(t)	39,502.00	37,612.72	38,580.76	38,063.32	37,524.70	37,439.17	37,232.03																																																																																																														
一人1日当たりのごみの排出量(g/人/日)	705.64	671.87	686.79	674.40	656.87	653.85	648.96																																																																																																														
集団資源回収量(t/年)	9,990.98	10,220.89	10,097.59	9,785.37	9,456.74	8,887.52	8,389.90																																																																																																														
資源化量(t/年)(%)	13,219.76(26.71)	13,138.79(27.47)	12,856.25(25.88)	12,547.83(26.22)	12,151.49(25.86)	11,541.16(24.91)	11,003.88(24.12)																																																																																																														

修正案						現状						変更理由
家庭ごみ系の収集・運搬・処理体制(平成27年度)						家庭ごみ系の収集・運搬・処理体制(平成22年度)						
区分	収集・運搬体制			処理体制		区分	収集・運搬体制			処理体制		
	収集・運搬主体	収集方法	収集回数	運搬先収集主体	処理内容		収集・運搬主体	収集方法	収集回数	運搬先収集主体	処理内容	
収集ごみ	可燃ごみ	市	集積所収集	2回/週	野田市清掃工場	直接野田市清掃工場に搬入し、計量した後、焼却施設にて焼却処分する。焼却残渣は、市外の民間最終処分場で埋立処分される。	市	集積所収集	2回/週	野田市清掃工場 関宿クリーンセンター	直接野田市清掃工場又は関宿クリーンセンターに搬入し、計量した後、焼却施設にて焼却処分する。また、焼却灰の一部は焼成によりエコセメント化し再資源化され、その他の焼却残渣は、市外の民間最終処分場で埋立処分される。	
		市民	直接搬入	—								
	不燃ごみ	市	集積所収集	1回/週	野田市リサイクルセンター	搬入先で計量した後、容器包装プラスチック及び資源物を選別後、指定法人及び資源業者にて資源化している。	市	集積所収集	1回/週	不燃物処理仮置き場	不燃ごみ仮置き場で計量した後、未処理のまま全量を民間業者に処分委託し、一部は焼却処分、一部は選別による資源化、一部は溶融固化により資源化する。	
		市民	直接搬入	—								
粗大ごみ	粗大可燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市清掃工場	資源を選別し、回収業者へ搬出、その他のものは民間業者へ処分委託する。良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。	委託業者	戸別収集	—	野田市清掃工場 関宿クリーンセンター	資源を選別し、回収業者へ搬出、その他のものは民間業者へ処分委託する。良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。	
		市民	直接搬入	—								
	粗大不燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市リサイクルセンター	良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。	委託業者	戸別収集	—	不燃物処理仮置き場	良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。	
		市民	直接搬入	—								
資源物	紙類、ガラスびん、衣類・布、金属類、ペットボトル	委託業者	集団資源回収	月1回又は2回	資源業者 指定法人	資源業者及び指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により資源化している。	委託業者	集団資源回収	月1回又は2回	資源業者 指定法人	資源業者及び指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により資源化している。	
	牛乳パック、発泡トレイ、アルミ缶、ペットボトル	市民	ごみ減量協力店へ搬出	—			市民	ごみ減量協力店へ搬出	—			
	空き缶	市民	空き缶回収機へ搬出(H25年度で終了)	—			市民	空き缶回収機へ搬出	—			
	剪定枝、落ち葉・草	委託業者	戸別収集	—			野田市堆肥センター	野田市堆肥センターで堆肥化し、市内農家で有効利用する。	委託業者			戸別収集
市民	直接搬入	—	市民	直接搬入	—							
有害ごみ	市民	回収箱又はごみ減量協力店へ搬出	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。	市民	回収箱又はごみ減量協力店へ搬出	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。		
適正処理困難物	販売店等	収集	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。	販売店等	収集	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。		
	市民	直接搬入	—			市民	直接搬入	—				

第2章 環境の現状

(9) エネルギー

修正案	現状	変更理由																																																																																																																		
<p>本市における消費電力量は、電灯使用量(主に家庭用)及び電力使用量ともに、東日本大震災による影響を踏まえ、平成23年9月から節電対策が実施され、消費電力量は、減少傾向を示しております。平成26年度の電灯使用量は309,043MWh、電力使用量は849,223MWhとなっています。</p> <p style="text-align: center;">消費電力量の推移(資料:野田市統計書) (MWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯</td> <td>306,514</td> <td>315,551</td> <td>309,577</td> <td>327,645</td> <td>323,775</td> <td>324,297</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 低圧</td> <td>54,092</td> <td>52,906</td> <td>60,805</td> <td>61,539</td> <td>57,094</td> <td>54,322</td> </tr> <tr> <td> 高圧・特別高圧</td> <td>578,637</td> <td>578,637</td> <td>584,088</td> <td>603,737</td> <td>581,935</td> <td>564,007</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>939,243</td> <td>947,094</td> <td>954,470</td> <td>992,921</td> <td>962,804</td> <td>942,626</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯</td> <td>352,583</td> <td>327,720</td> <td>325,522</td> <td>322,378</td> <td>309,043</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 低圧</td> <td>57,717</td> <td>52,977</td> <td>51,282</td> <td>49,378</td> <td>46,110</td> </tr> <tr> <td> 高圧・特別高圧</td> <td>570,460</td> <td>515,620</td> <td>523,119</td> <td>516,701</td> <td>494,070</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>980,760</td> <td>896,317</td> <td>899,923</td> <td>888,457</td> <td>849,223</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">消費電力量の推移</p>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	電灯	306,514	315,551	309,577	327,645	323,775	324,297	電力							低圧	54,092	52,906	60,805	61,539	57,094	54,322	高圧・特別高圧	578,637	578,637	584,088	603,737	581,935	564,007	総数	939,243	947,094	954,470	992,921	962,804	942,626		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	電灯	352,583	327,720	325,522	322,378	309,043	電力						低圧	57,717	52,977	51,282	49,378	46,110	高圧・特別高圧	570,460	515,620	523,119	516,701	494,070	総数	980,760	896,317	899,923	888,457	849,223	<p>本市における消費電力量は、電灯使用量(主に家庭用)及び電力使用量ともに、わずかながら増加傾向を示しており、平成20年度の電灯使用量は323,775MWh、電力使用量は639,029MWhとなっています。</p> <p style="text-align: center;">消費電力量の推移(資料:東京電力(株)千葉支店) (MWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯</td> <td>306,514</td> <td>315,551</td> <td>309,577</td> <td>327,645</td> <td>323,775</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 低圧</td> <td>54,092</td> <td>52,906</td> <td>60,805</td> <td>61,539</td> <td>57,094</td> </tr> <tr> <td> 高圧・特別高圧</td> <td>578,637</td> <td>578,637</td> <td>584,088</td> <td>603,737</td> <td>581,935</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>939,243</td> <td>947,094</td> <td>954,470</td> <td>992,921</td> <td>962,804</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">消費電力量の推移</p>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	電灯	306,514	315,551	309,577	327,645	323,775	電力						低圧	54,092	52,906	60,805	61,539	57,094	高圧・特別高圧	578,637	578,637	584,088	603,737	581,935	総数	939,243	947,094	954,470	992,921	962,804	
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																																														
電灯	306,514	315,551	309,577	327,645	323,775	324,297																																																																																																														
電力																																																																																																																				
低圧	54,092	52,906	60,805	61,539	57,094	54,322																																																																																																														
高圧・特別高圧	578,637	578,637	584,088	603,737	581,935	564,007																																																																																																														
総数	939,243	947,094	954,470	992,921	962,804	942,626																																																																																																														
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																															
電灯	352,583	327,720	325,522	322,378	309,043																																																																																																															
電力																																																																																																																				
低圧	57,717	52,977	51,282	49,378	46,110																																																																																																															
高圧・特別高圧	570,460	515,620	523,119	516,701	494,070																																																																																																															
総数	980,760	896,317	899,923	888,457	849,223																																																																																																															
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																																																																															
電灯	306,514	315,551	309,577	327,645	323,775																																																																																																															
電力																																																																																																																				
低圧	54,092	52,906	60,805	61,539	57,094																																																																																																															
高圧・特別高圧	578,637	578,637	584,088	603,737	581,935																																																																																																															
総数	939,243	947,094	954,470	992,921	962,804																																																																																																															

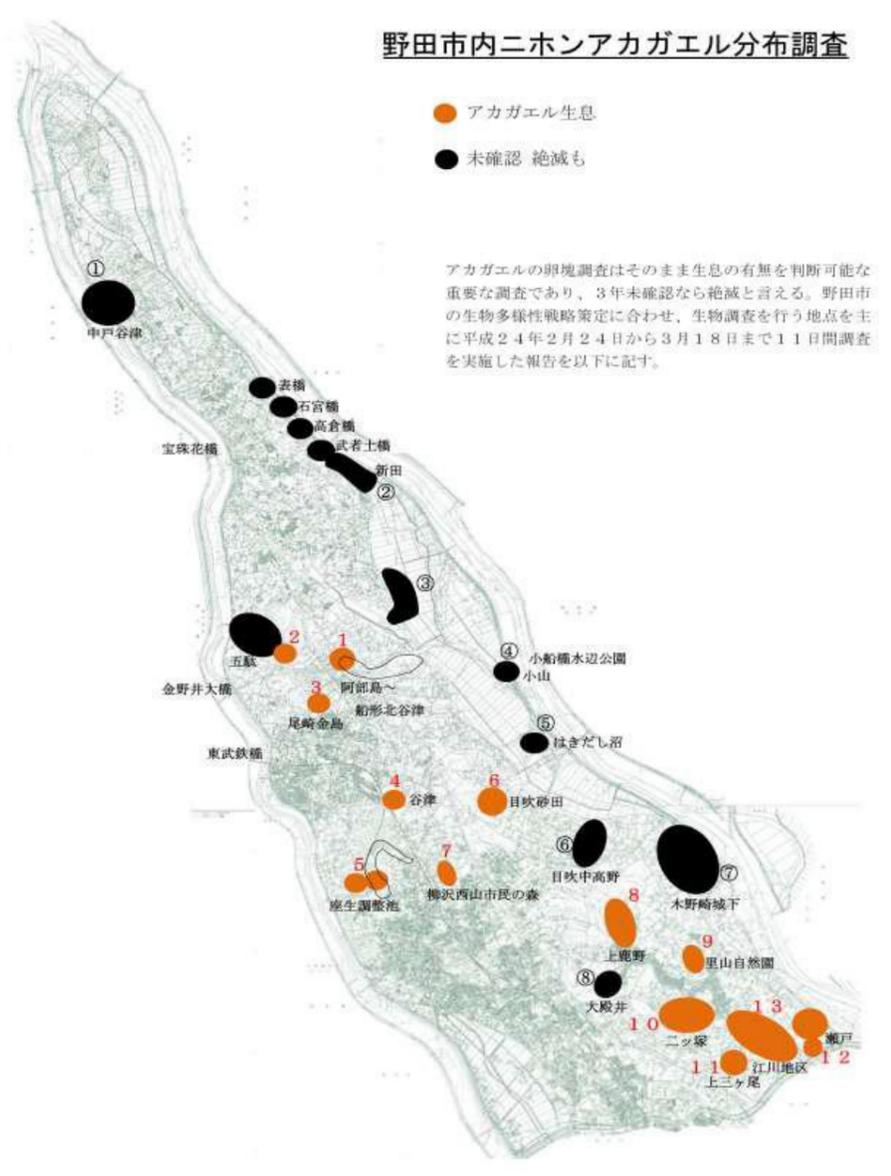
第2章 環境の現状 (10) 地球温暖化

修正案	現状	変更理由																																																																																																												
<p>近年、地球温暖化を始めとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。</p> <p>世界的な気候変動に対する議論の中で、国は、「京都議定書」で定められた目標として「温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中、1990年の排出量より6%削減する」ことを約束しました。平成27年には、温室効果ガスを2030年には2013年比で26%まで削減する目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。</p> <p>我が国では、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、地球規模で人類に影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民など各種の主体による温室効果ガスの排出削減に係る取組が行われています。</p> <p>本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減の取組を開始し、平成19年4月には新しい基準で、市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定、平成24年8月に改訂を行い、市が直接管理する全施設で地球温暖化防止への取組を実践しています。</p> <p>平成27年度の排出実態の調査結果では、市の責務と事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で18,842トンになっており、温室効果ガスの種類別の排出状況の集計では、二酸化炭素が9割以上を占めています。</p> <p>また、原因別に比べてみると、電気の使用に伴う排出が4割強、廃プラスチックの焼却に伴う排出についても3割を占めています。</p> <p>一方、実行計画で目標としている数値と平成27年度の排出実績との比較では、電気の使用に伴う排出量は火力発電所の稼働による排出係数の増加などにより目標が達成できませんでしたが、合計の排出量については、目標を上回る排出削減がなされています。</p>	<p>近年、地球温暖化を始めとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。</p> <p>世界的な気候変動に対する議論の中で、国は、「京都議定書」で定められた目標として「温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中、1990年の排出量より6%削減する」ことを約束しました。</p> <p>我が国では、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、地球規模で人類に影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民など各種の主体による温室効果ガスの排出削減に係る取組が行われています。</p> <p>本市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減の取組を開始し、平成19年4月には新しい基準で、市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定して、市が直接管理する169施設を対象に、地球温暖化防止への取組を実践しています。</p> <p>この実行計画では、清掃工場や市庁舎などの施設ごとに目標を定め、平成19～23年度の5か年の間に目標以上の排出削減を行うことを目指しています。</p> <p>平成21年度の排出実態の調査結果では、市の責務と事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で23,226.9トンになっており、温室効果ガスの種類別の排出状況の集計では、二酸化炭素が9割以上を占めています。</p> <p>また、原因別に比べてみると、電気の使用に伴う排出と廃プラスチックの焼却に伴う排出が各々全排出量の3割強を占めています。</p> <p>一方、実行計画で目標としている数値と平成21年度の排出実績との比較では、清掃工場を除き、ほかの全ての施設で目標を上回る排出削減がなされています。</p>																																																																																																													
<p style="text-align: center;">温室効果ガスの種類別排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成21年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> </tr> <tr> <th>排出量 (t-CO₂)</th> <th>割合 (%)</th> <th>排出量 (t-CO₂)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素 (CO₂)</td> <td>21,174.7</td> <td>91.2</td> <td>18333.92</td> <td>97.3</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素 (N₂O)</td> <td>1,948.6</td> <td>8.4</td> <td>429.52</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>メタン (CH₄)</td> <td>96.7</td> <td>0.4</td> <td>75.74</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>ハイドロフルオロカーボン (HFC)</td> <td>6.9</td> <td>0.0</td> <td>2.85</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>23,226.9</td> <td>100.0</td> <td>18842.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度		平成27年度		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	二酸化炭素 (CO ₂)	21,174.7	91.2	18333.92	97.3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,948.6	8.4	429.52	2.3	メタン (CH ₄)	96.7	0.4	75.74	0.4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6.9	0.0	2.85	0.0	総計	23,226.9	100.0	18842.0	100.0	<p style="text-align: center;">温室効果ガスの種類別排出量 (平成21年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排出量 (t-CO₂)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素 (CO₂)</td> <td>21,174.7</td> <td>91.2</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素 (N₂O)</td> <td>1,948.6</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>メタン (CH₄)</td> <td>96.7</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>ハイドロフルオロカーボン (HFC)</td> <td>6.9</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>23,226.9</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	二酸化炭素 (CO ₂)	21,174.7	91.2	一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,948.6	8.4	メタン (CH ₄)	96.7	0.4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6.9	0.0	総計	23,226.9	100.0																																																									
		平成21年度		平成27年度																																																																																																										
	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)																																																																																																										
二酸化炭素 (CO ₂)	21,174.7	91.2	18333.92	97.3																																																																																																										
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,948.6	8.4	429.52	2.3																																																																																																										
メタン (CH ₄)	96.7	0.4	75.74	0.4																																																																																																										
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6.9	0.0	2.85	0.0																																																																																																										
総計	23,226.9	100.0	18842.0	100.0																																																																																																										
	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)																																																																																																												
二酸化炭素 (CO ₂)	21,174.7	91.2																																																																																																												
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,948.6	8.4																																																																																																												
メタン (CH ₄)	96.7	0.4																																																																																																												
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6.9	0.0																																																																																																												
総計	23,226.9	100.0																																																																																																												
<p style="text-align: center;">温室効果ガスの原因別排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成21年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> </tr> <tr> <th>排出量 (t-CO₂)</th> <th>割合 (%)</th> <th>排出量 (t-CO₂)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>256.7</td> <td>1.1</td> <td>335.4</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>1,444.1</td> <td>6.2</td> <td>814.8</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>234.6</td> <td>1.0</td> <td>431.0</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>A重油</td> <td>1,141.8</td> <td>4.9</td> <td>890.9</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス (LPG)</td> <td>512.5</td> <td>2.2</td> <td>516.8</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>659.2</td> <td>2.8</td> <td>577.2</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>8,478.3</td> <td>36.5</td> <td>8709.3</td> <td>46.2</td> </tr> <tr> <td>自動車走行距離等</td> <td>21.0</td> <td>0.1</td> <td>10.6</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチックの焼却</td> <td>8,447.6</td> <td>36.4</td> <td>6058.5</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の焼却</td> <td>479.0</td> <td>2.1</td> <td>448.7</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>し尿処理</td> <td>1,552.1</td> <td>6.7</td> <td>48.8</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>23,226.9</td> <td>100.0</td> <td>18842.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度		平成27年度		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	ガソリン	256.7	1.1	335.4	1.8	灯油	1,444.1	6.2	814.8	4.3	軽油	234.6	1.0	431.0	2.3	A重油	1,141.8	4.9	890.9	4.7	液化石油ガス (LPG)	512.5	2.2	516.8	2.7	都市ガス	659.2	2.8	577.2	3.1	電気	8,478.3	36.5	8709.3	46.2	自動車走行距離等	21.0	0.1	10.6	0.1	廃プラスチックの焼却	8,447.6	36.4	6058.5	32.1	一般廃棄物の焼却	479.0	2.1	448.7	2.4	し尿処理	1,552.1	6.7	48.8	0.3	総計	23,226.9	100.0	18842.0	100.0	<p style="text-align: center;">温室効果ガスの原因別排出量 (平成21年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排出量 (t-CO₂)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>256.7</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>1,444.1</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>234.6</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>A重油</td> <td>1,141.8</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス (LPG)</td> <td>512.5</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>659.2</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>8,478.3</td> <td>36.5</td> </tr> <tr> <td>自動車走行距離等</td> <td>21.0</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチックの焼却</td> <td>8,447.6</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の焼却</td> <td>479.0</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>し尿処理</td> <td>1,552.1</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>23,226.9</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	ガソリン	256.7	1.1	灯油	1,444.1	6.2	軽油	234.6	1.0	A重油	1,141.8	4.9	液化石油ガス (LPG)	512.5	2.2	都市ガス	659.2	2.8	電気	8,478.3	36.5	自動車走行距離等	21.0	0.1	廃プラスチックの焼却	8,447.6	36.4	一般廃棄物の焼却	479.0	2.1	し尿処理	1,552.1	6.7	総計	23,226.9	100.0	
		平成21年度		平成27年度																																																																																																										
	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)																																																																																																										
ガソリン	256.7	1.1	335.4	1.8																																																																																																										
灯油	1,444.1	6.2	814.8	4.3																																																																																																										
軽油	234.6	1.0	431.0	2.3																																																																																																										
A重油	1,141.8	4.9	890.9	4.7																																																																																																										
液化石油ガス (LPG)	512.5	2.2	516.8	2.7																																																																																																										
都市ガス	659.2	2.8	577.2	3.1																																																																																																										
電気	8,478.3	36.5	8709.3	46.2																																																																																																										
自動車走行距離等	21.0	0.1	10.6	0.1																																																																																																										
廃プラスチックの焼却	8,447.6	36.4	6058.5	32.1																																																																																																										
一般廃棄物の焼却	479.0	2.1	448.7	2.4																																																																																																										
し尿処理	1,552.1	6.7	48.8	0.3																																																																																																										
総計	23,226.9	100.0	18842.0	100.0																																																																																																										
	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)																																																																																																												
ガソリン	256.7	1.1																																																																																																												
灯油	1,444.1	6.2																																																																																																												
軽油	234.6	1.0																																																																																																												
A重油	1,141.8	4.9																																																																																																												
液化石油ガス (LPG)	512.5	2.2																																																																																																												
都市ガス	659.2	2.8																																																																																																												
電気	8,478.3	36.5																																																																																																												
自動車走行距離等	21.0	0.1																																																																																																												
廃プラスチックの焼却	8,447.6	36.4																																																																																																												
一般廃棄物の焼却	479.0	2.1																																																																																																												
し尿処理	1,552.1	6.7																																																																																																												
総計	23,226.9	100.0																																																																																																												

第2章 環境の現状

(11) 自然環境

修正案	現状	変更理由
<p>① 地形 本市は、千葉県の中の房総半島中央部・北部の主体をなす下総台地地区に分類され、その地形は、中央部の下総台地と利根川及び江戸川流域の低地により形成されています。下総台地は、主に洪積世に形成された成田層群と、関東ローム層から成り立っています。台地は、河川の浸食により幅の広い、浅い樹枝状の谷によって刻まれ、段丘面は一般にゆるく北西に傾斜しています。本市は、この下総台地の北西部に当たり標高20m以下の低い地域を代表しています。この地域では東に利根川低地、西には江戸川低地をひかえ、台地の東西の幅は、3～7km、北西方向へ約2.5kmと細長く、台地が低地のなかへ半島状に突き出た形となっています。中央部の台地には、浸食谷が入り込み、これが沢や小河川沿いの湿地となり、谷津と呼ばれています。利根川低地は幅約2kmで、中央を利根川が流れ、この低地の本市側には広い氾濫原があり、水田に利用されています。江戸川低地は中央台地の南西側に当たる広大な低地で、この低地の中を江戸川が流れています。</p>	<p>① 地形 本市は、千葉県の中の房総半島中央部・北部の主体をなす下総台地地区に分類され、その地形は、中央部の下総台地と利根川及び江戸川流域の低地により形成されています。下総台地は、主に洪積世に形成された成田層群と、関東ローム層から成り立っています。台地は、河川の浸食により幅の広い、浅い樹枝状の谷によって刻まれ、段丘面は一般にゆるく北西に傾斜しています。本市は、この下総台地の北西部に当たり標高20m以下の低い地域を代表しています。この地域では東に利根川低地、西には江戸川低地をひかえ、台地の東西の幅は、3～7km、北西方向へ約2.5kmと細長く、台地が低地のなかへ半島状に突き出た形となっています。中央部の台地には、浸食谷が入り込み、これが沢や小河川沿いの湿地となり、谷津と呼ばれています。利根川低地は幅約2kmで、中央を利根川が流れ、この低地の本市側には広い氾濫原があり、水田に利用されています。江戸川低地は中央台地の南西側に当たる広大な低地で、この低地の中を江戸川が流れています。</p>	
<p>② 植生 本市は、千葉県北部で気候的には温暖帯に属し、森林は照葉樹林帯に属しています。植生は、湿地では、ハンノキ林、あるいはヨシ、シダの草木群落であり、台地部分ではシイ・カシ林などの常緑広葉樹林であると考えられますが、本市は、地形的にほとんど高低差がなく、また、古くから人為的かく乱が加わっているため、低地部は水田、台地部は畑地や市街地、ゴルフ場などになっています。そのため、自然植生が少なく、代償植生が大部分を占め、シイなどの樹林は谷津の斜面や、社寺林、屋敷林などに残っている程度です。 環境省の「第3回自然環境保全基礎調査」によると、本市の植生は、利根川、江戸川及び利根運河沿いにススキ・チガヤ群落が見られます。これらの植生の周辺の低地には、水田雑草群落が広がり稲作地帯を形成しています。また、江川排水路周辺には休耕田雑草群落が見られます。</p>	<p>② 植生 本市は、千葉県北部で気候的には温暖帯に属し、森林は照葉樹林帯に属しています。植生は、湿地では、ハンノキ林、あるいはヨシ、シダの草木群落であり、台地部分ではシイ・カシ林などの常緑広葉樹林であると考えられますが、本市は、地形的にほとんど高低差がなく、また、古くから人為的かく乱が加わっているため、低地部は水田、台地部は畑地や市街地、ゴルフ場などになっています。そのため、自然植生が少なく、代償植生が大部分を占め、シイなどの樹林は谷津の斜面や、社寺林、屋敷林などに残っている程度です。 環境省の「第3回自然環境保全基礎調査」によると、本市の植生は、利根川、江戸川及び利根運河沿いにススキ・チガヤ群落が見られます。これらの植生の周辺の低地には、水田雑草群落が広がり稲作地帯を形成しています。また、江川排水路周辺には休耕田雑草群落が見られます。</p>	
<p>③ 植物 利根運河の堤防では、春にはタンポポ類、ヘビイチゴ、コオニタビラコなどの植物を見ることができ、また、カントウタンポポが多く繁茂しているのも大きな特徴の一つとなっています。その他、5月にはアザミ類、夏にはクサフジやヌマトラノオ、ゲンノショウコ、秋にはツリガネニンジンやワレモコウなどが咲いており、利根運河とその周辺には今も良好な自然が残っています。 谷津田を取り巻く雑木林には、コナラ、イヌシデ、シラカシを始めとした様々な木に、アカマツやクロマツ、スギなどの針葉樹などが混じって分布し、低湿地にはハンノキが自生しています。早春には、雑木林の木々が芽吹く前に、フデリンドウやタチツボスミレ、ヒトリシズカなどの花々が林床に自生しています。この雑木林の中に咲くクリやカシ類(どんぐりのなる木)の花には、様々な昆虫や、夏鳥が渡ってきています。利根川周辺には、落堀(おっぼり)と呼ばれる多くの溜め池がかつて存在し、豊富な湧き水により良好な水質を維持していました。現在も、わずかに残された溜め池には、アシやマコモに囲まれてマツモやエビモ、ヒシなどの水草が茂り、その中にはモツゴやフナ類、タナゴ類、モエビやスジエビなどのエビ類が確認されています。 また、郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」では、コナラやクヌギなどの樹木や、本市の木であるケヤキの雑木林が広がっており、その中には、キンランやヤマユリなどの珍しい山野草を見ることができます。ここでは様々な植物が100種類以上も点在しており、その中には、環境省のレッドリストに記載されているタコノアシも見られます。</p>	<p>③ 植物 利根運河の堤防では、春にはタンポポ類、ヘビイチゴ、コオニタビラコなどの植物を見ることができ、また、カントウタンポポが多く繁茂しているのも大きな特徴の一つとなっています。その他、5月にはアザミ類、夏にはクサフジやヌマトラノオ、ゲンノショウコ、秋にはツリガネニンジンやワレモコウなどが咲いており、利根運河とその周辺には今も良好な自然が残っています。 谷津田を取り巻く雑木林には、コナラ、イヌシデ、シラカシを始めとした様々な木に、アカマツやクロマツ、スギなどの針葉樹などが混じって分布し、低湿地にはハンノキが自生しています。早春には、雑木林の木々が芽吹く前に、フデリンドウやタチツボスミレ、ヒトリシズカなどの花々が林床に自生しています。この雑木林の中に咲くクリやカシ類(どんぐりのなる木)の花には、様々な昆虫や、夏鳥が渡ってきています。利根川周辺には、落堀(おっぼり)と呼ばれる多くの溜め池がかつて存在し、豊富な湧き水により良好な水質を維持していました。現在も、わずかに残された溜め池には、アシやマコモに囲まれてマツモやエビモ、ヒシなどの水草が茂り、その中にはモツゴやフナ類、タナゴ類、モエビやスジエビなどのエビ類が確認されています。 また、郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」では、コナラやクヌギなどの樹木や、本市の木であるケヤキの雑木林が広がっており、その中には、キンランやヤマユリなどの珍しい山野草を見ることができます。ここでは様々な植物が100種類以上も点在しており、その中には、環境省のレッドリストに記載されているタコノアシも見られます。</p>	
<p>関宿落堀に架かる船形地先の小船橋周辺には、ヨシなどの水生植物が密生し、岸边にはミドリシジミの幼虫の食草である湿地帯のハンノキやヤナギ等が繁茂しています。市役所に隣接する「中央の杜」には、キンランやギンラン、ヤマユリなど、珍しい植物が生息しています。</p>		<p>船形地先及び中央の杜に生息する植物を記載</p>

修正案	現状		変更理由	
<p style="text-align: center;">野田市内ニホンアカガエル分布調査</p> <p style="text-align: center;">● アカガエル生息 ● 未確認 絶滅も</p> <p style="text-align: center;">アカガエルの個体調査はそのまま生息の有無を判断可能な重要な調査であり、3年未確認なら絶滅と言える。野田市の生物多様性戦略策定に合わせ、生物調査を行う地点を主に平成24年2月24日から3月18日まで11日間調査を実施した報告を以下に記す。</p> 		一般保護生物 シュレーゲルアオガエル、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ		
		種別 千葉県データブック	種名 重要保護生物 メダカ、ジュズカケハゼ 要保護生物 ホトケドジョウ 一般保護生物 モツゴ	
	魚類	千葉県データブック	要保護生物 スカエビ、サワガニ 一般保護生物 スジエビ	
	甲殻類	千葉県データブック	最重要保護生物 オオセスジイトトンボ、オオモノサシトンボ 重要保護生物 ウキクサミズゾウムシ、ハラビロトンボ、ガガンボモドキ 要保護生物 オオミズスマシ、ミズイロオナガシジミ、ミドリシジミ、フタボシツチカメムシ、アオイトトン 一般保護生物 ウチワヤシマ、コハンミョウ、アオバネホソクビゴミムシ、ヒゲナガハナノミ、ヤマトシリアゲ、	
	昆虫類	千葉県データブック	重要保護生物 キシノウエトタテグモ	
	クモ類	千葉県データブック		
	重要保護生物			

修正案	現状	変更理由
<p style="text-align: center;">野田市 魚類・甲殻類</p>		

第3章 環境に関する市民の意識調査 新総合計画(自然環境と調和するうるおいのある都市に関する市民及び委員の意見抜粋)

<p>◆意識啓発や市民参画による不法投棄対策の推進 市民及び委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の不法投棄の回収に莫大な金額がかかっています。座生川の橋の下、七光台の大宮方面に向かって右側の林の中に多量の廃棄物があります。そういうひどいところの清掃を早急にやっていただきたいと感じます。 ・不法投棄対策の強化における野田市環境美化条例の見直し(現状は空き缶や空き瓶、ペットボトルなどが対象で不法投棄は入っていない)をしっかりと行ってほしい。不法投棄の年間処理量が減っていないので、監視カメラをもっと設置するなど不法投棄対策活動を見直すべきである。 ・不法投棄は、犯罪であるが、「法の縛り」だけでは減少不可と言えます。多数の市民と行政の協力が必要であると言えます。その攻め方として、現在実施している「ごみゼロ運動」を「江戸川クリーン大作戦」にプラス「全市民参加」に広げるべきです。 	<p>市の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ゴミゼロ運動」及び「江戸川クリーン大作戦」につきましては、例年全市民に対し広報等で参加を呼びかけて実施しており、また、地域における環境美化活動については、地域ごとの実情に合わせて実施しております。 ・環境美化条例の見直し(平成27年4月1日 条例改正) ・小中学校の教育課程では、児童生徒の発達段階に応じて、環境教育を実施しております。児童生徒が職員やPTA、あるいは地域の方々とともに学校周辺の不法投棄物の回収を行う「クリーン作戦」等の環境美化活動は、小学校7校、中学校7校で実施し、その他に、地域の「ゴミゼロ運動」に、学校としてあるいは部活動単位で参加している学校もあります。今後も「住みやすい野田市」になるよう、全小中学校で環境教育を推進してまいります。
<p>◆環境美化の推進 市民及び委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街が汚くなるという事の明確な原因の一つにタバコのポイ捨てがあり、それを禁止する事は防火上からも重要な事であるので、何等かの形で計画や対策(条例化)に盛り込んで頂きたい。 ・【ポイ捨て禁止条例】最近、コンビニ等の袋に入った投げ捨てられたごみを見かけます。袋に入った物以外に、お弁当のケース、ケンタッキー等のケース、煙草の吸殻(駐車場・信号機の近く)色々ある。空き缶も目立つ。道路わきや少し裏側に入った茂み川沿いまた川の中等々増えているように感じる。それらは明らかに意識して捨てられている。 ・ペットの散歩中のマナーについて、依然として犬の糞の放置が多い。 ・犬・猫等の糞及び煙草の吸殻の散乱。特にスポーツレクリエーション施設では無くして欲しい。市内全体的にルールづくりが必要と思う。 ・犬を散歩させている人は、必ず自分で犬の糞の後始末をして欲しいです。 	<p>市の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の廃棄物減量等推進員が中心になって地区座談会を開催して、不法投棄の防止を含めた各地区の課題に対してご議論いただいております。今後も推進していただきたいと考えております。 ・現行の野田市環境美化条例について、平成27年4月1日に「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に改正し、さらに、平成28年4月1日から梅郷駅周辺を重点区域に指定し、市民の環境美化への意識の高揚に努めています。 ・スポーツレクリエーション施設における、犬、猫等の糞については、啓発看板の設置により対応しており、今後も啓発を行っていきます。また、喫煙については受動喫煙を考慮し、喫煙所を設置していますが、吸殻の散乱については、防止のための啓発を充実させるとともに、巡回清掃の強化により対応してまいります。
<p>◆ごみ焼却等による煙害の防止 市民及び委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの焼却対策として、廃棄物の「屋外焼却」は絶対に行わないことを徹底する。 ・環境の公害問題ですが、農家等の宅地の広い家では、燃えるごみは燃やし放題。プラスチック等も。その周辺に住んでいるが、我慢状態。夏等は窓を開けているが、駄目ですね。煙たくて。 ・住宅地内のごみ燃やしは、絶対止めて欲しい。涼しい風の日でも窓を開ける事も出来ない。生ごみと一緒に燃やすので、かなり強烈な臭いもあり、洗濯物にも臭いが付いて困っております。孫達も小さく、健康にも良くない。 	<p>市の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世帯にお配りしている「ごみの出し方・資源の出し方」にも掲載し、周知を図ると共に、ごみの焼却等の野焼きの苦情があった場合には現場で指導を行っています。
<p>◆環境汚染等への適切な対応 市民及び委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災関連で、市内全域の放射線量を、全ての市民が誰でもいつでも確認出来るような仕組みを作って頂きたい事と、一般地域の除染をもっと進めて欲しい。 ・利根川の河川敷と川の底の土の放射能数値を測って欲しい。利根川の水は怖くて飲めない。 ・放射能の検査をして欲しい。土地だけでなく、人間も。怖くて子供をつくるか切実に迷っている。 ・放射能対策について、市の対応に非常に満足しています。ゆめめぐりで、ベクレルを表示した野菜を売って欲しい。他県からも買いに来ると思う。 	<p>市の考え方</p> <p>放射線量をリアルタイムに把握する方法として、モニタリングポストの設置が考えられますが、モニタリングポストは、千葉県内に8箇所設置しており、野田市に一番近い測定点は柏市の大室となっております。平常時における日常的な放射線量のモニタリングは、千葉県が柏市に設置しているモニタリングポストを利用することで、野田市における放射線量の状況は把握できるものと考えております。緊急時には、千葉県の地域防災計画においてモニタリング活動を位置付けておりますので、野田市においても野田市地域防災計画の中で、緊急時には職員によるモニタリング活動を実施し、防災行政無線やまめメール、ツイッター等を用いて市民へ周知することを考えております。</p> <p>また、除染については、公共施設を始め、私有地等についても実施し、概ね完了しているところです。</p>
<p>◆歴史的な町並みの保存 市民及び委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産業・歴史文化の保存・継承を軸に、他の都市と一味違う特徴あるまちづくりを進めて欲しい(景観保全、古いものを大切に) ・野田市は、歴史のある良い町だと思ふ。但し、中途半端に近代化が進み、特色をあまり感じられないようにも思う。 ・市内に歴史的建造物が在り、現在も残されている。 ・野田は歴史ある町なので、商業施設等も出来て便利で、住み易くもなりつつ、上手く歴史と進化が共存していけると良いなと思っている。 	<p>市の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の保存・継承を推進するため、所有者の申請に基づき国の登録有形文化財への登録手続を行い特徴あるまちづくりの推進を図ります。 また、指定文化財や登録有形文化財等の所在地にその文化財についての説明を行う解説板を設置するとともに、散策する人の道しるべとして、文化財や史跡等の場所を案内する標柱の設置やガイドマップ等への文化財の紹介を掲載して文化財への関心を高めます。 さらに、野田市内の史跡・歴史的建造物や街並み・自然等を野田を訪れた団体・個人のお客様について「むらさきの里 野田ガイドの会」の方が街を歩きながら、歴史ある野田の魅力を紹介しております。

第3章 環境に関する市民の意識調査 新総合計画(自然環境と調和するうるおいのある都市に関する市民及び委員の意見抜粋)

◆自然環境の保全 市民及び委員の意見	市の考え方
<p>・自然環境保全に関する委員会の創設等により、自然環境の保全を推進する。</p> <p>・民有地の緑化推進と整備を進めるために、民有地の緑地保全のための対応策の検討、地区協定の実態把握及び見直し、放置荒廃竹林の活用、事業所の緑化率の向上推進等に取り組む。</p> <p>・自然環境の保全は必要だ。森を作って自然道を歩く観光地をつくってほしい。野田の道、蛍の里、鯉や金魚が泳いでいる堀をつくる。</p> <p>・緑や花の多いまちづくりを進めてほしい。</p> <p>・野田市は、自然がまだまだ多い地域だと思います。自然は人間の生活にとって、心が癒されます。今残っている自然を保護し残されますよう、役所の方々にはくれぐれもお願い致します。</p> <p>・周辺の森や林の木を切り倒す例が多々あります。森と緑の野田市のイメージが、日々損なわれています。このままでは丸裸の野田になりかねない。</p> <p>・運河・河川を、もっと有効に活用すべきだと思う。</p> <p>・利根運河という素晴らしい財産を有しながら、流山市と比較すると、その整備の面で非常に劣っていると感じざるを得ない。この有用な財産の現状をある程度維持しつつ(例えば、のどかな田園風景や森)、整備してもらいたい。</p> <p>・野田市の緑が失われている状況は残念である。ホタルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。</p>	<p>・野田市における自然環境保全については、生物多様性の戦略検討委員会を設置し生物多様性戦略の策定をおこなっているところです。</p> <p>・みどりのふるさとづくり事業として、民有地の緑化推進をすすめております。また、とくに樹林地については、保全していくための条例も制定しており、保全につとめているところであります。事業所につきましても、新規や変更等の際には、緑化協定等による緑化率の向上について協力をお願いしております。なお、放置荒廃竹林の活用については、個人の財産でもあり、竹林の再利用については根処理費用が相当見込まれるため実施を考慮しておりません。</p> <p>・利根運河については、現在国、県及び柏、流山市とともに、利根運河協議会を設置し、利根運河エコパーク実施計画に基づき、今後の保全等について協議しながら取り組んでいるところであります。</p>
<p>◆水質の浄化 市民及び委員の意見</p> <p>・水の浄化、あるいは水の浄化に関する教育環境の推進が重要だと思います。運河の流域を見ると、浄化槽の維持管理の不徹底により、非常に汚れた水が出てきます。野田市として重要な取組の一つではないかと思えます。千葉県では、水質保全課にて浄化槽の講習会を年間5回、一番多いときは22回実施した実績もあります。野田市でもぜひ、浄化槽が4万基ぐらいあるため、教育に力を入れてもらえればと考えます。</p> <p>・市民がゆたかで安心できる水環境の整備の水質浄化のところであるが、酪農家の排水や一般家庭の雑排水が関宿落し堀に流れこんでいる。そのため、田植え時期にパイプラインの水が汚れて困っている。排水の分別はできないのか。</p>	<p>市の考え方</p> <p>・10月1日の浄化槽の日に合わせて市報を通じて設置者に管理の啓発を行っています。浄化槽法第7条に定める水質検査や11条定期検査の受験率を高める為にも、啓発については、県とタイアップして行っています。平成19年に県とNPO法人との協働事業において「さわやかワークのだ」で講習会を行った経緯があります。また、平成26年度においても千葉県主催による浄化槽研修会を木野崎農業構造改善センターにて実施しておりますが、千葉県の研修「種類」が少ないことから、今後は市でも実施することについて、検討してまいります。</p> <p>また、公共下水道の整備を進めており、平成28年4月時点の普及率64.70%、水洗化率91.48%となり、今後も継続して公共下水道管渠整備を推進することにより、公共用水域の保全に努めてまいります。</p>
<p>◆自然エネルギーの活用による地域活性化 市民及び委員の意見</p> <p>・CO2削減に関する取組みを計画に入れていただきたい。いろいろなところで取組みは進められているが、まだ多くの市民を巻き込んだ形にまでは発展していない印象である。再生可能エネルギーの活用、自転車の利用促進、子どもたちの環境教育の充実(出前講座等)等、CO2削減につながる取組みを進めていただきたい。また、それらに市民をもっと巻き込んでいくように提案してほしい。</p> <p>・東日本大震災以降、放射能汚染への不安が高まっている。やはりエネルギーは自給エネルギーに転換していくべきである。野田市の地域特性を見ながら、野田市に適切な再生エネルギーや自然エネルギーの活用を進めていただきたい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>・地球温暖化防止に係る取組みにつきましては、野田市環境基本計画に温暖化防止に係る取組みやエネルギーの効率的利用など基本的方向性を定めているところであり、また、環境教育・環境学習の推進に関しましては、この中でも重点施策として取り組んでいるところです。市民参加につきましては、産業祭での啓発や環境カレンダーの配布などを通して実施しております</p> <p>・利根運河については、国、県及び柏、流山市とともに、利根運河協議会を設置し、利根運河エコパーク実施計画に基づき、観光や保全等について協議しながら取り組んでいるところであります。しかしながら、現在、利根運河は通水しておらず、水車の設置等については実現は難しい現状です。</p>

第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出

本市の環境の現状、問題点・課題について整理し、そこから想定される環境施策の展開方向について、自然環境、生活環境、地域環境、地球環境及び環境保全が第4章では、「現状」、「問題点・課題」、「環境施策の展開方向」の3つに分けて記載されています。

新旧対象表

変更後 ◇◇自然環境◇◇	変更前 ◇◇自然環境◇◇	備考
「現状」 ◎自然環境の特徴 緑に代表される野田市の豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な財産となっており、本市は森林、樹林地、田畑などの田園風景、河川や水路などの水辺空間など、豊かな自然に恵まれています。 ◎自然環境の現状 最近の地目別土地面積は、ほぼ横ばいで推移しており、宅地が最も多く、次いで畑や田が続く、山林は1割未満となっています。 ◎自然環境への市民意識 市民アンケート調査において、野田市に取り組んでもらいたい環境問題として、「ごみのポイ捨て防止」の次に「自然環境の保全」、「適正な土地開発への誘導」を望んでいます。	「現状」 ◎自然環境の特徴 緑に代表される野田市の豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な財産となっており、本市は森林、樹林地、田畑などの田園風景、河川や水路などの水辺空間など、豊かな自然に恵まれています。 ◎自然環境の現状 最近の地目別土地面積は、ほぼ横ばいで推移しており、宅地が最も多く、次いで畑や田が続く、山林は1割未満となっています。 ◎自然環境への市民意識 市民アンケート調査において、野田市に取り組んでもらいたい環境問題として、「ごみのポイ捨て防止」の次に「自然環境の保全」、「適正な土地開発への誘導」を望んでいます。	
変更後 問題点・課題	変更前 問題点・課題	備考
◇本市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守っていくことが必要です。 ◇川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守っていくことが必要です。 ◇自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。 ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。 ◇良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を保全することが必要です。	◇本市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守っていくことが必要です。 ◇川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守っていくことが必要です。 ◇自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。 ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。 ◇良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を整備することが必要です。	変更なし
◇市内には湧水が確認されており、貴重な自然環境として保全していくことが必要です。 ◇自然とのふれあいを通じた人と自然との共生が望まれます。 ◇多様な生物の生息場所となる池や沼(落堀)が開発により失われつつあります。 ◇ほ場整備により水田の区画が大規模化し、冬期には乾田化が進行することで水辺の生き物が失われつつあります。 ◇宅地開発や大規模な太陽光発電設備の立地により、森林が伐採されみどりの喪失が進行し生物の生息・育成に必要な水環境に影響を及ぼしている。	◇市内には湧水が確認されており、貴重な自然環境として保全していくことが必要です。 ◇自然とのふれあいを通じた人と自然との共生が望まれます。 ◇多様な生物の生息場所となる池や沼(落堀)が開発により失われつつあります。	情勢が整備から保全に変化したため。 変更なし 生物多様性のだ戦略の課題を記述
変更後 環境施策の展開方向	変更前 環境施策の展開方向	備考
◇市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出 ◇川や水路などの水辺空間の保全 ◇自然と調和したメリハリのある土地利用の促進 ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成 ◇良好な環境の森林や緑地の保全と整備 ◇野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜を保全 ◇みどりの活用と保全を図るための、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全 ◇自然とのふれあいを通じた人と自然との共生の実現 ◇生物多様性を維持する基盤となる池や沼、湧水やこれを取りまく森林等の保全 ◇市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する計画的な推進(生物多様性のだ戦略の見直し) ◇生物多様性に対する市民の理解を深めるための啓発の推進 生物の生息環境としての質を高めるため、農業者の協力の下、冬期湛水や中干し時期の延期	◇市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出 ◇川や水路などの水辺空間の保全 ◇自然と調和したメリハリのある土地利用の促進 ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成 ◇良好な環境の森林や緑地の保全と整備	新総合計画の環境保全の推進に向けた方向性を記述 p33 生物多様性のだ戦略を反映 生物多様性への考え方を記載 生物多様性のだ戦略の取組

<p style="text-align: center;">変更後 ◇◇生活環境◇◇</p>	<p style="text-align: center;">変更前 ◇◇生活環境◇◇</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>「現状」</p>	<p>「現状」</p>	
<p>◎大気環境の現状 大気環境は、環境汚染物質の常時監視や事業所等への指導などにより全体的には改善されてきていますが、光化学オキシダントなどが環境基準を達成していない状況です。 福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質については、市内全域の除染が完了し、空間放射線量の値は安定した状況です。</p>	<p>◎大気環境の現状 大気環境は、環境汚染物質の常時監視や事業所等への指導などにより全体的には改善されてきていますが、光化学オキシダントなどが環境基準を達成していない状況です。</p>	<p>放射能対応について追記</p>
<p>◎子どもたちの安全・安心な環境の確保 市内保育所、学校の給食食材放射性物質検査として、「調理前食材検査」を継続実施し、食材の安全性を確認します。また、市民持込による井戸水や食品の放射性物質の検査も継続実施します。</p>		<p>放射能対応として、食品の安心安全について記述</p>
<p>◎大気汚染対策への取組 大気汚染を防止するため、常時監視及び公害測定機器の設置など、汚染状況の充実した監視を実施しています。 空間放射線量の監視体制の継続や市民への空間線量測定器の貸出し等、除染等の措置についても継続しています。</p>	<p>◎大気汚染対策への取組 大気汚染を防止するため、常時監視及び公害測定機器の設置など、充実した監視を実施しています。</p>	<p>放射能対応について追記</p>
<p>◎産業廃棄物処理施設による健康被害問題への取組 産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決に向け、被害者の会、弁護士、市の3者で協議し、公害審査会への調停申請など健康被害問題解決に向け様々な取組を実施しています。</p>		<p>柏廃材処理センター健康被害問題について記述</p>
<p>◎大気汚染のその他の要望 工場・事業所等の固定発生源からの大気汚染対策や自動車交通からの環境負荷を減らすための取組が求められています。</p>	<p>◎大気汚染のその他の要望 工場・事業所等の固定発生源からの大気汚染対策や自動車交通からの負荷を減らすための取組が求められています。</p>	<p>文言の修正 具体的に</p>
<p>◎水環境の現状 市内の主な河川、排水路で水質調査が実施されており、全体的には改善されてきていますが、一部の河川においてBOD値などがまだ環境基準を達成していない状況です。</p>	<p>◎水環境の現状 市内の主な河川、排水路で水質調査が実施されており、全体的には改善されてきていますが、一部の河川においてBOD値などがまだ環境基準を達成していない状況です。</p>	
<p>◎水質汚濁の主な原因 水質汚濁の原因の一つとして、家庭の台所などからの生活雑排水が挙げられます。</p>	<p>◎水質汚濁の主な原因 水質汚濁の原因の一つとして、家庭の台所などからの生活雑排水が挙げられます。</p>	
<p>◎水質汚濁への市民意識 市民アンケート調査において、市民は川や水路等の水質汚濁対策を要望しています。</p>	<p>◎水質汚濁への市民意識 市民アンケート調査において、市民は川や水路等の水質汚濁対策を要望しています。</p>	
<p>◎水質汚濁対策 公共下水道整備を推進している中で、下水道区域以外については、合併処理浄化槽の設置を進めています。</p>	<p>◎水質汚濁対策 公共下水道整備を推進している中で、下水道区域以外については、合併処理浄化槽の設置を進めています。</p>	
<p>◎地下水汚染の現状 一部の地域において、引き続き地下水汚染が確認されています。ただし、健康被害は確認されていません。</p>	<p>◎地下水汚染の現状 一部の地域において、引き続き地下水汚染が確認されています。ただし、健康被害は確認されていません。</p>	
<p>◎地下水汚染への取組 揮発性有機塩素系化合物に係る地下水汚染のモニタリングや浄化対策が、継続して実施されています。</p>	<p>◎地下水汚染への取組 揮発性有機塩素系化合物に係る地下水汚染の機構解明調査や対策が、継続して実施されています。</p>	<p>汚染機構解明調査が終了したことによる修正</p>
<p>◎環境騒音の現状 市内の住宅地及び工場地域の環境騒音の実態は、ほとんどの測定地点において環境基準を達成しています。</p>	<p>◎環境騒音の現状 市内の住宅地及び工場地域の環境騒音の実態は、ほとんどの測定地点において環境基準を達成しています。</p>	
<p>◎地盤沈下の現状 地下水の揚水量は抑制され、地盤沈下は安定した状態を保っています。</p>	<p>◎地盤沈下の現状 地下水の揚水量は抑制され、地盤沈下は安定した状態を保っています。</p>	
<p>◎公害苦情の現状 近年の苦情件数は微減傾向になっていますが、屋外の燃焼行為による苦情が大半を占め、その他として工場及び事業所の騒音などの苦情が寄せられています。</p>	<p>◎公害苦情の現状 近年の苦情件数は微減傾向になっていますが、屋外の燃焼行為などの悪臭、工場及び事業所の作業音などの苦情が残っています。</p>	<p>現状の修正</p>
<p style="text-align: center;">変更後 問題点・課題</p>	<p style="text-align: center;">変更前 問題点・課題</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>◇光化学オキシダント発生防止などの大気汚染対策として、周辺自治体との連携を含む広域的な行動の展開が必要です。 ◇今後とも、継続して大気汚染の監視体制を充実していくことが必要です。 ◇大気質に係る工場、事業所などへの監視体制を充実することが必要です。 ◇自動車交通による環境負荷の低減対策や、低公害車の導入を促進することが必要です。 ◇水環境の継続的な監視体制を強化していくことが必要です。</p>	<p>◇光化学オキシダント発生防止などの大気汚染対策として、周辺自治体との連携を含む広域的な行動の展開が必要です。 ◇今後とも、継続して大気汚染の監視体制を充実していくことが必要です。 ◇大気質に係る工場、事業所などへの監視体制を充実することが必要です。 ◇自動車交通による環境負荷の低減対策や、低公害車の導入を促進することが必要です。 ◇水環境の継続的な監視体制を強化していくことが必要です。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>

<p>◇生活排水に対し、市民意識を啓発することが必要です。 ◇川や水路等の水質を改善し、健全な水環境・水循環の形成が望まれます。 ◇生活排水処理を行う公共下水道及び合併処理浄化槽の更なる普及が必要です。 ◇今後とも、環境騒音を継続的に監視していくことが必要です。 ◇今後とも、地質環境を保全するため、継続的に調査・監視していくことが必要です。 ◇公害苦情件数を減少させることが必要です。 ◇公害苦情に速やかに対応し、その対策を進めていくことが必要です。 ◇産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による苦情の削減のための対応が必要です。</p>	<p>◇生活排水に対し、市民意識を啓発することが必要です。 ◇川や水路等の水質を改善し、健全な水環境・水循環の形成が望まれます。 ◇生活排水処理を行う公共下水道及び合併処理浄化槽の更なる普及が必要です。 ◇今後とも、環境騒音を継続的に監視していくことが必要です。 ◇今後とも、地質環境を保全するため、継続的に調査・監視していくことが必要です。 ◇公害苦情件数を減少させることが必要です。 ◇公害苦情に速やかに対応し、その対策を進めていくことが必要です。</p>	<p>変更なし</p>
<p>変更後 環境施策の展開方向</p>	<p>変更前 環境施策の展開方向</p>	<p>備 考</p>
<p>◇大気汚染対策のための周辺自治体との連携を含む広域的行動の展開 ◇大気汚染監視体制の充実強化 ◇工場、事業所などへの監視体制の充実・強化 ◇自動車交通による環境負荷の低減及び低公害車の導入促進 ◇水環境の継続的な監視体制の強化 ◇生活排水に対する市民意識啓発 ◇川や水路等の水量や水質改善の強化 ◇公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進 ◇環境騒音の継続的な監視 ◇地質環境の保全の促進 ◇有害物質等による土壌や地下水への負荷の低減 ◇公害苦情件数の減少に向けた指導の徹底 ◇公害苦情の速やかな対応及び対策</p>	<p>◇大気汚染対策のための周辺自治体との連携を含む広域的行動の展開 ◇大気汚染監視体制の充実強化 ◇工場、事業所などへの監視体制の充実・強化 ◇自動車交通による環境負荷の低減及び低公害車の導入促進 ◇水環境の継続的な監視体制の強化 ◇生活排水に対する市民意識啓発 ◇川や水路等の水量や水質改善の強化 ◇公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進 ◇環境騒音の継続的な監視 ◇地質環境の保全の促進 ◇有害物質等による土壌や地下水への負荷の低減 ◇公害苦情件数の減少 ◇公害苦情の速やかな対応及び対策</p>	<p>柏廃材処理センター健康被害問題について記述</p>
<p>◇産業廃棄物処理施設による健康被害問題解決に向けた対応及び対策の促進</p>		<p>文言修正</p> <p>柏廃材処理センター健康被害問題について記述</p>
<p>変更後 ◇◇地域環境◇◇</p>	<p>変更前 ◇◇地域環境◇◇</p>	<p>備 考</p>
<p>「現状」 ◎地域環境資源の活用 利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境は、生物の生息地となっているほか、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場として利用されています。 ◎地域環境の現状 地域に密着したふれあいの場である総合公園やスポーツ公園があります。 玄米黒酢米の生産地区の耕作地を利用した冬期湛水水田には、様々な水生生物や昆虫が戻ってきています。 市内の荒廃農地が80ha以上存在し、耕作放棄により雑草の繁茂など周辺環境が悪化しています。 ◎地域環境資源の現状 私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、また災害の防止や国土保全の機能を持つ緑地があります。 ◎歴史的文化遺産などの現状 本市には、歴史的な遺産が多く、国や県及び市の指定文化財が数多く残されています。 ◎歴史的文化遺産への市民意識 市民アンケート調査において、市民は歴史的な文化遺産の保存を要望しています。</p>	<p>「現状」 ◎地域環境資源の活用 利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境は、生物の生息地となっているほか、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場として利用されています。 ◎地域環境の現状 地域に密着したふれあいの場である総合公園やスポーツ公園があります。 ◎地域環境資源の現状 私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、また災害の防止や国土保全の機能を持つ緑地があります。 ◎歴史的な文化遺産などの現状 本市には、歴史的な遺産が多く、国や県及び市の指定文化財が数多く残されています。 ◎歴史的な文化遺産への市民意識 市民アンケート調査において、市民は歴史的な文化遺産の保存を要望しています。</p>	<p>冬期湛水事業による現状を記載</p> <p>変更なし</p>
<p>変更後 問題点・課題</p>	<p>変更前 問題点・課題</p>	<p>備 考</p>
<p>◇市、事業者及び市民が一体となって地域の環境資源を守っていくことが必要です。 ◇水と緑のネットワークづくりが求められます。 ◇自然に親しみながら多様なスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実が求められます。 ◇市民の森や都市緑地、街路樹などを整備し、緑化を推進することが望まれます。 ◇歴史的な文化遺産を保護し、次世代に継承していくことが求められています。 ◇地域資源として地域住民への文化遺産の情報提供とその活用が求められます。</p>	<p>◇市、事業者及び市民が一体となって地域の環境資源を守っていくことが必要です。 ◇水と緑のネットワークづくりが求められます。 ◇自然に親しみながら多様なスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実が求められます。 ◇市民の森や都市緑地、街路樹などを整備し、緑化を推進することが望まれます。 ◇歴史的な文化遺産を保護し、次世代に継承していくことが求められています。 ◇地域資源として地域住民への文化遺産の情報提供とその活用が求められます。</p>	

◇遊休農地の有効活用が求められています。		荒廃農地の3、4倍もある遊休農地の活用が必要
変更後 環境施策の展開方向	変更前 環境施策の展開方向	備 考
◇市、事業者及び市民が一体となった地域環境資源の保全 ◇水と緑を結びつけるネットワークづくり ◇河川敷を利用したスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実 ◇緑地や街路樹の整備及び緑化の推進 ◇歴史的文化遺産の保護と継承 ◇歴史的文化遺産を活かした魅力的な街並みや景観形成の推進 ◇地域住民への文化遺産の情報提供と活用 ◇農地中間管理機構を活用した遊休農地の有効活用の推進	◇市、事業者及び市民が一体となった地域環境資源の保全 ◇水と緑を結びつけるネットワークづくり ◇河川敷を利用したスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実 ◇緑地や街路樹の整備及び緑化の推進 ◇歴史的文化遺産の保護と継承 ◇地域住民への文化遺産の情報提供と活用	新総合計画の「魅力ある景観の形成」p79 新たな取組を記述
変更後 ◇◇地球環境◇◇	変更前 ◇◇地球環境◇◇	備 考
「現状」	「現状」	
◎ごみの排出量の現状 ごみの総排出量は、平成24年度をピークに減少傾向を示している。また、資源化量も微減傾向で推移しており、資源化の更なる取組が必要となっています。	◎ごみの排出量の現状 ごみの総排出量は微減傾向となっていますが、資源化量も微減傾向で推移しており、資源化の更なる取組が必要となっています。	時点修正
◎市民の要望 駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの徹底について、市民の多くが要望しています。 二酸化炭素排出削減に関する取組を計画的に進めることが必要となっています。	◎市民の要望 駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの徹底について、市民の多くが要望しています。	内容が「地球環境」でなく「環境保全」のため 総計審による意見
◎エネルギー使用の現状 電気などの身近なエネルギーの使用量は、節電対策や省エネ化により、微減傾向で推移しています。	◎エネルギー使用の現状 電気などの身近なエネルギーの使用量は、わずかながら増加傾向で推移しており、今後、社会経済活動の拡大などにより増加することが予想されています。	時点修正
◎地球環境問題の市民意識 市民アンケート調査において、市民は関心のある環境問題として、地球環境問題を最上位に挙げています。	◎地球環境問題の市民意識 市民アンケート調査において、市民は関心のある環境問題として、地球環境問題を最上位に挙げています。	
変更後 問題点・課題	変更前 問題点・課題	備 考
◇事業者や市民の協力によるごみの分別収集と資源化によるごみの減量化を推進することが必要です。 ◇地域における美化活動を徹底することが必要です。	◇事業者や市民の協力によるごみの分別収集と資源化によるごみの減量化を推進することが必要です。 ◇地域における美化活動を徹底することが必要です。	
◇環境マナーやごみ出しルールを普及啓発することが必要です。	◇環境マナーやごみ出しルールを普及啓発することが必要です。	環境マナーは、「環境保全」に係る事項なので削除
◇エネルギーの効率的な利用が望まれます。	◇エネルギーの効率的な利用が望まれます。	
◇事業者や市民に対する省エネルギーを推進するため、意識啓発をすることが必要です。	◇事業者や市民に対する省エネルギーを推進するため、意識啓発をすることが必要です。	
◇新エネルギーの積極的な活用が望まれます。	◇新エネルギーの積極的な活用が望まれます。	
◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発をすることが必要です。	◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発をすることが必要です。	
◇市民一人一人が日常生活を見直し、地球環境への負荷のかからない生活様式に変えていくことが必要です。	◇市民一人一人が日常生活を見直し、地球環境への負荷のかからない生活様式に変えていくことが必要です。	
◇日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが必要です。	◇日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが必要です。	
変更後 環境施策の展開方向	変更前 環境施策の展開方向	備 考
◇ごみの減量化・資源化の推進 ◇地域の美化活動の周知徹底 ◇ごみ出しルールの普及啓発 ◇エネルギーの効率的な利用 ◇事業者や市民に対する省エネルギーの推進のための意識啓発 ◇新エネルギーの積極的な活用 ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発 ◇生活様式の見直しによる地球環境への負荷の低減	◇ごみの減量化・資源化の推進 ◇地域の美化活動の周知徹底 ◇環境マナー等の普及啓発 ◇エネルギーの効率的な利用 ◇事業者や市民に対する省エネルギーの推進のための意識啓発 ◇新エネルギーの積極的な活用 ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発 ◇生活様式の見直しによる地球環境への負荷の低減	「環境保全」へ移行

◇日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制の推進	◇日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制の推進	
変更後 ◇◇環境保全◇◇	変更前 ◇◇環境保全◇◇	備考
「現状」	「現状」	
◎市民の要望 駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの向上等に関する市民要望に応えるため、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例を制定し、重点区域のパトロールを実施しています。		「地球環境」から「環境保全」へ移動
◎環境保全活動 市、事業者及び市民が連携・協働して行う環境保全活動が求められています。	◎環境保全活動 市、事業者及び市民が連携・協働して行う環境保全活動が求められています。	時点修正
◎環境情報 環境に関する情報の提供が求められています。	◎環境情報 環境に関する情報の提供が求められています。	
◎環境教育・環境学習の現状 ごみの分別や資源化、地域の環境美化などの実践的な教育が必要となっています。	◎環境教育・環境学習の現状 ごみの分別や資源化、地域の環境美化などの実践的な教育が必要となっています。	
変更後 問題点・課題	変更前 問題点・課題	備考
◇環境教育及び環境学習の実施体制を充実させる必要があります。 ◇地域の環境保全活動の拠点づくりや組織づくりが必要です。 ◇環境情報のネットワークづくりが必要です。 ◇市のホームページや広報を活用した環境情報の発信が必要です。 ◇条例改正による市内全域のポイ捨て禁止や路上等喫煙の禁止に関する周知が徹底されていない。	◇環境教育及び環境学習の実施体制を充実させる必要があります。 ◇地域の環境保全活動の拠点づくりや組織づくりが必要です。 ◇環境情報のネットワークづくりが必要です。 ◇市のホームページや広報を活用した環境情報の発信が必要です。	
変更後 環境施策の展開方向	変更前 環境施策の展開方向	備考
◇環境教育及び環境学習の実施体制の充実 ◇地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくり ◇環境情報のネットワークづくり ◇市のホームページや広報による環境情報を発信 ◇ポイ捨て等の重点区域の拡大及びパトロールの強化(過料) ◇環境マナー等の普及啓発	◇環境教育及び環境学習の実施体制の充実 ◇地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくり ◇環境情報のネットワークづくり ◇市のホームページや広報による環境情報を発信	「地球環境」より移行

第5章 望ましい環境像

1 望ましい環境像

	変更後	変更前	備考
自然との共生の確保	<p>(1)自然との共生の確保</p> <p>①里山の保全と活用 ②自然とのふれあいの確保 ③生物の多様性の保全</p> <p>身近にある里山などの自然は動植物の保護及び育成、快適な都市空間を創出し、ひいては人間活動に活気をもたらします。 そのため、生物多様性の戦略に基づき、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに市民の生物多様性に対する理解を深めるための啓発を行い、自然と共生する地域づくりを進めます。</p>	<p>(1)自然との共生の確保</p> <p>①里山の保全と活用 ②自然とのふれあいの確保 ③生物の多様性の確保</p> <p>身近にある里山などの自然は動植物の保護及び育成、快適な都市空間を創出し、ひいては人間活動に活気をもたらします。 そのため、自然との共生を確保するための取組を進めていきます。</p>	新総合計画に沿った方向性を記述 「環境保全の推進」 p33参照
快適な都市環境の確保	<p>(2)快適な都市環境の確保</p> <p>④豊かな緑の確保 ⑤ふれあえる水辺づくり ⑥良好な景観の形成 ⑦歴史的文化的遺産の保護・継承</p> <p>本市の誇りである水と緑、新旧の文化の豊かさなどの資源を積極的に活用し、快適な都市環境を確保するためには、快適な都市環境づくりにおけるビジョンを明確にし、様々な施策を景観の視点から総合的に進めていくことが必要です。本市には、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた豊かな自然や趣のある歴史的資源があります。 そのため、総合公園や身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備はもとより、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を目指す取組を進めていきます。また、歴史・文化資源を保全・活用し、市民が訪れ、来訪者に野田市の歴史・文化を発信する景観形成を図ります。</p>	<p>(2)快適な都市環境の確保</p> <p>④豊かな緑の確保 ⑤触れ合える水辺づくり ⑥良好な景観の形成 ⑦歴史的文化的遺産の保護・継承</p> <p>本市の誇りである水と緑、新旧の文化の豊かさなどの資源を積極的に活用し、快適な都市環境を確保するためには、快適な都市環境づくりにおけるビジョンを明確にし、様々な施策を景観の視点から総合的に進めていくことが必要です。本市には、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた豊かな自然や趣のある歴史的資源があります。 そのため、自然、歴史、そして人が触れ合うことのできる快適な都市環境を確保するための取組を進めていきます。</p>	野田市都市計画マスタープラン 「身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出」より P37 「資源を生かした風景づくり」よりP45
資源の循環・効率化の進んだ社会の實現	<p>(3)資源の循環・効率化の進んだ社会の實現</p> <p>⑧廃棄物の減量化の推進 ⑨資源化の推進 ⑩不法投棄の防止 ⑪環境マナーの普及啓発</p> <p>本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化、資源化など、これまでも着実に成果をあげてきました。快適で安全な「野田市」を実現するためには、これからは循環型社会をめざし、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が一体となって環境への負荷を低減していくことが必要です。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶などについては、市民の協力を得ながら環境マナーの向上を図っていくことが必要です。 そのため、廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策を推進し、清潔で快適な都市環境の實現を目指し、さらに、分別収集の徹底等、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を市民や事業者と協働、連携し、更なる循環型社会の實現に向けた取組を進めていきます。</p>	<p>(3)資源の循環・効率化の進んだ社会の實現</p> <p>⑧廃棄物の減量化の推進 ⑨資源化の推進 ⑩不法投棄の防止 ⑪環境マナーの普及啓発</p> <p>本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化、資源化など、これまでも着実に成果をあげてきました。快適で安全な「野田市」を実現するためには、これからは循環型社会をめざし、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が一体となって環境への負荷を低減していくことが必要です。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶などについては、市民の協力を得ながら環境マナーの向上を図っていくことが必要です。 そのため、資源と循環・効率化の進んだ社会を実現するための取組を進めていきます。</p>	新総合計画に沿った方向性を記述 「循環型社会の推進」p35参照
地球環境保全への貢献	<p>(4)地球環境保全への貢献</p> <p>⑫地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策 ⑬エネルギーの効率的利用の促進</p> <p>地球環境問題は、世界共通の緊急課題となっています。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められています。今日の環境問題は、身近な地域環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、私たち人類を含めた生物の存在を脅かす規模の広がりを見せています。私たち一人一人の行動が地球環境問題に結びついていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けて取り組んでいくことが必要です。 そのため、温室効果ガスの排出量を削減するため、環境に配慮したエネルギー源の利用に向けて再生可能エネルギー等の利用拡大を推進していきます。</p>	<p>(4)地球環境保全への貢献</p> <p>⑫地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策 ⑬エネルギーの効率的利用の促進</p> <p>地球環境問題は、世界共通の緊急課題となっています。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められています。今日の環境問題は、身近な地域環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、私たち人類を含めた生物の存在を脅かす規模の広がりを見せています。私たち一人一人の行動が地球環境問題に結びついていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けて取り組んでいくことが必要です。 そのため、地球環境保全に貢献するための取組を進めていきます。</p>	現在進めている取組を具体的に記述

	変更後	変更前	備考
環境への負荷の少ない社会の実現	<p>(5)環境への負荷の少ない社会の実現</p> <p>⑭大気環境の保全 ⑮水質環境の保全 ⑯騒音・振動・悪臭防止 ⑰地質環境の保全</p> <p>最近、豊かな経済社会の進展により、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題などが顕在化し、安全で安心して暮らせる快適で魅力的な生活環境を創造していくことが求められています。</p> <p>毎日、安全で安心して暮らすことができる環境を確保するためには、さわやかな空気や清らかな水、まちの静けさなどが、基本的な条件となっています。</p> <p>そのため、自動車から発生する汚染物質の排出量を削減し、大気汚染に係る環境基準の達成を図るため、アイドリング・ストップなどの自動車の適正な使用について普及・啓発を図り、市民の自主的な取組を推進します。さらに、水質汚濁負荷量の6割を占める生活排水への対策を総合的に推進することにより、公共水域への汚濁物質の排出を削減するとともに、有害物質による地下水汚染を防止するため、工場・事業場に対する地下浸透防止の徹底を周知し、地下水の定期的に監視を実施します。また、汚染が確認された場合には、継続的に監視調査を実施し、人の健康に被害が生じないよう適切な取組を進めていきます。</p>	<p>(5)環境への負荷の少ない社会の実現</p> <p>⑭大気環境の保全 ⑮水質環境の保全 ⑯騒音・振動・悪臭防止 ⑰地質環境の保全</p> <p>最近、豊かな経済社会の進展により、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題などが顕在化し、安全で安心して暮らせる快適で魅力的な生活環境を創造していくことが求められています。</p> <p>毎日、安全で安心して暮らすことができる環境を確保するためには、さわやかな空気や清らかな水、まちの静けさなどが、基本的な条件となっています。</p> <p>そのため、環境への負荷の少ない社会を実現するための取組を進めていきます。</p>	現在進めている取組を具体的に記述
みんなが参加する取組	<p>(6)みんなが参加する取組</p> <p>⑱環境教育・環境学習の推進 ⑲環境情報の共有とネットワークづくり ⑳環境保全活動の拠点づくり、組織づくり</p> <p>良好な環境づくりを進めるにあたっては、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の全ての主体が公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくための行動が求められています。</p> <p>市民一人一人が環境保全のための知識を身につけられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解した上で、実践していくことが必要です。</p> <p>そのため、みんなが参加する取組を進めていきます。</p>	<p>(6)みんなが参加する取組</p> <p>⑱環境教育・環境学習の推進 ⑲環境情報の共有とネットワークづくり ⑳環境保全活動の拠点づくり、組織づくり</p> <p>良好な環境づくりを進めるにあたっては、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の全ての主体が公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくための行動が求められています。</p> <p>市民一人一人が環境保全のための知識を身につけられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解した上で、実践していくことが必要です。</p> <p>そのため、みんなが参加する取組を進めていきます。</p>	

第6章 環境施策と行動計画

基本方向1:自然との共生の確保

	変更後	変更前	備考
自然との共生の確保	<p>山林や里山は、動植物が生息・生育する場として、生態系を維持する機能、地域全体の気温・湿度や日照、風などの微気象を調節する機能、人為活動によって排出される二酸化炭素を光合成により吸収し、酸素をつくりだす機能、自動車の走行などにより発生する粉じんや排出ガスなどの浄化機能のほか、降雨に伴う雨水流出量の調節や水源の涵養機能などの多様な機能を有しています。</p> <p>最近では、農林業従事者の減少や宅地開発などにより、こうした山林や里山などが年々減少し、その環境保全機能が徐々に低下していくことが懸念されています。</p> <p>市内には、郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」などがあり、市民ボランティア団体と市が協働して管理運営が行われています。また、本市を取り囲む大きな自然環境である利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川や野田市総合公園などは自然とのふれあいの場となっています。また、安全・安心の地域再生、自然再生の取組として、江川地区のビオトープ(生物生息空間)の整備や環境にやさしい農業への取組や生物多様性の取組等が進められています。一方で、生態系を無視した乱開発により、生態系が乱れることが危惧されています。</p> <p>里山の保全と活用や自然とのふれあいの確保の状況を把握するため、自然観察会などのイベント開催数、市と自然保護活動団体との協働事業数を環境指標とします。また、生物の多様性の確保の状況については、冬期湛水事業による再生湿地数を指標とします。</p>	<p>山林や里山は、動植物が生息・生育する場として、生態系を維持する機能、地域全体の気温・湿度や日照、風などの微気象を調節する機能、人為活動によって排出される二酸化炭素を光合成により吸収し、酸素をつくりだす機能、自動車の走行などにより発生する粉じんや排出ガスなどの浄化機能のほか、降雨に伴う雨水流出量の調節や水源の涵養機能などの多様な機能を有しています。</p> <p>最近では、農林業従事者の減少や宅地開発などにより、こうした山林や里山などが年々減少し、その環境保全機能が徐々に低下していくことが懸念されています。</p> <p>市内には、郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」などがあり、市民ボランティア団体と市が協働して管理運営が行われています。また、本市を取り囲む大きな自然環境である利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川や野田市総合公園などは自然とのふれあいの場となっています。</p> <p>一方、江川流域には、「国内希少野生動植物種」に指定されている猛禽類を始め、数多く貴重な生物が生息・生育しています。近年、生態系を無視した乱獲や乱開発により、生態系が乱れることが危惧されています。</p> <p>里山の保全と活用や自然とのふれあいの確保の状況を把握するため、自然観察会などのイベント開催数、市と自然保護活動団体との協働事業数を環境指標とします。また、生物の多様性の確保の状況については、冬期湛水事業による再生湿地数を指標とします。</p>	<p>新総合計画基本目標1の自然環境と調和するうるおいのある都市の基本方針を追記 p29</p>

◇◇具体的な取組◇◇

市の取組

1-1 里山の保全と活用

変更後	変更前	備考
<p>○事業者や市民の里山に対する意識啓発を行います。</p> <p>○「野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき、保全樹林地の指定など、自然環境を保全します。</p> <p>○「三ツ堀里山自然園」を市民ボランティア団体と協働で管理運営を行います。</p> <p>○民有林の借り上げなど、里山の保全に協力します。</p> <p>○里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。</p> <p>○里山などを自然環境の学習・体験拠点として有効活用します。</p> <p>○現存する自然資源を活かして生物の生息空間、生態系を保全します。</p> <p>○全市域の生き物調査により、里地里山として、市内の水田やその周辺の山林の現状把握を行います。</p> <p>○市民や市民団体、NGO・NPO等との連携協働による里地・里山保全活動を実施し、健全な里地・里山の自然環境の維持・管理に努めます。</p>	<p>○事業者や市民の里山に対する意識啓発を行います。</p> <p>○「野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき、保全樹林地の指定など、自然環境を保全します。</p> <p>○「三ツ堀里山自然園」を市民ボランティア団体と協働で管理運営を行います。</p> <p>○民有林の借り上げなど、里山の保全に協力します。</p> <p>○里山などを自然環境の学習・体験拠点として有効活用します。</p> <p>○現存する自然資源を活かして生物の生息空間、生態系を保全します。</p>	<p>新総合計画に示されている【緑地の維持・保全】を記載p29</p> <p>生物多様性の戦略【生物多様性を守り、伝える基盤を固める】目標として</p>

1-2 自然との触れ合いの確保

変更後	変更前	備考
<p>○利根川、江戸川及び利根運河と、中央の杜、総合公園、スポーツ公園などの公園・緑地を自然とのふれあいの場として適切に管理します。</p> <p>○自然の中で行う市民講座やイベント、スポーツ、レクリエーション事業を支援します。</p> <p>○身近な自然環境について学べる、自然観察会や自然体験学習会を支援します。</p> <p>○適切な管理を行い、自然環境を保全します。</p> <p>○民有林の借り上げなど、活動の場の確保に協力します。</p> <p>○みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。</p> <p>○樹林地等を始めとする豊かな森林生態系を保全・活用するため、市民や市民団体、間伐・下草刈り等の実施市民活動団体との協働によりその保全に努めます。</p>	<p>○利根川、江戸川及び利根運河と、中央の杜、総合公園、スポーツ公園などの公園・緑地を自然とのふれあいの場として適切に管理します。</p> <p>○自然の中で行う市民講座やイベント、スポーツ、レクリエーション事業を支援します。</p> <p>○身近な自然環境について学べる、自然観察会や自然体験学習会を支援します。</p> <p>○適切な管理を行い、自然環境を保全します。</p> <p>○民有林の借り上げなど、活動の場の確保に協力します。</p>	<p>新総合計画に示されている取組みとの整合性を図る。 P33参照</p> <p>生物多様性のだ戦略p77【市民参加による樹林地等の維持管理】より</p>

◇環境指標等◇

環境指標の項目	変更後		変更前		備考
	現在値等	将来目標値	現在値等	将来目標値	
1-1 里山の保全と活用	◎自然観察会などのイベント開催数 10回／年	12回／年	9回／年	12回／年	みどりと水のまちづくり課
1-2 自然とのふれあいの確保	◎自然保護活動団体との協働事業数 3件	4件	3件	増加	みどりと水のまちづくり課
1-3 生物の多様性の確保	◎冬期湛水事業による再生湿地数 8か所	8か所	1か所	7か所	農政課

1-3 生物の多様性の保全

変更後	変更前	備考
<p>○市民や学識経験者と連携をとりながら、身近な動植物の生息・生育状況調査を定期的に実施します。</p> <p>○市民参加による生物多様性に関わる活動を推進し、生物多様性への理解を深めます。</p> <p>○NPOと市民が実施する自然・生物多様性の保全・再生活動等への支援を行うとともに、当活動の推進を図ります。</p> <p>○「野田市貴重な野生動植物保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき江川地区を最重要エリアとして、地区指定、協定締結や買取協議申出による計画的な用地取得を推進し、保全・再生エリアの維持・拡大を図ります。</p> <p>○水田における水域の連続性を確保するため、魚道の設置等により水路と田面の落差を解消し、生息空間のネットワーク化を保全していきます。</p> <p>○コウノトリの試験放鳥を実施し、近い将来のコウノトリ野生復帰を目指して取り組みます。</p> <p>○江川地区をモデル地区とした市域エコロジカル・ネットワークの取組を、市全域の取組に広げていきます。</p> <p>○生き物調査等による既存データを基に、市内における絶滅のおそれのある野生動物に関する生息状況や生物学的な特徴等をまとめた「野田市レッドデータブック（仮称）」と、該当する種を一覧にした「野田市レッドリスト（仮称）」を作成します。</p> <p>○湿地の保全・再生に向けた継続的な管理活動の基盤となるデータの蓄積を図るため定期的なモニタリング調査等を継続します。</p> <p>○戦略の有効性や効果を検証するため、「生物多様性のだ戦略」の定期的フォローアップを行うとともに、公表による住民への周知を図ります。</p> <p>○特定外来生物について、住民への啓発を行います。</p> <p>○緊急的な対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。</p> <p>○NPO等の市民活動団体が行う自主的な取組を支援します。</p> <p>○鳥獣保護法や種の保存法の適正な運用により、野生動植物の保護と生息・生育環境を保全します。</p> <p>○大規模開発や造成工事などの際は、生態系への影響に十分配慮するよう指導します。</p> <p>○野生動植物の保護や生物の多様性の保全意識を高めるため、住民への啓発を行います。</p> <p>○市民との協働により、多様な生物生息空間づくりを進めます。</p> <p>○生物の生息しやすい空間を復元するため、ビオトープを整備します。</p> <p>○市民の環境に関する研究の成果を積極的に活用します。</p>	<p>○市民や学識経験者と連携をとりながら、身近な動植物の生息・生育状況調査を定期的に実施します。</p> <p>○特定外来生物について、住民への啓発を行います。</p> <p>○緊急的な対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。</p> <p>○NPO等の市民活動団体が行う自主的な取組を支援します。</p> <p>○鳥獣保護法や種の保存法の適正な運用により、野生動植物の保護と生息・生育環境を保全します。</p> <p>○大規模開発や造成工事などの際は、生態系への影響に十分配慮するよう指導します。</p> <p>○野生動植物の保護や生物の多様性の保全意識を高めるため、住民への啓発を行います。</p> <p>○市民との協働により、多様な生物生息空間づくりを進めます。</p> <p>○生物の生息しやすい空間を復元するため、ビオトープを整備します。</p> <p>○市民の環境に関する研究の成果を積極的に活用します。</p>	<p>生物多様性のだ戦略【生物多様性の保全・向上に係る市民活動の支援・推進】の施策等を記述</p>

第6章 環境施策と行動計画

基本方向2：快適な都市環境の確保

快適な都市環境の確保	変更後	変更前	備考
	<p>都市の緑や水辺は、市民に身近なうるおいとやすらぎを与え、二酸化炭素吸収源、レクリエーションや防災機能、大気の浄化、動植物の生息・生育空間、良好な景観の形成などの役割を担っています。</p> <p>本市は、利根川、江戸川、利根運河などの水辺空間やそれを取り巻く豊かな緑に恵まれており、市民の憩いの場となっています。また、美しい町並みは、水と緑などの自然の要素と、街路や建築物など都市の構造物とが一体的に調和して良好な景観を形成しています。</p> <p>市内に存在する歴史的文化的遺産は、市のシンボルであり、市民の誇り、愛着を醸成するなど、様々な面を持っており、大変重要なものです。これらの歴史的文化的遺産は、地域の歴史や文化を認識するために、さらには人々の心を豊かにする地域の資源として大きな役割を担っています。</p> <p>このような状況を踏まえ、豊かな緑を確保するとともに、触れ合える水辺づくりや、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取組を進めていきます。豊かな緑、触れ合える水辺が確保されている状況を把握するため、水辺広場の数を環境指標とします。また、良好な景観形成については景観基本計画の策定、歴史的文化的遺産の保護・継承については、指定文化財の件数を環境指標とします。</p>	<p>都市の緑や水辺は、市民に身近なうるおいとやすらぎを与え、二酸化炭素吸収源、レクリエーションや防災機能、大気の浄化、動植物の生息・生育空間、良好な景観の形成などの役割を担っています。</p> <p>本市は、利根川、江戸川、利根運河などの水辺空間やそれを取り巻く豊かな緑に恵まれており、市民の憩いの場となっています。また、美しい町並みは、水と緑などの自然の要素と、街路や建築物など都市の構造物とが一体的に調和して良好な景観を形成しています。</p> <p>市内に存在する歴史的文化的遺産は、市のシンボルであり、市民の誇り、愛着を醸成するなど、様々な面を持っており、大変重要なものです。これらの歴史的文化的遺産は、地域の歴史や文化を認識するために、さらには人々の心を豊かにする地域の資源として大きな役割を担っています。</p> <p>このような状況を踏まえ、豊かな緑を確保するとともに、触れ合える水辺づくりや、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取組を進めていきます。豊かな緑、触れ合える水辺が確保されている状況を把握するため、水辺広場の数を環境指標とします。また、良好な景観形成については景観基本計画の策定、歴史的文化的遺産の保護・継承については、指定文化財の件数を環境指標とします。</p>	<p>変更なし</p>

◇◇具体的な取組◇◇

2-1 豊かな緑の確保

変更後	変更前	備考
<p>○公共施設や道路などにおける緑化を進めます。</p> <p>○地域ごとに特色のある街路樹・緑道整備を進め、地域に密着した緑化を行います。</p> <p>○公園や河川敷などを利用した体験型イベントや学習会を支援します。</p> <p>○市民参加によるふるさと花づくり運動やグリーントラストバンクを推進します。</p> <p>○地域住民の自主管理による公園や緑地などの管理を推進します。</p> <p>○市民ボランティアと協力して、公共施設などの緑化推進運動を展開します。</p> <p>○ヒートアイランドに係る監視、調査を実施します。</p> <p>○みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。</p> <p>○公園を始めとする公共用地の緑化や街路樹等の適正な維持管理を図ります。</p>	<p>○公共施設や道路などにおける緑化を進めます。</p> <p>○地域ごとに特色のある街路樹・緑道整備を進め、地域に密着した緑化を行います。</p> <p>○公園や河川敷などを利用した体験型イベントや学習会を支援します。</p> <p>○地域住民の自主管理による公園や緑地などの管理を推進します。</p> <p>○市民ボランティアと協力して、公共施設などの緑化推進運動を展開します。</p> <p>○ヒートアイランドに係る監視、調査を実施します。</p>	<p>新総合計画に示されている取組みを記載</p> <p>◎環境保全の推進 p33</p> <p>◎生物多様性の戦略 p77 樹林地等の維持管理の取組</p>

2-2 触れ合える水辺づくり

変更後	変更前	備考
<p>○市民にとって快適な水辺空間を整備します。</p> <p>○市民の憩いの場として、河川敷や水路敷の活用を推進します。</p> <p>○市民が安心して利用できるスポーツ、レクリエーションの場として、水辺を多目的に利用できるような空間づくりを進めます。</p> <p>○水と緑を連続して繋ぐネットワークづくりなど、水と緑にふれあえる機会を創出します。</p> <p>○水辺を活用した各種イベントの開催や河川愛護意識の醸成、河川浄化運動等を進めます。</p> <p>○魚や昆虫、水鳥などが生息できるような水域や水辺の保全・再生に努めます。</p> <p>○三市（柏、野田、流山）の連携による利根運河の継続的な導水による水質、水量の改善を進めるとともに、周辺の水辺や緑地の保全・再生に努めます。</p> <p>○水田などの用水路を環境に配慮して整備します(水田・用水路の整備と保全)。</p> <p>○貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、水と緑のネットワークの形成を図り、野生生物の生育・生息空間の確保に努めます。</p>	<p>○市民にとって快適な水辺空間を整備します。</p> <p>○市民の憩いの場として、河川敷や水路敷の活用を推進します。</p> <p>○市民が安心して利用できるスポーツ、レクリエーションの場として、水辺を多目的に利用できるような空間づくりを進めます。</p> <p>○水と緑を連続して繋ぐネットワークづくりなど、水と緑にふれあえる機会を創出します。</p> <p>○水辺を活用した各種イベントの開催や河川愛護意識の醸成、河川浄化運動等を進めます。</p> <p>○魚や昆虫、水鳥などが生息できるような水域や水辺の保全・再生に努めます。</p> <p>○三市（柏、野田、流山）の連携による利根運河の継続的な導水による水質、水量の改善を進めるとともに、周辺の水辺や緑地の保全・再生に努めます。</p> <p>○水田などの用水路を環境に配慮して整備します(水田・用水路の整備と保全)。</p>	<p>土地改良事業による施設整備が完了したことにより、削除</p> <p>生物多様性の戦略</p> <p>【水辺環境の保全・再生】</p> <p>における具体的な事業p71</p>

2-3 良好な景観の形成

変更後	変更前	備考
<p>○市民・事業者へ都市の緑や景観、美観などについて、意識啓発を行います。</p> <p>○事業者や市民が行う公共の場所の清掃や美化活動を支援します。</p> <p>○各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないよう意識啓発を行います。</p> <p>○無秩序な開発による環境の破壊を防止するため、条例などにより必要な指導を行います。</p> <p>○多様な自然・地形などの自然景観と調和した、良好な景観の形成を進めます。</p> <p>○歴史、文化、産業を活かした、良好な景観の形成を進めます。</p> <p>○みどり豊かな公園や歴史的な資源を活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。</p> <p>○道路、駅前などを整備し、利便性と安全性の高い良好なまちづくりを進めます。</p> <p>○まちづくりと合わせた新たな景観の形成を進めます。</p> <p>○市街地の整備に際しては、計画的な指導、調整を行い、良好な景観を形成します。</p> <p>○美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、良好な都市景観に配慮します。</p> <p>○郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などを保全し、その活用を推進します。</p> <p>○水辺景観や田園景観を活かしつつ、点在する身近な歴史的資源を活かした野田市の歴史を伝える景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。</p>	<p>○市民・事業者へ都市の緑や景観、美観などについて、意識啓発を行います。</p> <p>○事業者や市民が行う公共の場所の清掃や美化活動を支援します。</p> <p>○各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないよう意識啓発を行います。</p> <p>○無秩序な開発による環境の破壊を防止するため、条例などにより必要な指導を行います。</p> <p>○多様な自然・地形などの自然景観と調和した、良好な景観の形成を進めます。</p> <p>○歴史、文化、産業を活かした、良好な景観の形成を進めます。</p> <p>○道路、駅前などを整備し、利便性と安全性の高い良好なまちづくりを進めます。</p> <p>○まちづくりと合わせた新たな景観の形成を進めます。</p> <p>○市街地の整備に際しては、計画的な指導、調整を行い、良好な景観を形成します。</p> <p>○美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、良好な都市景観に配慮します。</p> <p>○郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などを保全し、その活用を推進します。</p>	<p>新総合計画に示されている景観形成の取組みについて記載「基本目標4」p18</p> <p>「魅力ある景観の形成」p79</p>

2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承

変更後	変更前	備考
<p>○市内に点在する歴史的文化的遺産を適切に保護・保全します。</p> <p>○市内に点在する歴史的文化的遺産の保全と活用等により景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。</p> <p>○地域の歴史的文化的遺産に関する保護意識を啓発します。</p> <p>○文化財などの所有者・管理者に対し、保存措置や修理を支援します。</p> <p>○文化財の調査研究を進めます。</p> <p>○地域の歴史的文化的資源などと、これらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。</p> <p>○地域の自然や歴史・文化との触れ合いの場を提供します。</p> <p>○名所旧跡は、地域の重要資源として保全し、活用します。</p> <p>○地域の歴史を研究し、記録を進めます。</p> <p>○豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。</p>	<p>○市内に点在する歴史的文化的遺産を適切に保護・保全します。</p> <p>○地域の歴史的文化的遺産に関する保護意識を啓発します。</p> <p>○文化財などの所有者・管理者に対し、保存措置や修理を支援します。</p> <p>○文化財の調査研究を進めます。</p> <p>○地域の歴史的文化的資源などと、これらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。</p> <p>○地域の自然や歴史・文化との触れ合いの場を提供します。</p> <p>○名所旧跡は、地域の重要資源として保全し、活用します。</p> <p>○地域の歴史を研究し、記録を進めます。</p>	<p>新総合計画に示されている◎魅力ある景観の形成 p79</p> <p>◎郷土愛を育む学習の推進 p65 の方針に基づく修正・追記</p>

◇環境指標等◇

環境指標の項目	変更後		変更前		備考
	現在値等	将来目標値	現在値等	将来目標値	
2-2 ふれあえる水辺づくり ◎水辺広場の数(親水公園数)	1か所	3か所	1か所	増加	農政課
2-3 良好な景観の形成 ◎景観形成対象地区数	0か所	31年に策定予定	0か所	景観基本計画を策定し、地区数を設定	都市計画課
2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承 ◎指定文化財の件数(指定文化財の件)	35件	37件	32件	増加	社会教育課

活動団体の動向を見据えて目標値を設定

総合計画における指定文化財等の件数の指標・目標値の達成見込み数値を根拠とした。

第6章 環境施策と行動計画

基本方向3: 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

	変更後	変更前	備考
資源の循環・効率化の進んだ社会	<p>これまでの大量生産や大量消費型の経済社会活動を改めるため、リサイクルや資源の有効利用に向けて更なる取組が行われています。ごみ処理に関しては、事業者、市民とも関心が高く、本市ではごみ処理に関する取組を充実させています。</p> <p>これからは、資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが必要となっています。</p> <p>一方、市内の道路や公園、山林などには、不法投棄されたごみや空き缶などが捨てられているため、廃棄物のルールやマナーをより一層遵守するとともに、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の団体が相互に連携して、不法投棄の監視を強化していくことも必要です。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組み、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる循環型社会の実現を推進します。</p> <p>廃棄物の減量化、資源化の推進の状況については、ごみの総排出量や資源化率を環境指標とします。また、不法投棄の防止については、ごみの不法投棄指導件数、環境マナーの普及啓発については環境美化運動参加人数を環境指標とします。</p>	<p>これまでの大量生産や大量消費型の経済社会活動を改めるため、リサイクルや資源の有効利用に向けて更なる取組が行われています。ごみ処理に関しては、事業者、市民とも関心が高く、本市ではごみ処理に関する取組を充実させています。</p> <p>これからは、資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが必要となっています。</p> <p>一方、市内の道路や公園、山林などには、不法投棄されたごみや空き缶などが捨てられているため、廃棄物のルールやマナーをより一層遵守するとともに、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の団体が相互に連携して、不法投棄の監視を強化していくことも必要です。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、不法投棄の防止、環境マナーの普及啓発に関する取組を進めていきます。</p> <p>廃棄物の減量化、資源化の推進の状況については、ごみの総排出量や資源化率を環境指標とします。また、不法投棄の防止については、ごみの不法投棄指導件数、環境マナーの普及啓発については環境美化運動参加人数を環境指標とします。</p>	<p>新総合計画:基本目標1の自然環境と調和するうまいのある都市づくりの方針を記載 p15</p>

◇◇具体的な取組◇◇

3-1 廃棄物の減量化の推進

変更後	変更前	備考
<p>○排出抑制の動機づけを高めるとともに、排出者相互の公平が確保される方策である指定ごみ袋制度の更なる推進を図ります。</p> <p>○「野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」の一人1日当たりの排出量を平成22年度比で30%削減を目指しごみの減量に取り組みます。</p> <p>○ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、「野田市廃棄物減量等推進審議会」の意見を踏まえ、指定ごみ袋無料配布枚数の見直しなど、ごみ減量施策について検討して行きます。</p> <p>○全世帯に配布しているごみの出し方のルールブックや市報・市ホームページなどを利用してごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについて周知徹底します。</p> <p>○現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、市民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動を行います。</p> <p>○事業系ごみの排出抑制に向けて、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。</p> <p>○家庭用生ごみ堆肥化装置の導入にあたり助成します。</p> <p>○各家庭の生ごみを堆肥化することでごみ減量化に繋がることから、より多くの家庭で生ごみ処理装置を普及させる目的として、拡充された生ごみ堆肥化装置購入助成金制度の周知・推進します。</p> <p>○マイバッグ運動を推進し、レジ袋使用の削減を促進します。</p> <p>○回覧板や広報、ポスターなどを使用して、ごみの分別方法や指定袋の使用、収集日など、ごみの回収方法を周知徹底します。</p> <p>○ごみ処理施設の見学会などを開催し、ごみの減量化に関する意識啓発を行います。</p> <p>○ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切なアドバイスをします。</p> <p>○リサイクル製品を推奨します。</p> <p>○事業者と連携したごみ減量化や資源化の取組を強化します。</p> <p>○環境への負荷の少ない生分解性農業用プラスチック資材等の利用を促進します。</p>	<p>○排出抑制の動機づけを高めるとともに、排出者相互の公平が確保される方策である指定ごみ袋制度の更なる推進を図ります。</p> <p>○全世帯に配布しているごみの出し方のルールブックや市報・市ホームページなどを利用してごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについて周知徹底します。</p> <p>○現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、市民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動を行います。</p> <p>○家庭用生ごみ堆肥化装置の導入にあたり助成します。</p> <p>○マイバッグ運動を推進し、レジ袋使用の削減を促進します。</p> <p>○回覧板や広報、ポスターなどを使用して、ごみの分別方法や指定袋の使用、収集日など、ごみの回収方法を周知徹底します。</p> <p>○ごみ処理施設の見学会などを開催し、ごみの減量化に関する意識啓発を行います。</p> <p>○ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切なアドバイスをします。</p> <p>○リサイクル製品を推奨します。</p> <p>○事業者と連携したごみ減量化や資源化の取組を強化します。</p> <p>○環境への負荷の少ない生分解性農業用プラスチック資材等の利用を促進します。</p>	<p>廃棄物の減量化に向けた取組を時点修正</p> <p>清掃計画課より具体的な取り組み</p>

3-2 資源化の推進

変更後	変更前	備考
<p>○資源物の集団資源回収の活動の推進を図るとともに、資源回収団体への助成金を交付し、地域の資源リサイクル活動を支援します。</p> <p>○剪定枝、落ち葉・草を無料回収し、良質な堆肥を生産することにより、環境保全型農業を推進します。</p> <p>○資源として再利用できるものを出す機会を増やすため、ごみ減量協力店として市内の小売店の協力を推進します。</p> <p>○各種リサイクル法に基づいた資源リサイクルの助言・指導を行います。</p> <p>○グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。</p> <p>○ごみの3R(発生抑制、再使用、再生使用)意識の普及啓発を行います。</p> <p>○ごみの分別収集の徹底等に取り組み、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる資源化を推進します</p> <p>○再利用・資源化された製品を購入します。</p> <p>○スーパーや商店街などの事業者と連携した資源回収システムを拡充します。</p> <p>○市民・事業者と協働して、ごみの分別及び資源化事業を拡充します。</p> <p>○リサイクル展示場の運営など、資源を有効に利用するための仕組みを推進します。</p> <p>○剪定枝やもみ殻の堆肥化を進めます。</p>	<p>○資源物の集団資源回収の活動の推進を図るとともに、資源回収団体への助成金を交付し、地域の資源リサイクル活動を支援します。</p> <p>○剪定枝、落ち葉・草を無料回収し、良質な堆肥を生産することにより、環境保全型農業を推進します。</p> <p>○資源として再利用できるものを出す機会を増やすため、ごみ減量協力店として市内の小売店の協力を推進します。</p> <p>○各種リサイクル法に基づいた資源リサイクルの助言・指導を行います。</p> <p>○グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。</p> <p>○ごみの3R(発生抑制、再使用、再生使用)意識の普及啓発を行います。</p> <p>○再利用・資源化された製品を購入します。</p> <p>○スーパーや商店街などの事業者と連携した資源回収システムを拡充します。</p> <p>○市民・事業者と協働して、ごみの分別及び資源化事業を拡充します。</p> <p>○リサイクル展示場の設置など、資源を有効に利用するための仕組みを整備します。</p> <p>○剪定枝やもみ殻の堆肥化を進めます。</p>	<p>総合計画基本目標1の方針に基づいた表現の修正 p15</p> <p>清掃計画課より時点修正</p>

◇◇具体的な取組◇◇
3-3 不法投棄の防止

変更後	変更前	備考
<p>○廃棄物減量等推進員の協力によるパトロールや委託業者による巡回を実施します。</p> <p>○住民からの不法投棄についての連絡窓口として24時間電話通報窓口を設置し、迅速な対応を図ります。</p> <p>○下草刈りや防護柵の設置など、関係地権者へ土地管理の強化について要請を行います。</p> <p>○不法投棄防止看板の無料配布を行います。</p> <p>○不法投棄が多発している市内各所に監視カメラを設置し、不法投棄の防止に努めます。</p> <p>○野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準を定め、不法投棄等が多発している場所にはカメラを設置し、個人のプライバシーを保護しつつ不法投棄の防止に努めます。</p> <p>○民有地の雑草、枯草等の管理を指導します。</p> <p>○県と連携し、不法投棄行為者を指導します。</p> <p>○広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止を啓発します。</p> <p>○使用済み家電製品の適正な処理を促進します。</p>	<p>○廃棄物減量等推進員の協力によるパトロールや委託業者による巡回を実施します。</p> <p>○住民からの不法投棄についての連絡窓口として24時間電話通報窓口を設置し、迅速な対応を図ります。</p> <p>○下草刈りや防護柵の設置など、関係地権者へ土地管理の強化について要請を行います。</p> <p>○不法投棄防止看板の無料配布を行います。</p> <p>○不法投棄が多発している市内各所に監視カメラを設置し、不法投棄の防止に努めます。</p> <p>○民有地の雑草、枯草等の管理を指導します。</p> <p>○県と連携し、不法投棄行為者を指導します。</p> <p>○広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止を啓発します。</p> <p>○使用済み家電製品の適正な処理を促進します。</p>	<p>野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準より</p>

3-4 環境マナーの普及啓発

変更後	変更前	備考
<p>○市民等の協力により、地域の環境美化運動を進めます。</p> <p>○イベントの開催などを通じて、まちの美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。</p> <p>○市民、事業者が行う公共の場所の清掃や環境美化活動を支援します。</p> <p>○タバコや空き缶等のポイ捨ての取締まりを強化します。</p> <p>○野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に改正し、ポイ捨てや路上喫煙等を禁止し、重点区域での違反者には過料を科すなど、環境マナーの普及啓発を強化します。</p> <p>○散歩中のペットの糞の適正処理や、販売所のごみ箱設置など、環境マナーについて指導、啓発を進めます。</p> <p>○清掃活動や環境ボランティア活動などを通じて、環境のモラル、マナーの指導と啓発を進めます。</p> <p>○自治会や事業所・商店街等での一斉清掃・クリーン作戦との連携を強めます。</p> <p>○犬の飼い主のマナー向上を呼びかけ、“ふん害”を防止します。</p> <p>○ごみ排出モラルを向上します(市民への分別指導の徹底、事業者への排出指導の徹底)。</p>	<p>○市民の協力により、地域の環境美化運動を進めます。</p> <p>○イベントの開催などを通じて、まちの美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。</p> <p>○市民、事業者が行う公共の場所の清掃や環境美化活動を支援します。</p> <p>○タバコや空き缶等のポイ捨ての取締まりを強化します。</p> <p>○散歩中のペットの糞の適正処理や、販売所のごみ箱設置など、環境マナーについて指導、啓発を進めます。</p> <p>○清掃活動や環境ボランティア活動などを通じて、環境のモラル、マナーの指導と啓発を進めます。</p> <p>○自治会や事業所・商店街等での一斉清掃・クリーン作戦との連携を強めます。</p> <p>○犬の飼い主のマナー向上を呼びかけ、“ふん害”を防止します。</p> <p>○ごみ排出モラルを向上します(市民への分別指導の徹底、事業者への排出指導の徹底)。</p>	<p>条例改正によるポイ捨て禁止の指導強化について記載</p> <p>環境保全課</p>

◇環境指標等◇

環境指標の項目	変更後		変更前		備考
	現在値等	将来目標値	現在値等	将来目標値	
3-1 廃棄物の減量化の推進	◎市民一人1日当たりのごみ排出量 604.19g/人・日	447g/人・日	648.96g/人・日	減少	清掃計画課
3-2 資源化の推進	◎ごみの資源化率 29.29%	増加	24.12%	増加	清掃計画課
3-3 不法投棄の防止	◎ごみの不法投棄指導件数 55件	40件	45件	減少	清掃一課
3-4 環境マナーの普及啓発	◎環境美化運動参加人数 27,212人	27,300人	24,689人	増加	環境保全課

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)に定めた目標と整合性を保つ

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)においても目標値を定めていない。

ポイ捨て等の行為が目立つことから、不法投棄行為への改善を図り、生活環境を向上させる。

人口の減少傾向が見受けられるが、参加人数は、現状(27年度:27,212人)維持を目標値とする。

第6章 環境施策と行動計画

基本方向4：地球環境保全への貢献

	変更後	変更前	備考
地球環境保全への貢献	<p>近年、地球温暖化を始めとした地球環境の問題が顕在化しており、人類の生存環境をも脅かすほどのかつてない危機に直面しているといわれています。我が国は、京都議定書で、1990年比で二酸化炭素排出量を6%削減することを国際的に約束しています。その後の動向としては、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択され、日本の約束草案は、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準(約10億4,200万t-CO2)となっています。</p> <p>地球環境問題を解決するためには、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が協働して、地域レベルで取り組んでいく必要があります。また、特定フロンについては、生産が全廃になっており、フロン廃棄の際には、回収する必要があります。また、エネルギー消費過程で発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす要因となっています。今後、電気やガソリンなどのエネルギー使用量を削減し、地球環境への負荷の少ない生活様式に変えていくことが必要となっています。こうした状況を踏まえて、地球温暖化の防止やオゾン層保護のためのフロン対策及びエネルギーの効率的利用の促進など、地球環境保全に貢献する取組を進めていきます。</p> <p>地球温暖化防止、オゾン層保護のためのフロン対策の状況については、エコアクション21登録事業者数、市の事業に伴う二酸化炭素排出量を指標とします。また、エネルギーの効率的利用の促進状況は低燃費・低公害車保有台数を環境指標とします。</p>	<p>近年、地球温暖化を始めとした地球環境の問題が顕在化しており、人類の生存環境をも脅かすほどのかつてない危機に直面しているといわれています。我が国は、京都議定書で、1990年比で二酸化炭素排出量を6%削減することを国際的に約束しています。</p> <p>地球環境問題を解決するためには、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が協働して、地域レベルで取り組んでいく必要があります。また、特定フロンについては、生産が全廃になっており、フロン廃棄の際には、回収する必要があります。また、エネルギー消費過程で発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす要因となっています。今後、電気やガソリンなどのエネルギー使用量を削減し、地球環境への負荷の少ない生活様式に変えていくことが必要となっています。こうした状況を踏まえて、地球温暖化の防止やオゾン層保護のためのフロン対策及びエネルギーの効率的利用の促進など、地球環境保全に貢献する取組を進めていきます。</p> <p>地球温暖化防止、オゾン層保護のためのフロン対策の状況については、エコアクション21登録事業者数、市の事業に伴う二酸化炭素排出量を指標とします。また、エネルギーの効率的利用の促進状況は低燃費・低公害車保有台数を環境指標とします。</p>	<p>近年の地球温暖化問題に対する動向を記載</p>

◇◇具体的な取組◇◇

市の取組

4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策

	変更後	変更前	備考
	<p>○第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。</p> <p>○地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組めます。</p> <p>○地球環境保全に向けて各主体の意識の高揚と、関係機関との連携を図り、率先して行動します。</p> <p>○地球環境問題に関する動向を把握し、その情報提供や市民の意識啓発を行います。</p> <p>○環境家計簿の普及などにより省エネルギー意識を啓発し、温室効果ガスの排出を抑制します。</p> <p>○地球温暖化防止への事業者や市民の自主的な取組に対する支援・助成を検討します。</p> <p>○二酸化炭素の排出量の削減を進めるため、環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組めます。</p> <p>○エコアクション21など、企業における環境マネジメントシステムの導入を促進します。</p> <p>○公共交通機関の利用促進を積極的に進め、二酸化炭素の排出を抑制します。</p> <p>○オゾン層保護やフロン使用・回収の重要性について意識啓発を行い、ます。</p> <p>フロン回収・破壊法の一部改正に伴い、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた管理の適正化を図るため、機器の点検、漏えい防止措置、漏えい量の算定を行います。</p> <p>○低公害車の導入を促進するとともに、市民・事業者への低公害車導入を指導・助言します。</p> <p>○職員の庁内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、できる事を一つ一つ実践します。</p> <p>○地球環境問題への関心と理解を醸成します。</p>	<p>○地球温暖化実行計画に基づき、自ら率先して省エネルギーを実行し、エコオフィス化を進めます。</p> <p>○地球環境保全に向けて各主体の意識の高揚と、関係機関との連携を図り、率先して行動します。</p> <p>○地球環境問題に関する動向を把握し、その情報提供や市民の意識啓発を行います。</p> <p>○環境家計簿の普及などにより省エネルギー意識を啓発し、温室効果ガスの排出を抑制します。</p> <p>○地球温暖化防止への事業者や市民の自主的な取組に対する支援・助成を検討します。</p> <p>○エコアクション21など、企業における環境マネジメントシステムの導入を促進します。</p> <p>○公共交通機関の利用促進を積極的に進め、二酸化炭素の排出を抑制します。</p> <p>○オゾン層保護やフロン使用・回収の重要性について意識啓発を行います。</p> <p>○低公害車の導入を促進するとともに、市民・事業者への低公害車導入を指導・助言します。</p> <p>○職員の庁内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、できる事を一つ一つ実践します。</p> <p>○地球環境問題への関心と理解を醸成します。</p>	<p>総合計画P37の再生可能エネルギーの利活用に向けた内容を記載</p> <p>事業者に対する助成を実施していないため削除</p> <p>フロン回収・破壊法の一部改正に伴う取組を追記</p>

4-2 エネルギーの効率的利用の促進

変更後	変更前	備考
<p>○エネルギーの効率的な利用に関する情報提供と意識啓発を進めます。</p> <p>○エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。公共施設での省エネルギー対策を進めます。</p> <p>○再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大を促進します。</p> <p>○省エネルギーや省エネルギー機器に関する情報提供と意識啓発を進めます。</p> <p>○公用車の低公害車、低燃費車などへの入替えを進めます。</p> <p>○省資源・省エネルギー型製品、エコマーク商品、グリーン購入を推進します。</p> <p>○公共施設、民間施設の雨水利用を推進します。</p> <p>○農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水の貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。</p> <p>○庁舎等公共施設のエネルギー利用状況を把握し、公表します。</p> <p>○環境家計簿を各世帯に配布します。</p>	<p>○エネルギーの効率的な利用に関する情報提供と意識啓発を進めます。</p> <p>○エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設での省エネルギー対策を進めます。</p> <p>○省エネルギーや省エネルギー機器に関する情報提供と意識啓発を進めます。</p> <p>○公用車の低公害車、低燃費車などへの買替えを進めます。</p> <p>○省資源・省エネルギー型製品、エコマーク商品、グリーン購入を推進します。</p> <p>○公共施設、民間施設の雨水利用を推進します。</p> <p>○農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水の貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。</p> <p>○庁舎等公共施設のエネルギー利用状況を把握し、公表します。</p> <p>○環境家計簿を各世帯に配布します。</p>	<p>管財課 公用車更新計画により、リース車を基本に入替えるため 環境保全課 住宅用省エネルギー設備普及に向けた施策を記載 総合計画の再生可能エネルギーの利活用に向けた文言を追記 P37参照</p>

◇環境指標等◇

環境指標の項目	変更後		変更前		備考
	現在値 27年度	将来目標値 32年度	現在値 23年度	将来目標値 32年度	
4-1 ◎エコアクション21登録事業者数	7社	10社	4社	増加	<p>環境保全課</p> <p>第2次実行計画の目標値を掲載、目標年度は、平成28年度</p> <p>()内数値は、市の事業に伴って発生する二酸化炭素量で、総排出量が環境指標となっているものが、目安として表記しているものです。</p> <p>また、環境指標の表記についても野田市地球温暖化対策実行計画が制定されたことにより、変更しております。</p>
地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策 ◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減(※)t-CO2	18,842.0	19,940	23,208.1	21,815.6	
電気の使用に伴う排出	(8,709.3)		-	(8,325.0)	
燃料の使用に伴う排出	(3,566.1)		-	(4,080.0)	
自動車の使用に伴う排出	(10.6)		-	(22.6)	
廃棄物の焼却に伴う排出	(6,507.2)		-	(9,335.0)	
し尿の処理に伴う排出	(48.8)		-	(53.0)	
4-2 エネルギーの効率的利用の促進 ◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	75台	増加	15台	増加	<p>管財課 公用車更新計画に基づき、対象車両は、低燃費、低公害車で更新する予定だが、財政状況との兼ね合いもあり、数値目標を設定することは、難しい。</p>

過去5年間の新規登録数がゼロであるため、エコアクション21普及セミナーに参加し、H32年までに登録事業者数を10とする。

政府が国連に提出した約束草案(温室効果ガスを2030(平成42)年度に13年度比26%削減する目標)をもとに、2013年度比16%削減
平成27年度値については、廃棄物の焼却に伴う排出量が大きく削減されているが、これは廃プラ含有率によって大きく変化するものであり、今後の値が予測し難いものとなっています。

エコアクション21
エコアクション21は、環境省が環境の国際規格「ISO14001」を基にガイドラインをつくり、04年から始まった認証・登録制度です。
認証・登録には、二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などが対象となります。
メリット
○環境への取り組みを総合的に進めることができます。
○環境経営システムの仕組みを作ること、環境面だけでなく、経費の削減や生産性の向上等も効果もあげることができます。
○多くの大手企業が、環境への取り組みや環境経営システムの構築を取引条件としており、それに対応できます。

第6章 環境施策と行動計画

基本方向5：環境への負荷の少ない社会の実現

環境への負荷の少ない社会の実現	変更後	変更前	備考
	<p>大気環境は、環境汚染防止の技術進歩により大きく改善されてきました。県では、大気環境の常時監視として二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)等を24時間観測を行っています。現在では、光化学オキシダントや低濃度長期暴露による健康影響が心配される有害大気汚染物質による大気汚染などが課題となっています。また、地球温暖化などの地球環境問題は、私達の子孫が生存の基盤を失うほど深刻なものになりつつあります。</p> <p>水質環境は、近年の公共下水道等の普及により、河川や排水路の水質が改善されてきております。近年の水質状況として、環境基準の健康項目は、公共用水域で大部分が環境基準を達成しているが、生活環境項目については、有機汚濁を示す指標であるBOD・CODは全体として徐々に改善の傾向にあります。また、湖沼などの閉鎖性水域では環境基準の達成率は低い状況となっています。地下水は、硝酸性窒素などの一部の項目において環境基準を超過するものがあります。地下水汚染は目に触れることの少ない地下で進行し、一旦汚染が発生すると汚染状況の把握、汚染原因の究明や汚染除去対策が困難なことから、汚染を未然に防止することが重要です。地下水は市民の貴重な資源であることから、汚染の状況を監視していくことが必要となっています。</p> <p>騒音・振動などの発生源は、工場・事業所、建設作業場、自動車を始めとする様々な交通機関等が主な要因となっています。また、近年では家庭生活からの騒音・振動に対する苦情も増えています。</p> <p>こうした状況を踏まえて、大気環境の保全、水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取組を進めていきます。</p> <p>大気環境・水質環境の保全については、各種環境基準値等を環境指標とします。また、地質環境の保全状況については、有機塩素系化合物、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素を環境指標とします。</p>	<p>大気環境は、環境汚染防止の技術進歩により大きく改善されましたが、現在では、自動車等の利用増加による二酸化窒素や浮遊粒子状物質の増加が問題となっています。</p> <p>水質環境は、近年の公共下水道等の普及により、河川や排水路の水質が改善されてきておりますが、河川の水質汚濁の要因の一つとして生活雑排水が挙げられています。</p> <p>騒音・振動などの発生源は、工場・事業所、建設作業場、自動車を始めとする様々な交通機関等が主な要因となっています。また、近年では家庭生活からの騒音・振動に対する苦情も増えています。</p> <p>地下水汚染は目に触れることの少ない地下で進行し、一旦汚染が発生すると汚染状況の把握、汚染原因の究明や汚染除去対策が困難なことから、汚染を未然に防止することが重要です。地下水は市民の貴重な資源であることから、汚染の状況を監視していくことが必要となっています。</p> <p>こうした状況を踏まえて、大気環境の保全、水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取組を進めていきます。</p> <p>大気環境・水質環境の保全については、各種環境基準値等を環境指標とします。また、地質環境の保全状況については、有機塩素系化合物、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素を環境指標とします。</p>	<p>近年の大気、水質に係る環境の動向について記載</p>

◇◇具体的な取組◇◇

市の取組

5-1 大気環境の保全

変更後	変更前	備考
<p>○公用車を運転する際は、アイドリングストップやエコドライブを実践します。</p> <p>○エコドライブの実践を呼び掛けます。</p> <p>○光化学スモッグ、PM2.5の注意報等の情報を、防災行政無線、市のホームページやまめメールにより住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。</p> <p>○大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、公表します。</p> <p>○大気汚染物質を排出する工場などに対し、監視、指導、啓発を行います。</p> <p>○産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決のため、被害者の会、弁護士、市の3者で協議し、公害等審査会への調停申請など、様々な対策を行います。</p> <p>○大気汚染防止の情報提供や啓発を行います。</p> <p>○ばい煙などに関する規制基準を周知します。</p> <p>○鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上を検討します。</p> <p>○低燃費車・低公害車の導入を率先して行い、事業者、市民へ情報の提供を行います。</p> <p>○構造基準を満足しない焼却炉の使用禁止や屋外焼却防止の指導体制を強化します。</p> <p>○揮発性有機化合物などの排出抑制を指導します。</p> <p>○連続立体交差事業により、踏切渋滞を解消し、温室効果ガスの排出を抑制します。</p>	<p>○公用車を運転する際は、アイドリングストップやエコドライブを実践します。</p> <p>○エコドライブの実践を呼び掛けます。</p> <p>○光化学スモッグ注意報等の情報を、住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。</p> <p>○大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、公表します。</p> <p>○大気汚染物質を排出する工場などに対し、監視、指導、啓発を行います。</p> <p>○大気汚染防止の情報提供や啓発を行います。</p> <p>○ばい煙などに関する規制基準を周知します。</p> <p>○鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上を検討します。</p> <p>○低燃費車・低公害車の導入を率先して行い、事業者、市民へ情報の提供を行います。</p> <p>○構造基準を満足しない焼却炉の使用禁止や屋外焼却防止の指導体制を強化します。</p> <p>○揮発性有機化合物などの排出抑制を指導します。</p>	<p>環境保全課 PM2.5を追加 柏廃材処理センター健康被害 問題の取組について記載</p> <p>都市整備課 連続立体交差事業による効果 を記載</p>

5-2 水質環境の保全

変更後	変更前	備考
<p>○工場や事業所などの排水に対し、監視体制を強化します。</p> <p>○工場や事業所に対し、定期的な立入りを実施し、排水の適正な処理を指導します。</p> <p>○農業や化学肥料の適正使用や適正処理を指導します。</p> <p>○河川や排水路などの美化活動を支援します。</p> <p>○パンフレット等により家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理の普及啓発を行います。</p> <p>○下水道整備区域では、下水道を普及促進し、接続を指導します。</p> <p>○下水道整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を普及促進します。</p> <p>○公共用水域における水質調査・監視体制を充実し、モニタリング結果を公表します。</p> <p>○排水などに関する規制基準を周知・普及します。</p> <p>○排水路等の定期的な監視や管理を推進します。</p> <p>○良好な水環境と健全な水循環を確保します。</p>	<p>○工場や事業所などの排水に対し、監視体制を強化します。</p> <p>○工場や事業所に対し、定期的な立入りを実施し、排水の適正な処理を指導します。</p> <p>○農業や化学肥料の適正使用や適正処理を指導します。</p> <p>○河川や排水路などの美化活動を支援します。</p> <p>○パンフレット等により家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理の普及啓発を行います。</p> <p>○下水道整備区域では、下水道を普及促進し、接続を指導します。</p> <p>○下水道整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を普及促進します。</p> <p>○公共用水域における水質調査・監視体制を充実し、モニタリング結果を公表します。</p> <p>○排水などに関する規制基準を周知・普及します。</p> <p>○排水路等の定期的な監視や管理を推進します。</p> <p>○良好な水環境と健全な水循環を確保します。</p>	

5-3 騒音・振動・悪臭防止

変更後	変更前	備考
<p>○騒音規制法や振動規制法に基づき、指定地域内における事業者の監視、指導を強化します。</p> <p>○関係機関との連携のもと、騒音や振動の調査や事業所への立入り検査を実施します。</p> <p>○公共工事では周辺環境への影響を低減するよう配慮します。</p> <p>○自動車交通騒音を測定し、必要に応じ県公安委員会に対し措置をとることを要請します。</p> <p>○道路体系の整備、道路構造の改善や交通規制に関して近隣自治体や関係機関と協議します。</p> <p>○近隣騒音防止や営業騒音防止に関する指導、啓発を実施します。</p> <p>○エアコンやピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう、呼び掛けます。</p> <p>○身近な悪臭に関する意識啓発を行います。</p> <p>○悪臭が発生するおそれがある施設等に対して、悪臭防止のための指導・啓発を行います。</p> <p>○屋外焼却行為や廃棄物不法投棄のパトロールを強化します。</p> <p>○「野田市環境保全条例」により地域の特性を考慮した規制を行います。</p> <p>○騒音や振動の状況を把握するため、必要に応じ測定器の貸出しを実施します。</p> <p>○連続立体交差事業及び関連する道路整備等を促進し、鉄道騒音及び道路騒音の低減を行います。</p>	<p>○騒音規制法や振動規制法に基づき、指定地域内における事業者の監視、指導を強化します。</p> <p>○関係機関との連携のもと、騒音や振動の調査や事業所への立入り検査を実施します。</p> <p>○公共工事では周辺環境への影響を低減するよう配慮します。</p> <p>○自動車交通騒音を測定し、必要に応じ県公安委員会に対し措置をとることを要請します。</p> <p>○道路体系の整備、道路構造の改善や交通規制に関して近隣自治体や関係機関と協議します。</p> <p>○近隣騒音防止や営業騒音防止に関する指導、啓発を実施します。</p> <p>○エアコンやピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう、呼び掛けます。</p> <p>○身近な悪臭に関する意識啓発を行います。</p> <p>○悪臭が発生するおそれがある施設等に対して、悪臭防止のための指導・啓発を行います。</p> <p>○屋外焼却行為や廃棄物不法投棄のパトロールを強化します。</p> <p>○「野田市環境保全条例」により地域の特性を考慮した規制を行います。</p> <p>○騒音や振動の状況を把握するため、必要に応じ測定器の貸出しを実施します。</p>	<p>都市整備課 連続立体交差事業等のインフラ整備による効果を記載</p>

5-4 地質環境の保全

変更後	変更前	備考
<p>○関係機関と連携のもと、土壌・地下水汚染防止の啓発に努め、汚染の恐れがある土地所有者などには適切な措置を講じるよう指導します。</p> <p>○土砂等による埋立て事業の適正実施を指導します。</p> <p>○地下水の適正な利用と維持管理について、指導・啓発します。</p> <p>○地盤沈下の状況を把握し、地下水利用の監視を徹底します。</p> <p>○工場や事業所からの有機塩素系化合物など有害化学物質による汚染の監視・指導を行います。</p> <p>○地下水質の定期的なモニタリングを実施し、公表します。</p> <p>○市内全域について任意に抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物(トリクロロエチレン等)について調査・分析を実施します。</p> <p>○対象事業所への立入り検査を実施し、適正な事業活動を監視・指導します。</p> <p>○地下水汚染の機構説明調査、除去対策を進め、工場、事業所への指導を行います。</p> <p>○地下水汚染のモニタリング調査を継続し、浄化対策も取り組み、工場、事業所への指導を行います。</p> <p>○農薬や化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理を指導します。</p> <p>○環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。</p> <p>○有害化学物質などの適正使用について意識啓発を行います。</p>	<p>○関係機関と連携のもと、土壌・地下水汚染防止の啓発に努め、汚染の恐れがある土地所有者などには適切な措置を講じるよう指導します。</p> <p>○土砂等による埋立て事業の適正実施を指導します。</p> <p>○地下水の適正な利用と維持管理について、指導・啓発します。</p> <p>○地盤沈下の状況を把握し、地下水利用の監視を徹底します。</p> <p>○工場や事業所からの有機塩素系化合物など有害化学物質による汚染の監視・指導を行います。</p> <p>○地下水質の定期的なモニタリングを実施し、公表します。</p> <p>○対象事業所への立入り検査を実施し、適正な事業活動を監視・指導します。</p> <p>○地下水汚染の機構説明調査、除去対策を進め、工場、事業所への指導を行います。</p> <p>○農薬や化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理を指導します。</p> <p>○環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。</p> <p>○有害化学物質などの適正使用について意識啓発を行います。</p>	<p>地下水汚染機構説明調査がH26年度に終了したため、削除 総合計画の水質・地質環境保全のための施策内容と整合性を図るため修正 P41-42参照</p>

◇環境指標等◇

環境指標の項目	変更後		変更前		備考	
	現在値 27年度	将来目標値 32年度	現在値 21年度	将来目標値 32年度		
5-1 大気環境の保全	硫黄酸化物(野田)	0.002ppm	環境基準達成	0.004ppm	環境基準達成	環境保全課
	窒素酸化物(野田)	0.031ppm	環境基準達成	0.034ppm	環境基準達成	
	窒素酸化物(桐ヶ作)	0.023ppm	環境基準達成	0.031ppm	環境基準達成	
	浮遊粒子状物質(野田)	0.049mg/m ³	環境基準達成	0.065mg/m ³	環境基準達成	
	浮遊粒子状物質(桐ヶ作)	0.060mg/m ³	環境基準達成	0.086mg/m ³	環境基準達成	
	◎光化学オキシダント					
	野田 環境基準を超えた日数	93日	80日以下	92日	減少	
	野田 環境基準を超えた時間数	486時間	350時間以下	471時間	減少	
桐ヶ作 環境基準を超えた日数	97日	90日以下	97日	減少	環境保全課	
桐ヶ作 環境基準を超えた時間数	531時間	420時間以下	462時間	減少		
◎河川におけるBOD75%値						
5-2 水質環境の保全	利根川	1.0mg/l	環境基準達成	1.2mg/l	環境基準達成	環境保全課
	江戸川	0.9mg/l	環境基準達成	1.5mg/l	環境基準達成	
	利根運河	4.2mg/l	環境基準達成	7.5mg/l	環境基準達成	
	◎公共下水道普及率	64.70%	67%	55.21%	増加	下水道課
	◎地盤沈下の発生状況	0km ²	0	0km ²	現状維持	環境保全課
5-3	◎有機塩素系化合物(検出率)	0%	0	0%	現状維持	
地質環境の保全	◎硝酸性窒素および亜硝酸性窒素(検出率)	14.28%	24%	34.30%	減少	

過去5年間の最低値を目標とする

整備予定面積からH33.4.1目標値を設定

過去5年間の平均値を目標とする

第6章 環境施策と行動計画
基本方向6：みんなが参加する取組

	変更後	変更前	備考
みんなが参加する取組	<p>多様化、複雑化した環境問題に対処していくために、各主体が一体となった取組が必要不可欠となっています。環境教育・環境学習は、環境意識を向上させるため、あらゆる年齢層、段階に応じて体系的に行っていく必要があります。</p> <p>また、環境保全活動を促進するためには、各主体が有する環境に関する有益な情報を共有し、協力・連携していくことが求められています。</p> <p>また、環境保全活動を支援する拠点の設置や環境に関する人材を育成するための体制づくり、組織づくりが求められています。</p> <p>このような状況を踏まえて、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取組を進めていきます。</p> <p>環境教育・環境学習の状況を把握するため、こどもエコクラブの登録数や小中学校での環境教育の実施校数を環境指標とします。また、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりの状況については、市民講座、イベント回数及び環境活動団体数を指標とします。</p>	<p>多様化、複雑化した環境問題に対処していくために、各主体が一体となった取組が必要不可欠となっています。環境教育・環境学習は、環境意識を向上させるため、あらゆる年齢層、段階に応じて体系的に行っていく必要があります。</p> <p>また、環境保全活動を促進するためには、各主体が有する環境に関する有益な情報を共有し、協力・連携していくことが求められています。</p> <p>また、環境保全活動を支援する拠点の設置や環境に関する人材を育成するための体制づくり、組織づくりが求められています。</p> <p>このような状況を踏まえて、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取組を進めていきます。</p> <p>環境教育・環境学習の状況を把握するため、こどもエコクラブの登録数や小中学校での環境教育の実施校数を環境指標とします。また、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりの状況については、市民講座、イベント回数及び環境活動団体数を指標とします。</p>	変更なし

市の取組

6-1 環境教育・環境学習の推進

	変更後	変更前	備考
	<p>○環境に関する講演会やイベントの開催、広報による情報提供、職員による出前講座などを進めます。</p> <p>○環境に関する市民や市民活動団体が開催するイベントなどを支援します。</p> <p>○幼稚園から大学まで教育活動の全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。</p> <p>○環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通して、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。</p> <p>○環境に関する職員教育を実践し、意識の高揚を図ります。</p>	<p>○環境に関する講演会やイベントの開催、広報による情報提供、職員による出前講座などを進めます。</p> <p>○環境に関する市民や市民活動団体が開催するイベントなどを支援します。</p> <p>○幼稚園から大学まで教育活動の全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。</p> <p>○環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通して、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。</p> <p>○環境に関する職員教育を実践し、意識の高揚を図ります。</p>	変更なし

6-2 環境情報の共有とネットワークづくり

	変更後	変更前	備考
	<p>○環境保全への取組に関する情報を収集、整理し、ホームページなどで公開します。</p> <p>○地域と連携し、回覧板の活用などで広報活動を充実します。</p> <p>○市と市民が双方向で情報交換できる、環境情報のネットワークづくりを進めます。</p>	<p>○環境保全への取組に関する情報を収集、整理し、ホームページなどで公開します。</p> <p>○地域と連携し、回覧板の活用などで広報活動を充実します。</p> <p>○市と市民が双方向で情報交換できる、環境情報のネットワークづくりを進めます。</p>	変更なし

6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

	変更後	変更前	備考
	<p>○地域の環境保全活動をするための拠点づくりや、組織づくりを進めます。</p> <p>○市民の自主的な環境保全活動や組織づくりを支援します。</p> <p>○環境保全活動を実践する事業者、市民などを評価する顕彰制度の創設を検討します。</p> <p>○環境保全に関する市民活動や交流の場を整備します。</p> <p>○地域の環境保全について、実践的な指導が行える人材を育成します。</p> <p>○地域の様々な環境に関する情報や知識を持っている学識者などの情報を整理します。</p> <p>○地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成を進めます。</p> <p>○事業者等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。</p>	<p>○地域の環境保全活動をするための拠点づくりや、組織づくりを進めます。</p> <p>○市民の自主的な環境保全活動や組織づくりを支援します。</p> <p>○環境保全活動を実践する事業者、市民などを評価する顕彰制度の創設を検討します。</p> <p>○環境保全に関する市民活動や交流の場を整備します。</p> <p>○地域の環境保全について、実践的な指導が行える人材を育成します。</p> <p>○地域の様々な環境に関する情報や知識を持っている学識者などの情報を整理します。</p> <p>○地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成を進めます。</p> <p>○事業者等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。</p>	修正なし

◇環境指標等◇

環境指標の項目	変更後		変更前		備考
	現在値 27年度	将来目標値 32年度	現在値 21年度	将来目標値 32年度	
6-1 ◎こどもエコクラブの登録数	1クラブ	5クラブ	0クラブ	5クラブ	環境保全課
環境教育・環境学習の推進 ◎小中学校での環境教育実施校	20校	全校 (31校)	全校	現状維持	指導課
6-3 ◎市民講座・イベント回数	23回	現状維持	15回	増加	社会教育課
環境保全活動の拠点づくり、組織づくり ◎環境活動団体数	9団体	9団体	9団体	増加	みどりと水のまちづくり課

継続して全校が実施できるように指導していく

すでに各公民館で環境保全に係る事業を実施している。また、公民館では様々な課題に対応していることから、今後も継続して環境保全の啓発に繋がる事業を推進していくが、数値目標は設定しない。

第7章 重点施策

重点施策1：生物多様性の保全

	変更後	変更前	備考
生物多様性の確保	<p><概要> 野田市は、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川に囲まれ、豊かな自然を数多く残す都市です。こうした自然は、市内の中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地とあわせて、豊かな自然とのふれあいの場となっております。こうした自然は、生物の生息の場であるとともに、私たちの心にいるおいとやすらぎを与えてくれます。</p> <p>特に、市では、市民参加による生物多様性へ取組を推進し、生物多様性の理解を深めることで、自然と共生する地域づくりを進めていきます。</p> <p>総合計画策定時における市民及び委員からの意見として、「野田市の緑が失われている状況は残念である。ホタルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。」など生物多様性の保全と回復を望む声が寄せられています。</p> <p>将来にわたって、みどりのふるさとである野田の豊かな自然環境や多種多様な生き物、すなわち生物多様性を保全していくため、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めることが重要と考えます。</p> <p>以上のことから、生物多様性を保全していくため、「生物の多様性の保全」に取り組みます。</p> <p><該当する施策の方向> 1-3 生物の多様性の保全</p> <p><具体的な取組例> ・NPOと市民が実施する生物多様性の保全活動への支援 ・江川地区などの樹林地の保全 ・水辺環境の保全と再生 ・コウノトリの飼育・野生復帰の推進 ・利根川、江戸川における湿地の再生</p>	<p><概要> 野田市は、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川に囲まれ、豊かな自然を数多く残す都市です。こうした自然は、市内の中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地とあわせて、豊かな自然とのふれあいの場となっております。こうした自然は、生物の生息の場であるとともに、私たちの心にいるおいとやすらぎを与えてくれます。</p> <p>特に、農業などの営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、生物の多様性の確保、環境の保全、災害の防止機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を有し、市民にとってかけがえのない貴重な財産です。</p> <p>本市においても、市民の手による「三ツ堀里山自然園」の管理運営を市民ボランティア団体に委託し、市と協働で管理運営を行っています。</p> <p>市民アンケート調査結果によると、市民の多くは市内の緑とのふれあいや緑の豊かさ、自然環境には満足していますが、里山の良さを次世代に引き継いでいくためには、市民、里山活動団体、土地所有者及び市が協働して新たな関わりを構築し、里山を保全・整備し、また活用していくことが必要です。</p> <p>以上のことから、里山を保全・整備し、また活用するため、「里山の保全と活用」に取り組みます。</p> <p><該当する施策の方向> 1-1 里山の保全と活用</p> <p><具体的な取組例> ・ボランティアによる里山の保全・整備 ・イベントなどを通じた里山に対する意識啓発 ・市民の手による三ツ堀里山自然園の管理運営</p>	<p>環境の現状を踏まえ、生物多様性の保全と回復を望む要望に対応するため、重点施策を変更する。</p> <p>生物多様性の戦略との整合性を図り修正</p>

重点施策2：廃棄物の減量・リサイクルの推進

	変更後	変更前	備考
廃棄物の減量・リサイクルの推進	<p><概要> 私たちの生活の中で、ごみ問題は最も身近に接する環境問題のうちの一つであって、解決が急がれる課題でもあります。これまでの大量浪費型の社会システムへの反省をもとに、循環型社会の実現に向けた法整備も進み、分別回収やリサイクル活動なども活発になってきました。しかし、今でも私たちの周りにはありとあらゆる製品があふれ、それらの消費に伴って排出されるごみの多さには驚かされます。資源やエネルギー節約、地球環境のことを考えると、ごみを出した後の処理よりも、まずごみを出さないようにすることが肝要です。</p> <p>本市では、このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組む、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる循環型社会の実現を目指し、事業者、市民や企業、市が一体となって環境への負荷を軽減し、快適で安全な野田市を実現するため、引き続き、ごみの減量及びリサイクルを推進していくことが必要です。</p> <p>以上のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域社会を目指し、「廃棄物の減量・リサイクルの推進」に取り組みます。</p> <p><該当する施策の方向> 3-1 廃棄物の減量化の推進 3-2 資源化の推進</p> <p><具体的な取組例> ・ごみの減量化・リサイクル化への意識の向上と実践 ・資源回収やリサイクル製品等の利用への理解と協力 ・分別収集の徹底・拡大 ・フリーマーケットの開催・不用品の活用の促進 ・一般廃棄物処理基本計画の推進 ・新清掃工場の整備</p>	<p><概要> 私たちの生活の中で、ごみ問題は最も身近に接する環境問題のうちの一つであって、解決が急がれる課題でもあります。これまでの大量浪費型の社会システムへの反省をもとに、循環型社会の実現に向けた法整備も進み、分別回収やリサイクル活動なども活発になってきました。しかし、今でも私たちの周りにはありとあらゆる製品があふれ、それらの消費に伴って排出されるごみの多さには驚かされます。資源やエネルギー節約、地球環境のことを考えると、ごみを出した後の処理よりも、まずごみを出さないようにすることが肝要です。</p> <p>本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化・リサイクル化について、これまで着実に成果をあげてきておりますが、最近の総排出量は微減傾向、資源化量は減少傾向になっております。</p> <p>これからも、循環型社会をめざし、事業者、市民や企業、市が一体となって環境への負荷を軽減し、快適で安全な野田市を実現するため、引き続き、ごみの減量及びリサイクルを推進していくことが必要です。</p> <p>以上のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域社会を目指し、「廃棄物の減量・リサイクルの推進」に取り組みます。</p> <p><該当する施策の方向> 3-1 廃棄物の減量化の推進 3-2 資源化の推進</p> <p><具体的な取組例> ・ごみの減量化・リサイクル化への意識の向上と実践 ・資源回収やリサイクル製品等の利用への理解と協力 ・分別収集の徹底・拡大 ・フリーマーケットの開催・不用品交換制度の導入</p>	<p>新総合計画の基本方針2の循環型社会の推進における基本方針を追記修正 P35参照</p>

第7章 重点施策

重点施策3：地質環境保全施策の推進

	変更後	変更前	備考
地質環境保全施策の推進	<p><概要> 地下水は、飲み水や災害緊急時の水資源としてだけでなく、工業や農業などの産業活動における重要な人類共有の天然資源です。また、地下水の過剰な摂取が、地盤沈下につながることから、地下水は地盤を保持する構造体としての性格を有します。地下水はいったん汚染されると浄化することは難しく、浄化までには長い年月がかかります。また、ひとたび沈下した地盤は、もとのレベルに復元することはありません。地質環境を良好に保全していくことで地下水が守られることから、監視の徹底と発生源となる工場や事業所への指導など、未然防止を図る必要があります。</p> <p>地質環境の保全としては、工場、事業場の排水等に環境基準を超過するような化学物質が無いかを調査し、さらに、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物(トリクロロエチレン等)の調査・分析を行い、汚染状況を把握する必要があります。</p> <p>地盤沈下対策としては、地下水の取水量を調査・監視することにより、地下水の過剰摂取を抑制していく必要があります。また、汚染の発生地区では、汚染の全体像を把握し、的確な対応をとる必要があります。こうした取組を通じて、健全な地質環境保全を図るとともに、地下水汚染等の地質環境に関する情報提供や啓発活動にも併せて取り組んでいきます。</p> <p><該当する施策の方向> 5-4 地質環境の保全</p> <p><具体的な取組例> ・地下水利用の監視の徹底と発生源への指導 ・地下水汚染地区での調査・監視の実施 ・農薬・化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理への指導 ・地下水揚水量の調査・監視の推進 ・地質環境保全に関する情報提供、啓発活動</p>	<p><概要> 地下水は、飲み水や災害緊急時の水資源としてだけでなく、工業や農業などの産業活動における重要な人類共有の天然資源です。また、地下水の過剰な摂取が、地盤沈下につながることから、地下水は地盤を保持する構造体としての性格を有します。地下水はいったん汚染されると浄化することは難しく、浄化までには長い年月がかかります。また、ひとたび沈下した地盤は、もとのレベルに復元することはありません。地質環境を良好に保全していくことで地下水が守られることから、監視の徹底と発生源となる工場や事業所への指導など、未然防止を図る必要があります。</p> <p>地盤沈下対策としては、地下水の取水量を調査・監視することにより、地下水の過剰摂取を抑制していく必要があります。また、汚染の発生地区では、汚染の全体像を把握し、的確な対応をとる必要があります。こうした取組を通じて、健全な地質環境保全を図るとともに、地下水汚染等の地質環境に関する情報提供や啓発活動にも併せて取り組んでいきます。</p> <p><該当する施策の方向> 5-4 地質環境の保全</p> <p><具体的な取組例> ・地下水利用の監視の徹底と発生源への指導 ・地下水汚染地区での調査・監視の実施 ・農薬・化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理への指導 ・地下水揚水量の調査・監視の推進 ・地質環境保全に関する情報提供、啓発活動</p>	<p>新総合計画の基本方針3の生活環境の整備の水質の浄化に係る記載と整合性を図るため修正 P42参照</p>

重点施策4：環境教育・環境学習の推進

	変更後	変更前	備考
環境教育・環境学習の推進	<p><概要> 子どもは感受性が豊かで様々なことに興味を持ち、何事も率直に受け入れることができます。したがって、小さなころから自然に接したり、環境保全について考えたりする機会を、家庭や地域、学校などを通じて提供していくことで、自ら考え、行動する市民に育てることにつながっていくものと考えられます。</p> <p>一方、大人については環境への関心が高まっている反面、美化に関してはマナーの低下が指摘されていることから、環境保全に対する意識を高め、取組を促進するための環境啓発が求められます。</p> <p>国では、「環境保全活動・環境教育推進法」が、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備するため、平成24年10月1日に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正され、国及び地方公共団体に対して学校での各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われることが求められています。さらに、市だけでなく、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などが協力して学校・地域・職場等で環境教育を推進していくことが求められています。これからは、各主体が環境教育を受けただけでなく、環境学習の場を創出し、教える立場として相互の理解を深め、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体など様々な単位により環境に配慮した行動を推進していくことが必要です。</p> <p>以上のことから、幅広い年齢層を対象に「環境教育・環境学習の推進」に取り組めます。</p> <p><該当する施策の方向> 6-1 環境教育・環境学習の推進</p> <p><具体的な取組例> ・幼児から大人まで発育段階に応じた体験型学習の場の整備 ・環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等による地域や教育機関と協力・連携 ・NPO等の市民活動団体の専門性を活かした環境学習の指導 ・学校における体験型学習の場の整備 ・地域の自然体験型学習プログラムの検討・実施 ・環境学習ガイドブックやパンフレットの作成</p>	<p><概要> 子どもは感受性が豊かで様々なことに興味を持ち、何事も率直に受け入れることができます。したがって、小さなころから自然に接したり、環境保全について考えたりする機会を、家庭や地域、学校などを通じて提供していくことで、自ら考え、行動する市民に育てることにつながっていくものと考えられます。</p> <p>一方、大人については環境への関心が高まっている反面、美化に関してはマナーの低下が指摘されていることから、環境保全に対する意識を高め、取組を促進するための環境啓発が求められます。</p> <p>国では、平成15年10月に「環境保全活動・環境教育推進法」が施行され、市民一人一人が環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう、環境保全の意欲の増進や環境教育の推進が法律として定められており、市だけでなく、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などが協力して学校・地域・職場等で環境教育を推進していくことが求められています。</p> <p>これからは、各主体が環境教育を受けただけでなく、環境学習の場を創出し、教える立場として相互の理解を深め、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体など様々な単位により環境に配慮した行動を推進していくことが必要です。</p> <p>以上のことから、幅広い年齢層を対象に「環境教育・環境学習の推進」に取り組めます。</p> <p><該当する施策の方向> 6-1 環境教育・環境学習の推進</p> <p><具体的な取組例> ・幼児から大人まで発育段階に応じた体験型学習の場の整備 ・環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等による地域や教育機関と協力・連携 ・NPO等の市民活動団体の専門性を活かした環境学習の指導 ・学校における体験型学習の場の整備 ・地域の自然体験型学習プログラムの検討・実施</p>	<p>環境教育等促進法への改正に伴う文言の修正</p>

第7章 重点施策

重点施策 1

	変更後	変更前	備考
重点施策名	<p>1. 里山の保全と活用 生物の多様性の確保</p> <p>選 定 理 由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の開発や乱獲、環境汚染や地球温暖化など様々な原因により、地球上の生物種が急速に絶滅し、年間4万種が地球上から姿を消している状況となっています。 ・県では生物多様性ちば県戦略(2008年)を策定し、生物多様性の保全と持続的な利用に取り組んでいます。 ・生物多様性基本法において、市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならないとされている。 ・平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、その中で、「コウノトリ・トキが生息できる環境を関東平野に取り戻そうとする取組の中で、多様な野生生物を育む空間づくりを地域の人々と協力しながら行うことが明記されている。 ・市民意見として、「野田市の緑が失われている状況は残念である。ホタルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。」など生物多様性の保全と回復を望む声が寄せられています。 ・市では平成27年3月に策定された「生物多様性のだ戦略」において、生物多様性を保全していくためには、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めることが重要であるとしている。 	<p>1. 里山の保全と活用</p> <p>選 定 理 由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県では、「千葉県里山基本計画」を策定し、里山の保全、整備及び活用について基本理念を定めています。 ・里山には、山林、農地、川、溜め池等、様々な環境が存在するため、多様な動植物が生息・生育しています。 ・緑に代表される本市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な財産であり、また、市民が安心して生活するためにかげがえのないものです。 ・市の総合計画においても、自然環境に配慮したまちづくりを進めています。 ・郷土野田の里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」では、「野鳥の森整備検討会」のメンバーを母体として、平成18年4月に発足した市民ボランティア団体である「三ツ堀里山自然園を育てる会」に管理運営を委託し、市と協働で管理運営が行われています。 ・市民アンケート調査においても、自然環境を保全することは、市に期待する取組の一つに挙げられています。 	<p>環境の現状を踏まえ、生物多様性の保全と回復を望む要望に対応するため、重点施策を変更する。</p> <p>生物多様性のだ戦略との整合性を図り修正</p>

【表 野田市の主要なビオトープタイプと指標種】 ※赤字:千葉県レッドデータブック記載種

ビオトープタイプ区分	ビオトープタイプの概要	哺乳類	植物	鳥類	魚類・甲殻類・貝類	両生類・ハ虫類	昆虫類	
水域	河川	利根川、江戸川	エビモ、フサモ	カイツブリ、カワセミ、サギ類	アユ、ウナギ、ナマズ、ボラ、モクズガニ	クサガメ	ハグロトンボ、オニヤンマ	
	小河川・水路	利根運河、中小河川、農業用排水路、雨水排水路等	エビモ、フサモ、ヒシ(ヒメビシ、オニビシを含む)	カイツブリ、カワセミ、サギ類	ウナギ、ナマズ、ジュズカケハゼ、タナゴ類、モクズガニ、ドブガイ	クサガメ	ハグロトンボ、オニヤンマ	
	池沼	池沼やため池などの滞水域・止水域	ニホンイタチ(水辺)	ヒシ(ヒメビシ、オニビシを含む)、ヒルムシロ	カイツブリ、カワセミ、バン、オオバン、サギ類	ウナギ、ナマズ、タナゴ類、ドブガイ	クサガメ、ヒバカリ、アズマヒキガエル、アマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、シユレーゲルアオガエル	セスジイトトンボ、オオイトトンボ、アオイトトンボ、ウチウヤンマ、ギンヤンマ、チョウトンボ、ヒメアカネ、コオイムシ、タイコウチ、ミズカマキリ、アメンボ、シマゲンゴロウ、ミズスマシ、ヘイケボタル
	砂礫地	河川敷の砂礫地、洲など、植生がないか非常にまばらな場所		カワラヨモギ、カワラニガナ	コアジサシ、イカルチドリ	—	—	—
草地	湿性草地	ヨシ群落、オギ群落、耕作放棄水田など	カヤネズミ、ニホンイタチ	ツリフネソウ(ワタラセツリフネソウ含む)、ハンゲショウ、サクラタデ、ホソバオグルマ(サクラオグルマ含む)、コバノカモメヅル	セッカ、オオジュリン、オオヨシキリ、ヨシゴイ	—	シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、アマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、シユレーゲルアオガエル	トゲヒシバツタ、ヘイケボタル
	乾性草地	堤防、谷津周辺の草地、耕作放棄畑など	アズマモグラ、アカネズミ、ハタネズミ	トダシバ、アキノキリンソウ、ツリガネニンジン、ハヤナスリ属(トネハナヤスリ、コヒロハハナヤスリ)、ミヤコグサ、アキカラマツ	ヒバリ、セッカ、ホオジロ、アオジ、キジ、ツグミ	—	ニホントカゲ、カナヘビ	マツムシ、キリギリス、ショウリウウバツタモドキ、トノサマバツタ、ギンイチモンジセセリ、ジャノメチョウ
樹林	落葉広葉樹林	コナラ林など、落葉広葉樹主体の樹林	アカネズミ、アズマモグラ、ノウサギ、タヌキ、ニホンリス、シネズミ	ヒトリシズカ、カンアオイ、ニリンソウ、シラヤマギク、アキノキリンソウ、ヤマツツジ、ホソバヒカゲスゲ、リンドウ、シュンラン	アオゲラ、アカゲラ、カケス、シメ、ウグイス、メジロ、シジュウカラ、コゲラ	—	ニホントカゲ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ	ミズイロオナガシジミ、オオミドリシジミ、ヒメマイマイカブリ、カブトムシ、タマムシ
	常緑広葉樹林	シラカシ林など、常緑広葉樹主体のもの		ヤブコウジ、イノデ類(イノデ、アスカイノデ等)、クマワラビ、ヤブツバキ、テイカカズラ	—	—	ニホントカゲ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ	ムラサキシジミ、ヒメマイマイカブリ
	湿生林	湿地や水辺のハンノキ林、ヤナギ林など	タヌキ	ゴマギ、ハンノキ、オニスゲ、ミゾソバ、ウメモドキ	—	—	アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、シユレーゲルアオガエル	ミドリシジミ、コムラサキ、ヒメマイマイカブリ
	針葉樹林	スギ・ヒノキ植林、アカマツ植林など、針葉樹を主体とする樹林	—	—	—	—	—	—
	竹林	モウソウチク林、マダケ林、ハチク林など	タヌキ	ウラシマソウ、ホウチャクソウ、ドクダミ	—	—	—	サトキマダラヒカゲ
農地	水田	水を張って耕作をする農地。休耕田、畦、農業用水路を含む。	アカネズミ	キクモ、オモダカ、ウリカワ、セリ、タウコギ、ミゾカクシ、アカバナ	タゲリ、その他のシギ・チドリ類、サギ類、ツバメ	ナマズ、メダカ、ドジョウ、マルタニシ	ヒバカリ、アマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、シユレーゲルアオガエル	アキアカネ、コバネイナゴ、コオイムシ、ヘイケボタル
	畑・果樹園	水田以外の耕作地	アズマモグラ、シネズミ	ヨメナ類(カントウヨメナ、ヨメナ)、カントウタンポポ、イヌタデ、ミミナグサ	—	—	ニホントカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ	エンマコオロギ、トノサマバツタ、ショウリウウバツタ
市街地	市街地	住宅地、工場地帯など ※緑の多い住宅地化を想定した種	アブラコウモリ、タヌキ	カントウタンポポ、タチツボスミレ、カキドオシ	シジュウカラ、コゲラ、ツバメ、メジロ	—	ニホンヤモリ、ニホントカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ	エンマコオロギ、トノサマバツタ、ショウリウウバツタ
	公園など	公園、芝地(ゴルフ場等)、グラウンド、造成地など	アブラコウモリ、アズマモグラ、タヌキ、シネズミ	カントウタンポポ、コナスビ、スミレ、ネジバナ	—	—	ニホンヤモリ、ニホントカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ	エンマコオロギ、トノサマバツタ、ショウリウウバツタ
総合指標種	複数の環境を利用する種	アカギツネ	—	オオタカ、サシバ、フクロウ	ウナギ、ナマズ、タナゴ類	—	—	

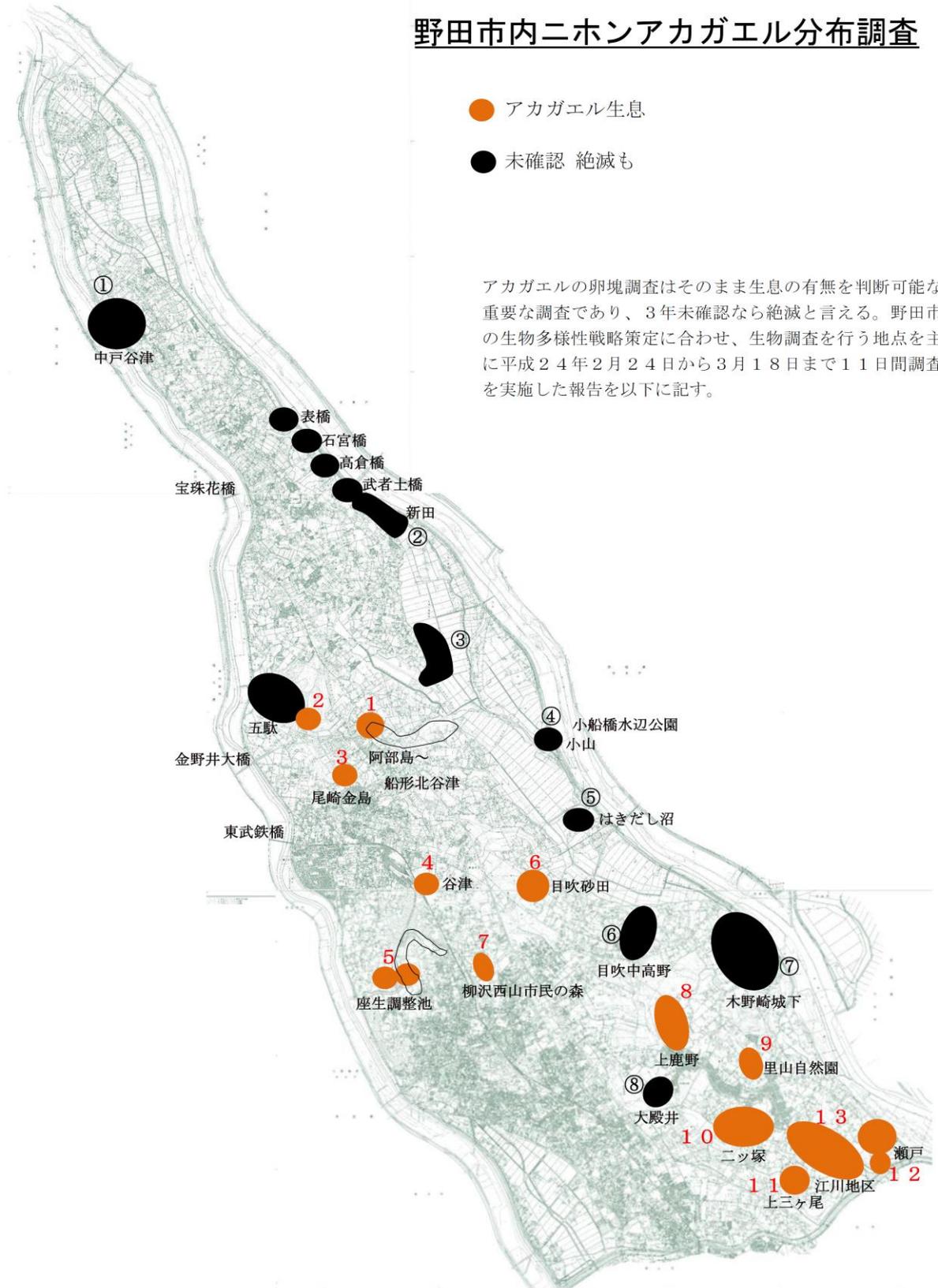
指標種の選定につきましては、環境調査の結果をもとに、生物多様性検討委員会の中で選定していただきました。

【野田市内調査概要マップ】

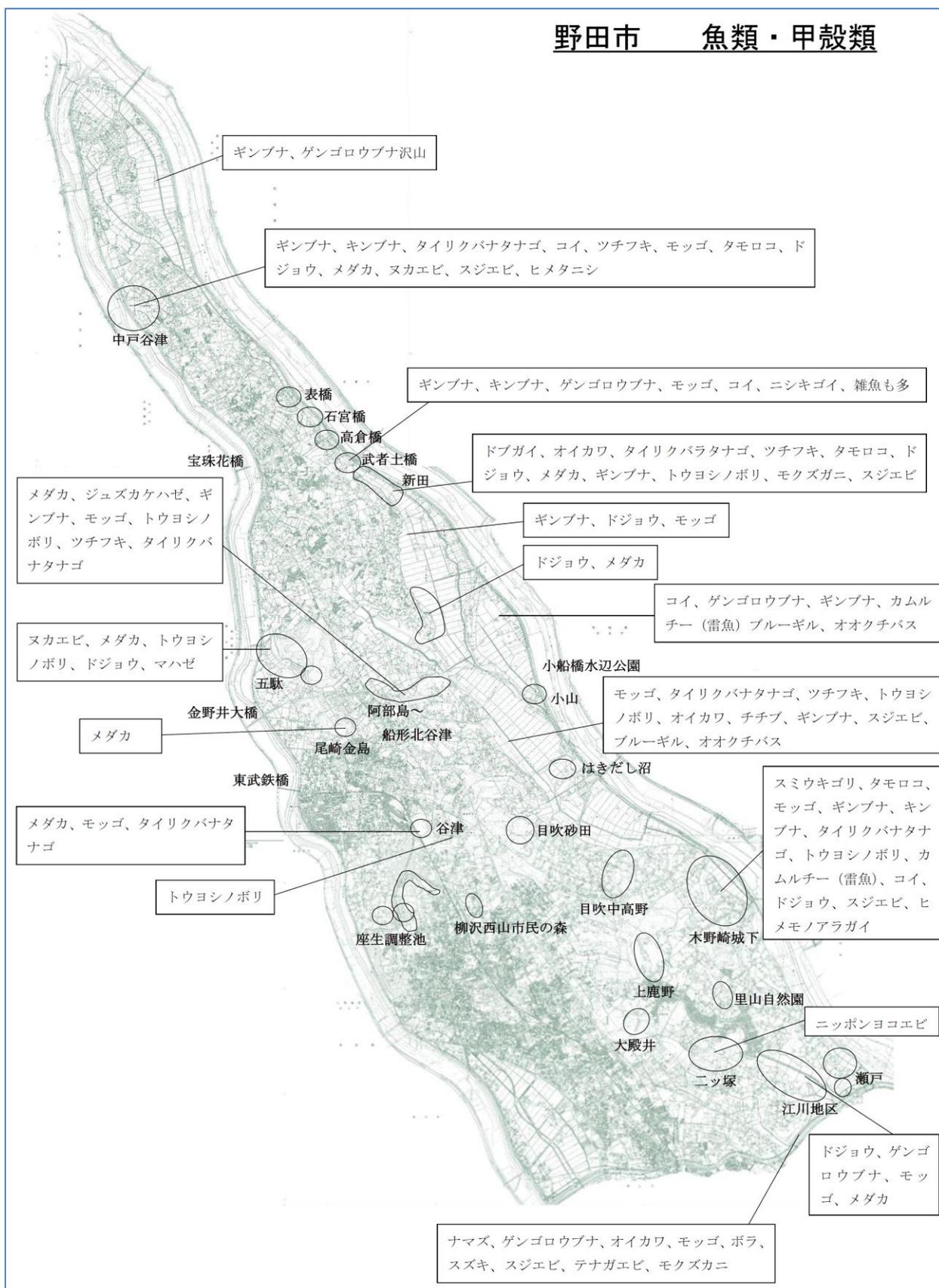
野田市内ニホンアカガエル分布調査

- アカガエル生息
- 未確認 絶滅も

アカガエルの卵塊調査はそのまま生息の有無を判断可能な重要な調査であり、3年未確認なら絶滅と言える。野田市の生物多様性戦略策定に合わせ、生物調査を行う地点を主に平成24年2月24日から3月18日まで11日間調査を実施した報告を以下に記す。



野田市 魚類・甲殻類



野田市 昆虫

